

平成 29 年度 第三者評価

京都西山短期大学 自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	6
3. 提出資料・備付資料一覧.....	22
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....	29
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神.....	31
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果.....	35
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	41
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画.....	42
◇ 基準Ⅰについての特記事項.....	42
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....	44
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程.....	51
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援.....	69
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画.....	84
◇ 基準Ⅱについての特記事項.....	84
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....	85
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源.....	86
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源.....	91
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	93
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源.....	95
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画.....	99
◇ 基準Ⅲについての特記事項.....	100
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....	101
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	102
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	111
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス.....	116
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画.....	122
◇ 基準Ⅳについての特記事項.....	122

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、京都西山短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 29 年 6 月 30 日

理事長

櫻井 悦夫

学長

中西 随功

ALO

高城 宏明

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革（1600 字程度）

学校法人京都西山学園は、昭和 33 年 4 月学校法人西山短期大学として、西山短期大学（現 京都西山短期大学）、西山高等学校（現 京都西山高等学校、昭和 2 年西山高等女学校設立、昭和 23 年学制改革により「西山高等学校」と改称、平成 16 年「京都西山高等学校」に改称、平成 17 年男女共学の通信単位制課程併設）、向陽幼稚園（昭和 29 年創設）が仏教の精神を基にした人間教育を短・高・幼共通に目指し設立された法人を前身とする。

中でも京都西山短期大学は、古く弘安 3 年に西山浄土宗総本山光明寺に開かれた学寮を前身とし、その後、大正 5 年専門学校令により 3 年制の西山専門学校に、また、昭和 25 年仏教科を有する 2 年制の西山短期大学となり、西山浄土宗の僧侶養成を中心に据えた西山浄土宗の信仰に生きる人物の育成を行ってきた。すなわち、仏教を根本とし、浄土宗を開いた法然上人の念仏の教えを基本にしつつ、さらに法然上人門下の善慧房證空上人（西山上人）の教義を建学の精神並びに教育理念とする教育活動を行っている。下表に学校法人及び短期大学の沿革を示す学校法人及び短期大学の沿革参照。

表＜様式４＞－① 学校法人及び短期大学の沿革

年	学校法人関係	短期大学関係
1280（弘安３）年		前身の学寮（会下）ができ、光明寺による学寮の運営が始まる
1332（元弘２）年		元弘の乱で光明寺被災する
1651（慶安４）年		学寮復興（大衆寮と称す）する
1868（明治元）年		明治維新後、学則を改正する
1895（明治２８）年		普通寮と専門寮の両寮制度の教育令が発令される
1896（明治２９）年		内務省訓令により、修業年限が高等科４年・研究科４年となる
1899（明治３２）年		私立学校令により、浄土宗西山派立専門学寮となる
1916（大正５）年		専門学校令により、西山専門学校３年制となる
1925（大正１４）年		専門学校令により、西山専門学校４年制となる
1927（昭和２）年	西山高等女学校を創立	
1948（昭和２３）年	西山高等学校となる	
1950（昭和２５）年	学校法人西山短期大学となる	仏教科を有する２年制の西山短期大学となる
1954（昭和２９）年	向陽幼稚園創設	
1961（昭和３６）年	学校法人西山短期大学と学校法人西山学園が合併し、学校法人西山短期大学となる	
1970（昭和４５）年		現本館を改築する
1976（昭和５１）年		福祉コースを設置。従来の仏教・国文も「コース」に改組する
1978（昭和５３）年		新館（現第９講義室の建物）を竣工する
1987（昭和６２）年		図書館を新築する
1992（平成４）年		新館（現事務室等の建物）を竣工する
1998（平成１０）年		国文コースを日本文化コースに名称変更
2004（平成１６）年	学校法人西山短期大学を学校法人京都西山学園に名称変更	京都西山短期大学と校名を変更する
2005（平成１７）年	西山高校単位通信制を開設	専攻科を新設する
2006（平成１８）年		仏教科を仏教学科に名称変更。仏教保育専攻保育コースを新設する
		学舎「述誠館」を竣工

京都西山短期大学

2007（平成 19）年	京都西山高校にこども夢コース、進学コース A を開設	仏教コースに時宗講座を開設。
2008（平成 20）年		幼稚園教諭二種免許状が取得可能となる
2009（平成 21）年		保育コースを保育幼児教育コースに名称変更
2010（平成 22）年		福祉コースをライフクリエイトコースに名称変更
2011（平成 23）年		別科（日本語専修課程）新設
2012（平成 24）年		日本文化コースを国際教育コースに改編
2013（平成 27）年		国際教育コースを国際経営コースに改編

（2）学校法人の概要

■ 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

■ 平成 29 年 5 月 1 日現在

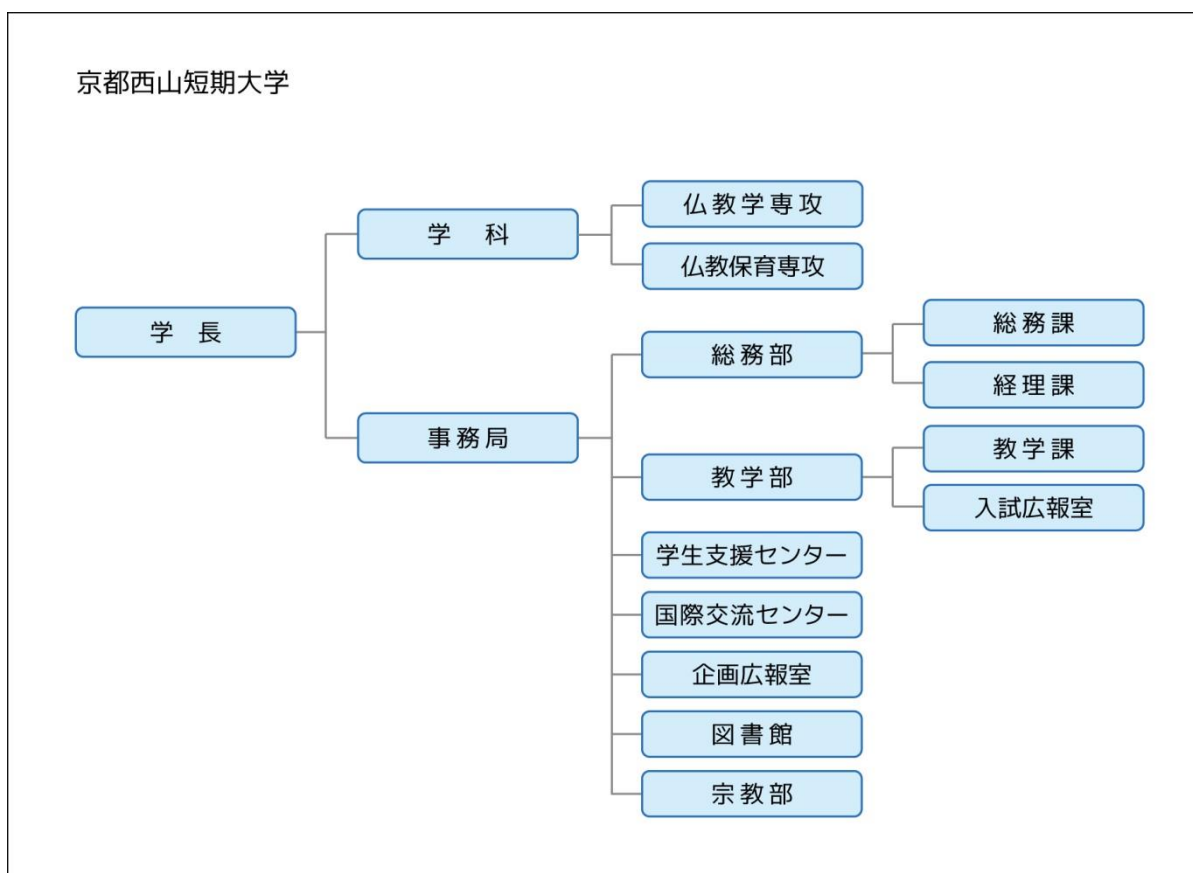
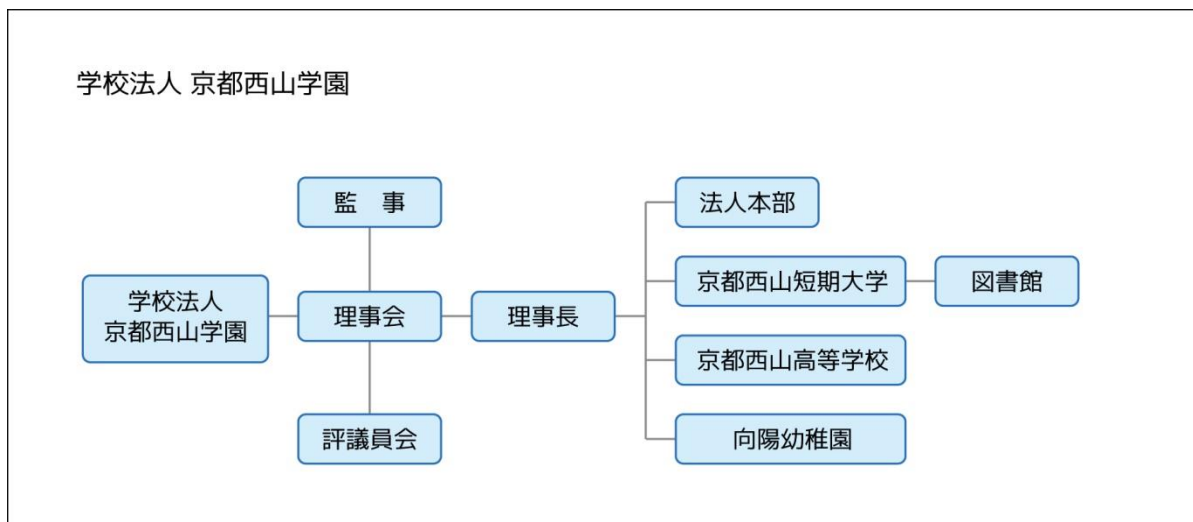
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
京都西山短期大学	京都府長岡京市栗生西条 26	100	200	165
京都西山高等学校	京都府向日市寺戸町西野辺 25	※350	※1,050	※758
		※100	※300	※256
向陽幼稚園	京都府向日市寺戸町西野辺 25		553	

※上段は全日制、下段は通信制

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

平成 29 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

35,837 世帯、80,995 人（2017 年 6 月 1 日現在）

（長岡京市公式ホームページより）

本学が位置する長岡京市は、京都盆地の西南部に位置し、北は向日市・京都市西京区、東は京都市伏見区、南は乙訓郡大山崎町、西は西山連峰を境に大阪府三島郡島本町と接している。光明寺や長岡天満宮等の有名寺社仏閣が点在し、たけのこの産地として知られる。1972 年 10 月に市制施行により長岡町から長岡京市となり、東西約 6.5 キロメートル、南北約 4.3 キロメートル、総面積 19.17 平方キロメートルで東西に長い長方形をなしている。総面積の約 65 パーセントが可住地の平坦部であり、1960 年頃からの日本経済のめざましい成長にともない、京都・大阪の衛星都市という立地条件の良さから人々が流入した。1970 年には 5 万人を超え、その後も人口は増え続け、2011 年 5 月には 8 万人を突破した。

2013 年 4 月 21 日に京都第二外環状道路（にそと）が開通し、京都縦貫自動車道「長岡京 IC」が開設され、京都府北部と名神高速道路をつなぐ重要な役割を担っている。さらに、同 12 月には約 80 年ぶりの鉄道新駅となる「西山天王山駅」が開業し、JR 長岡京駅～阪急西山天王山駅から京阪淀駅を結ぶバス路線が新設され、これまで桂川で分断されていたエリアが繋がった。

隣接地域である向日市の人口は 55,898 人（向日市ホームページより）、京都市西京区の人口は 150,277 人（京都市ホームページより）、京都市伏見区の人口は 278,966 人（京都市ホームページより）、大山崎町の人口は 15,375 人（大山崎町ホームページより）、島本町の人口は 30,557 人（島本町ホームページより）である。ちなみに、平成 27 年(2015 年)国勢調査によると、長岡京市の人口は京都府人口の 3.0 パーセントを占め、府下 26 市町村中第 6 位となっている。また、人口密度は、向日市に次いで府下で 2 番目である。

（長岡京市ホームページ参照）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
滋賀	1	1.5	3	2.9	0	0	1	1.2	0	0
京都	34	51.5	43	42.2	30	36.6	40	46.5	31	44.3
大阪	3	4.5	3	2.9	4	4.9	4	4.7	2	2.9
兵庫	0	0	1	1	1	1.2	0	0	1	1.4
奈良	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	2	3	0	0	0	0	2	2.3	0	0
その他	26	39.4	51	50	47	57.3	39	45.3	36	51.4
	66	99.9	102	100	82	100	86	100	70	100

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成 28 年度を起点に過去 5 年間。

■ 地域社会のニーズ

長岡京市第 4 次総合計画は『住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京』を基本構想のキャッチフレーズとして、「長岡京市が目指すひととまちの姿」を描いており、その中で、観光が関わる産業分野の 5 年後の目標は「工・商・農林業が都市の魅力・活力をつくり、市内外からの観光が新たな交流を生み出している」が位置付けられている。

また、関連計画として「長岡京市シティプロモーションガイドライン」が並行して策定されており、「住みたい」と思ってもらうきっかけとしての「訪れたいまち」を目指していくことが描かれている他、福祉や都市整備、交通等の各分野で、観光に関連した施策が展開されている。

（長岡京市ホームページより）

■ 地域社会の産業の状況

長岡京市の産業を産業別にみると、事業所数は生産機械（13 事業所・構成比 14.4%）と金属製品（13 事業所・同 14.4%）がトップで、食料品（9 事業所・10.0%）、電気機械（8 事業所・同 8.9%）がこれに次いでいる。

長岡京市の東部（JR 線以東の地域）は工業適地に指定されており、事業所（構成比 75.6%）が集中しており、製造品出荷額等においてもこの地域だけでも 3,728 億 7,541 万円（構成比 95.8%）を占めている。良質な水質の地下水は、本市における工業発展の一要因となったが、現在は水位の低下がすすみ、水資源の保全が重大な課題となってい

る。

また、西部丘陵地では特産物「たけのこ」を産出する
(長岡京市ホームページ参照)

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
学校法人全体のバランスにおいて支出超過であり、負債も多いので財務体質の改善が望まれる。	収容定員充足率の向上や経費の削減により、財務の体質を改善する。	指標 B 4 から A 3 に改善した。
短期大学の入学・収容定員の充足状況が低いので、充足率を上げるように努力されたい。	入学者増加に向けた施策を策定し、入学・収容定員充足率を上げる。	60%台から 80%台へと改善したが、さらに 100%を達成するよう努める。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
特になし		

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

平成 25 年度～平成 29 年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
仏教学科 仏教学専攻	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	64	57	52	41	58	
	入学定員 充足率 (%)	128	114	104	82	116	
	収容定員	100	100	100	100	100	
	在籍者数	110	121	108	89	97	
	収容定員 充足率 (%)	110	121	108	89	97	
仏教学科 仏教保育専攻	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	38	25	34	29	38	
	入学定員 充足率 (%)	76	50	68	58	76	
	収容定員	100	100	100	100	100	
	在籍者数	66	63	62	62	68	
	収容定員 充足率 (%)	66	63	62	62	68	

[注]

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点とした過去5年間のデータを示す。

② 卒業者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
仏教学科	47	55	64	57	74
仏教学専攻	28	31	35	31	43
仏教保育専攻	19	24	29	26	31

③ 退学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
仏教学科	6	15	9	11	5
仏教学専攻	2	10	4	7	4
仏教保育専攻	4	5	5	4	1

④ 休学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
仏教学科	2	1	1	0	1
仏教学専攻	2	0	0	0	0
仏教保育専攻	0	1	1	0	1

⑤ 就職者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
仏教学科	18	24	28	30	41
仏教学専攻	6	11	8	9	13
仏教保育専攻	12	13	20	21	28

⑥ 進学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
仏教学科	9	14	23	9	17
仏教学専攻	8	13	17	9	16
仏教保育専攻	1	1	6	0	1

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける平成 29 年 5 月 1 日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
仏教学科 仏教学専攻	3	0	3	0	6	5		2	0	20	文学関係
仏教学科 仏教保育専攻	2	1	5	0	8	6		2	0	14	教育学 保育学 関係
(小計)	5	1	8	0	14	11		4	0		
〔その他の組織 等〕	0	0	0	0	0						
短期大学全体の 入学定員に応じて 定める専任教員数 〔ロ〕							3	1			
(合計)	5	1	8	0	14	14		5			

〔注〕

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。

2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。

3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教

育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数)を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の「その他の組織等」には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、「その他の組織等」欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。
該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。

5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。

6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	9	3	12
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	1	1
その他の職員	0	0	0
計	9	4	13

〔注〕

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準 面積 (㎡)	在籍学生 一人当たり の面積 (㎡)	備考 (共用 の状況 等)
校地等	校舍敷地	4,491	—	—	4,491	2,000	40	
	運動場用地	2,182	—	—	2,182			
	小計	6,673	—	—	6,673			
	その他	489	—	—	489			
	合計	7,162	—	—	7,162			

〔注〕

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- 在籍学生一人当たりの面積＝〔ロ〕÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④ 校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考（共用 の状況等）
校舎	4,353	—	—	4,353	3,000	

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習 室	語学学習施設
11	20	3	1	0

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究 室
9

⑦ 図書・設備

学科・専攻課 程	図書 〔うち外国 書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資 料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）		電子ジャー ナル〔うち外国 書〕			
全学科	57,388 〔668〕	165	-	365	12	-
	-	-	-	-	-	-
計	57,388	165	-	365	12	-

図書館	面積（㎡）	閲覧座席数	収納可能冊数
	313	37	60,000
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	215	—	—

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 29 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/
2	教育研究上の基本組織に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/ 『学生便覧2017 』 『シラバス 2017 』
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/ 『学生便覧 2017 』
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/ 『大学案内2018 』 『学生募集要項 2018 』
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp/

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	京都西山短期大学 H P URL http://seizan.ac.jp

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

- 学習成果をどのように規定しているか。
- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 28 年度）

- オフキャンパス（実施していれば記述する）

実施していない

- 遠隔教育（実施していれば記述する）

実施していない

- 通信教育（実施していれば記述する）

実施していない

- その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

実施していない

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 28 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理の方針及び実施については「京都西山短期大学公的研究費及び管理規程」を定め、適性に管理・運営している。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 26 年度～平成 28 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
理事会	9～11人	10人	平成 26 年 5 月 22 日 ： ～ ：	8人	80.0%	2人	2 ／2
		10人	平成 26 年 6 月 30 日 ： ～ ：	8人	80.8%	2人	2 ／2
		10人	平成 26 年 12 月 12 日 ： ～ ：	8人	80.8%	2人	0 ／2
		10人	平成 27 年 3 月 25 日 ： ～ ：	6人	60.0%	4人	1 ／2
		10人	平成 27 年 5 月 25 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	1 ／2
		10人	平成 27 年 6 月 30 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	1 ／2
		10人	平成 27 年 10 月 13 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	1 ／2
		10人	平成 27 年 12 月 16 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	2 ／2
		10人	平成 28 年 3 月 28 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	2 ／2
		10人	平成 28 年 5 月 25 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	1 ／2
		10人	平成 28 年 9 月 26 日 ： ～ ：	9人	90.0%	1人	2 ／2
		10人	平成 28 年 10 月 1 日 ： ～ ：	9人	90.0%	1人	2 ／2
		10人	平成 28 年 12 月 6 日 ： ～ ：	7人	70.0%	3人	1 ／2
		10人	平成 29 年 2 月 14 日 ： ～ ：	6人	60.0%	4人	1 ／2
		10人	平成 29 年 3 月 27 日 ： ～ ：	8人	80.0%	2人	2 ／2

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	22人以上 23人まで	23人	平成26年5月22日 ： ～ ：	16人	69.6%	5人	2 ／2
		23人	平成26年12月12日 ： ～ ：	15人	65.2%	6人	0 ／2
		23人	平成27年3月25日 ： ～ ：	14人	60.9%	7人	1 ／2
		23人	平成27年5月25日 ： ～ ：	18人	78.3%	5人	1 ／2
		23人	平成28年3月28日 ： ～ ：	16人	69.6%	7人	2 ／2
		23人	平成28年5月25日 ： ～ ：	16人	69.6%	7人	2 ／2
		23人	平成28年12月6日 ： ～ ：	20人	87.0%	3人	2 ／2
		23人	平成29年3月27日 ： ～ ：	16人	69.6%	7人	2 ／2

〔注〕

1. 平成26年度から平成28年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）

2. 「定員」及び「現員 (a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。

3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。

4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する（小数点以下第2位を四捨五入）。

5. 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

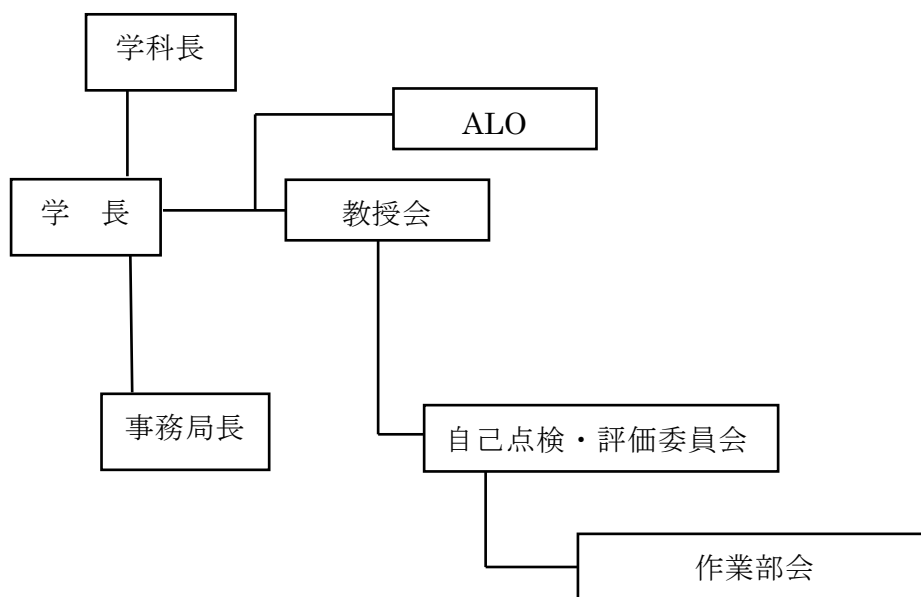
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	中西	随功	（学長）
委員	高城	宏明	（ALO、仏教学科長）
委員	高木	英準	（事務局長）
委員	島袋	章	（教学部長）
委員	吉井	和夫	（図書館長）
委員	加藤	善朗	（学生支援センター長）

自己点検・評価委員会規程には、委員会は、学長、副学長、学科長、事務局長、各室長、各部長、図書館長をもって構成するとあり、委員長は学長自らがこれに当たると定められている。なお、上記に示した委員の他にも教職員から総勢 15 名が委員会に所属し、点検・評価にあたった。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価委員会は毎年各種委員会とともに年度末に翌年度の委員を定め自己点検・評価の作業に取り組んでいる。前回の第三者評価の後、平成 24 年度には正眼短期大学との相互評価を実施した。その結果は相互評価報告書として平成 25 年度に公表した。

平成26年以降は基準Ⅰ、Ⅳに関して、学校教育法の一部改正にともない学則変更し、基準Ⅱ、Ⅲに関しては教学委員会を中心に協議をすすめ、第三者評価に向けた準備を整えた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成28年度を中心に）

平成28年度は、自己点検・評価報告書作成に向けた各基準の内容、担当部署の確認に始まり、とりわけ基準Ⅱについては教育活動の母体とも言える教育課程を内容とするものであり、教学部を担当とした。他の基準についても責任者を決定し、12月末を期限として、それぞれの担当箇所の内容を精査し、文章化を進めた。

自己点検・評価報告書の作成は、基準によって進度に差異が生ずることが予測されたこともあり、基準ⅠからⅣまでを併せて修正作業に入ることには、なかなか容易ではない状況であった。最終的には他の委員会や毎週の事務連絡会で進捗状況などの確認を重ね、6月中に平成29年度の自己点検・評価報告書をまとめた。

3. 提出資料・備付資料一覧

(1) 記述の根拠となる資料等一覧（提出資料）

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. 2016 Guide Book [平成 28 年度] 3. School Guide 2017 [平成 29 年度] 4. 2017 オフィスアワー一覧 6. ウェブサイト「情報公開」 http://seizan.ac.jp/outline/information/
B 教育の効果	
学則	5. 学則
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. 2016 Guide Book [平成 28 年度] 4. 2017 オフィスアワー一覧 6. ウェブサイト「情報公開」 http://seizan.ac.jp/outline/information/
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	2. 2016 Guide Book [平成 28 年度]
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	7. 京都西山短期大学自己点検・評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度]
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度]
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 8. 学生募集要項（入学願書を含む）[平成 28 年度]
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	10. 授業科目担当者一覧表[平成 28 年度] 11. 時間割表 [平成 28 年度]
シラバス	12. シラバス [平成 28 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のために配付して	1. 学生便覧 [平成 28 年度]

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
いる印刷物	4. 2017 オフィスアワー一覧
短期大学案内（2 年分）	2. 2016 Guide Book [平成 28 年度] 3. School Guide 2017 [平成 29 年度]
募集要項・入学願書（2 年分）	8. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成 28 年度] 9. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成 29 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式 5]	13. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体） 14. 事業活動収支計算書の概要 15. 貸借対照表の概要（学校法人全体） 16. 財務状況調べ 17. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要
資金収支計算書・資金収支内訳表（過去 3 年間）	18. 計算書類 [平成 26 年度～平成 28 年度] の該当部
活動区分資金収支計算書（過去 2 年間）	18. 計算書類 [平成 26 年度～平成 28 年度] の該当部
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去 2 年間）	18. 計算書類 [平成 26 年度～平成 28 年度] の該当部
貸借対照表（過去 3 年間）	18. 計算書類 [平成 26 年度～平成 28 年度] の該当部
消費収支計算書・消費収支内訳表	18. 計算書類 [平成 26 年度～平成 28 年度] の該当部
中・長期の財務計画	19. 財務計画表
事業報告書 [平成 28 年度]	20. 事業報告書 [平成 28 年度]
事業計画書/予算書 [平成 29 年度]	21. 事業計画書/予算書 [平成 29 年度]
寄附行為	22. 寄附行為

(2) 備付資料

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
創立記念、周年誌等	該当なし
C 自己点検・評価	
過去3年間（平成26年度～平成28年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	該当なし
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	1. 正眼短期大学との相互評価報告書
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成28年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	2. 履修登録用紙 3. 成績表（学業成績原簿）
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	4. 資格取得者数一覧
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	5. 進路ガイダンス参加者アンケート
就職先からの卒業生に対する評価結果	該当なし
卒業生アンケートの調査結果	6. 卒業生追跡調査 （就職・進学状況調査）
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	7. 2016 Guide Book [平成28年度] 8. School Guide 2017 [平成29年度]
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	9. 事前学習会実施案内等
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	10. オリエンテーション資料、新入生へのメッセージ等
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	11. 学籍原簿 12. 進路登録カード
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去3年間（平成26年度～平成28年度）	8. School Guide 2017 [平成29年度]
GPA等の成績分布	該当なし
学生による授業評価票及びその評価結果	13. 授業評価アンケート
社会人受け入れについての印刷物等	該当なし
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	14. FD委員会活動議事録
SD活動の記録	15. SD委員会活動議事録
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書（平成 29 年 5 月 1 日現在で作成）〔書式 1〕、及び過去 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）の教育研究業績書〔書式 2〕 ■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照 〔注〕学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること	16. 専任教員の個人調書 教員個人調書（平成 29 年 5 月 1 日現在で作成）、及び過去 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）の教育研究業績書
非常勤教員一覧表〔書式 3〕	17. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	18. 教員の研究活動について公開している印刷物等（平成 26 年度～平成 28 年度）
専任教員の年齢構成表 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 29 年 5 月 1 日現在）	19. 専任教員の年齢構成表（平成 29 年 5 月 1 日現在）
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	20. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（平成 26 年度～平成 28 年度）
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	21. 研究紀要・論文集（平成 26 年度～平成 28 年度）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 第三者評価を受ける年度（平成 29 年 5 月 1 日現在）	22. 教員以外の専任職員の一覧表（平成 29 年 5 月 1 日現在）
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	23. 校地、校舎に関する図面
■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等	24. 学校法人基本調査票該当頁より
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	25. 学内 LAN、情報機器等の敷設図

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	25. 学内 LAN、情報機器等の敷設図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	26. 財産目録及び計算書類 （平成 26 年度～平成 28 年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 29 年 5 月 1 日現在）	27. 理事長の履歴書 （平成 29 年 5 月 1 日現在）
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	28. 学校法人実態調査表（写し） （平成 26 年度～平成 28 年度）
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	29. 理事会議事録 （平成 26 年度～平成 28 年度）
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SD に関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿	30. 諸規程集 組織・総務関係 組織図、京都西山短期大学事務分掌規程、稟議規程、文書取扱規程、文書保存規程、公印取扱規程、京都西山学園個人番号及び特定個人情報取扱規則、個人情報保護運用規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、学校法人西山学園危機管理規程、防火・防災管理規程、自己点検・評価委員会規程、SD 委員会規程、京都西山短期大学図書館規程、人事・給与関係 京都西山短期大学就業規程、京都西山短期大学就業規程施行細則、教員選考委員会規程、教員選考基準、教員選考手続、事務職員採用委員会規程、事務職員採用内規、事務職員再雇用取扱規程、京都西山短期大学定年規程、職員休職規程、役員報酬規程、京都西山短期大学給与規程、京都西山短期大学職員退職金規程、京都西山短期大学出張旅費規程、育児休職及び育児時間勤務に関する規程、介護休職及び介護時間勤務に関する規程、子どもの看護休暇規程、

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程、 ■ 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。	母性健康管理の措置に関する規則、京都西山短期大学表彰及び懲戒規程財務関係 学校法人京都西山学園経理規程、学校法人京都西山学園経理規定施行細則、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程、学校法人京都西山学園資産運用規程 教学関係 京都西山短期大学学長選出規程、京都西山短期大学学長選出規程施行細則、京都西山短期大学教授会規程、入試・広報委員会規程、京都西山短期大学授業料等減免奨学規程、京都西山短期大学給付奨学金規程、京都西山短期大学短期貸付規定、研究倫理規程、ハラスメント防止指針、ハラスメント防止委員会規程、ハラスメント相談窓口に関する規程、修学規程、研究倫理規程、公的研究費運営管理規程、FD委員会規程
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書〔書式 1〕（平成 29 年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）の教育研究業績書〔書式 2〕	31. 学長の個人調書 16. 教員個人調書（平成 29 年 5 月 1 日現在） 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）の教育研究業績書
教授会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	32. 教授会議事録 （平成 26 年度～平成 28 年度）
委員会等の議事録 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	33. 委員会等の議事録 （平成 26 年度～平成 28 年度）
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	34. 監事の監査状況 （平成 26 年度～平成 28 年度）
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	35. 評議員会議事録 （平成 26 年度～平成 28 年度）

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
選択的評価基準	
選択的評価基準の評価を希望する場合 ■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■ 資料・データ一覧を様式 5 に記載する。 ■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。	該当なし

[注]

- 「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名（評価校独自の名称等）を記載する。
- 準備できない資料（例えば、取り組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載する。
- 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」には URL も記載する。
- 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成 28 年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成 29 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 29 年度のものを備付資料として準備する。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 28 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とする。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

本学の教育目的は、学則をふまえ「仏教精神に基づき、広く社会の福祉に貢献できる人物の養成を目指す」というところにある。さらにそれを目指すにあたっては、建学の精神である「智慧と慈悲」の習得を目指すことが必要であると考えている。智慧は正しい教えを身につけ発揮できる人間力であり、慈悲は思いやりのある温かい大きな心を身につけることにある。

本学に入学した学生は、先ず講堂で学長から建学の精神についての訓辞を聞くが、その際、正面には文殊菩薩像が祀られ、上方には教学の理念とする「学仏大悲心」と揮毫された扁額が掲げられている。これは文殊菩薩が智慧の象徴であり、「仏の大悲心を学ぶ」ことは、とりもなおさず慈悲を学ぶことに繋がるからである。これらを追い求める姿勢にこそ、本学で教えかつ学ぶことの意義があるのであり、またそれは同時に学外から期待されているものでもある。

こうした建学の精神は決して一部の教職員のためにあるのではなく、常に全学共有のものでなければならない。そのため、学生には専攻・コースを問わず、仏教についての基礎知識を学ぶことのできる「ブッダの教え」や「仏教学概論」といった授業を必修科目とし、その正しい理解に少しでも近づけるよう配慮している。

また、教職員に対しては、研修会などといった、より深い理解を身につけることのできるような機会をできる限り増やすよう心掛けている。

また、これら以外に『学生便覧』にも「学びの自己実現」や「本学の教育精神」、「学仏大悲心」などの事項を明記し、さらに、京都西山短期大学のホームページにも「建学の精神」や「教育理念・目標」を掲載するなど、本学が展開する教育の根本がどのあたりにあるかを、広く理解してもらうための方策をとっている。

ただ、こうした建学の精神や理念といったものを浸透させるには、理屈を押しつけるのではなく、そのあるべき様態を常に念頭におきつつ、個も尊重しながら柔軟に対応していくことが求められる。それは言い換えれば教員、職員、あるいは学生としての生活に密着した精神であり、理念であらねばならないということである。今後も、こうした建学の精神をさらに浸透させ、それを学生生活と直結させるために、講義や研修会の内容を吟味し、さらに広く意見を取り入れながら、質の向上を図ってゆかねばならないと考えている。

次に、建学の精神にいう「社会の福祉に貢献できるよう努めることのできる人物の育成」に欠かすことのできない、重要な3つのポリシーを挙げておきたい。

- (1)ディプロマポリシー（学位授与の方針）
- (2)カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）
- (3)アドミッションポリシー（入学者受入の方針）

これら3つのポリシーは、それぞれが緊密に連携しあってこそ、はじめて人材の育成

という目標に結びつけることができるのであるが、さらに言えば、建学の精神がそれらを統括していることにより、大学全体が一つの有機体として機能することができると考えている。今ここには、建学の目的、精神、理念に基づき、3つのポリシーが重層的に位置づけられてアカデミックポリシーを形成している様を図示しておきたい。

建学の目的.....「仏教精神による人物育成」

|

建学の精神.....「智慧と慈悲」

教学の理念.....「学仏大悲心」

|

ディプロマポリシー

|

カリキュラムポリシー

|

アドミッションポリシー

以上のように、3つのポリシーは、当然上記の建学の精神と緊密に対応しつつ明示されていなければならない、それらの間に齟齬が生じていないかという点については、常に点検を怠ってはならない。

このような構造のもと、学生が「智慧と慈悲」を体得する何よりの機会が、個々の教員による授業にあることは言うまでもない。本学の教育目的は、本来上記の建学の精神に基づいたものであり、個々の授業はさらにそれらを反映したものとしなければならない。これについては、『京都西山短期大学学則』第1章総則の第1条に、「本学は（中略）高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする」と明記している。そうした個々の授業は各担当者が『講義概要（シラバス）』を通して、その授業の目標や内容、展開、評価方法などを詳しく記しているため、本学のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが適切に機能しているか否かをはかる一つの目安とすることができる。また各学期末に実施される授業アンケートが、授業がシラバスに記されている通りに運営されているかどうかをチェックする役割を果たしている。その他にも非常勤教員との教学連絡会や、仏教、仏教保育の両専攻会議などを通して、常日頃から点検を怠らないように心がけている。

また、教育目標の遵守のみならず、昨今は教育の質的な面についても適切な対応が求められている。これについては単に学校教育法や短期大学設置基準などの法令を遵守するだけでなく、全学的な研修会などを通して自己点検や評価といった面を深く見すえ、その向上を図っている。言うまでもなく、こうした取り組みには終着点といったものはなく、常日頃から自己を客体化して虚心に見すえる態度を養うことこそが求められてい

るのである。

また、その意味では、7年毎に行われる第三者評価の実施を、ともすればルーティンに流れる教学面や管理運営面での問題点を自ら再チェックできるよい機会ととらえるのではなく、常日頃の見直しこそ自らを向上させる格好の道筋であると自覚しなければならない。

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

【区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。】

■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

※ ここには「観点」についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

【建学の精神と教育理念】

本学の建学の精神は、「仏教精神に基づく人間形成を目ざし、それにより社会の福祉に貢献できるよう努めることのできる人物を育成する」ということにある。その仏教精神の中でも、ことに基本となるのが「智慧と慈悲」の習得であり、それを探究する姿勢こそ本学に携わる者すべてに求められるものである。

本学は教育機関であるから、授業等を通して学生があらゆる成長の糧となる正しい知識を得られるように努めなければならない。しかし、それが単なる知識の詰め込みに終始してしまつては、いつまでも豊かな人間性の獲得には結びつかないであろう。温かい大きな心を培い、個々の正しい知識を糧にさらにその先を見すえる力を養ってこそ、はじめて「智慧」への道筋が見えてくるのである。

そう考えたとき、「智慧」というものが本学の教育理念である「^{がくぶつだいひしん}学仏大悲心（仏の大悲の心を学ぶ）」と深く関わっていることに気付かされるのである。ここで言う「大悲心」とは大きな慈悲の心のことで、このうち「慈」とは他者の喜びを自分の喜びとして受けとめ、それを与えることができることであり、「悲」とは他者の悲しみを自分の悲しみとして受けとめ、それを取り除くことのできる境地をいう。したがって上記の「智慧」と「慈悲」は、優れた人間性を涵養するという共通の目的を持った学と心の道と捉えることができる。本学が建学の精神をつかさどる理念として「智慧と慈悲」を掲げているのは、ここで学ぶ者は少しでもそうした智慧と慈悲の実践力を身につけることができるように、日々努力してほしいとの思いが込められているのである。

【建学の精神や教育理念が確立した経緯】

本学の建学の精神や教育理念が確立した背景には、本来、西山浄土宗の僧侶養成のた

めに設けられた学寮であったことと大きく関わっている。弘安 3 年（1280）、日本では綜藝種智院（現種智院大学）に次いで古い学寮が創設され、それ以来、浄土宗西山派立専門学寮から 3 年制もしくは 4 年制であった西山専門学校、西山短期大学、さらには京都西山短期大学と機構や名称は変わっても、その根本理念は変わることなく 730 年余りの現在まで引き継がれてきた。

もともと、上記の建学の精神や教育理念が、最初から明文化されて伝えられてきた訳ではなく、現在の形をとるようになったのは比較的新しく、学校教育法に基づいて新制大学となった昭和 25 年のことである。とはいえ、智慧と慈悲、「学仏大悲心」をはじめとする言葉の数々は、この学府に関わった人々のあいだで脈々と受け継がれてきた教えであり、いわばその精神の精華とでも言うべきものである。

〔建学の精神や教育理念を周知徹底させる方策〕

ところで、高邁な建学の精神や教育理念を掲げていても、年々に入れ替わる学生や教職員への周知徹底を欠いては画餅の誹りを免れることはできない。そのために本学がとっている様々な方策は、平成 22（2010）年度の「自己点検・評価報告書」をふまえたものであり、報告書の次のような内容を基点として、毎年点検を行っている。これは建学の精神や教育理念を周知徹底させるための重要な項目でもある。

（1）学生に対する周知の図り方

学生が最初に建学の精神を目にするのは『大学案内』の同欄であるが、それをより深く理解するのは、入学宣誓式の際の学長の式辞である。また、式典に引き続いてオリエンテーションが開かれるが、その際に配布される『学生便覧』にも建学の精神が明記されており、それを使って各専攻主任から教育方針などと共に説明がなされる。

また、大学行事も建学の精神について理解を得ることのできる良い機会である。具体的に挙げれば、入学宣誓式における勤行・光明寺参拝・同御忌参拝・週 1 回の朝の勤行（洗心アワー）・年 4 回の聖日勤行、あるいは宗教部と学生相談室の合同企画などが年間行事として行われている。

こうした建学の精神や理念は、仏教についての知識を身につけるにしたがって、より正しくより深く理解しうると考えており、仏教コース以外の学生も「ブッダの教え」や「仏教学概論」などの授業を通して、仏教についての基礎的な教養を身につけることができるよう配慮している。

（2）教職員に対する周知の図り方

専任教員に対しては、式典行事や年始会の際に学長より建学の精神や理念が伝えられ、周知が図られている。ことに新任教職員に対しては、辞令交付の後に『京都西山短期大学例規集』（以下『例規集』と略称す）を配付し、学長から建学の精神を伝え、理解を促している。

また、非常勤講師に対しては、新年度に先だって実施している教学連絡会を伝達の手続きとしている。

平成 22 年度の「自己点検・評価報告書」に記載するところは以上であるが、本学ではそれ以降にホームページを開設し、「建学の精神」、「教育理念・目標」、「学長挨拶」などといったコーナーを設け、それによってより幅広い層に本学が訴えたいところを知ってもらえるよう努めている。

以上、述べたような方策を通して、学生・教職員への建学の精神や理念の浸透を図り、本学が学問教育の場であるばかりでなく、人に対する思いやりが育まれ、学問教育と人間教育の両立がはかられる場にもなるよう願っている。

(b) 課題

※ ここには「観点」についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。(以下同じ。)

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。(以下同じ。)

上記のような建学の精神と教育理念についての課題を挙げるならば、まず一見すると易しそうに思える「智慧」と「慈悲」という言葉の表現を安易にとらえ、一知半解に陥ってしまうことであろう。これらの言葉は普段の生活の中で使われた場合、「智慧」は「物事の理を悟り、適切に処理する能力」となり、「慈悲」は「いつくしみあわれむ心」(共に『広辞苑』による)の意味で使われることが多く、人はともすれば、より深い意味を問うこともなく過ごしてしまうからである。

しかし、本学の場合はいくまでも仏教精神に根付いた「智慧」であり、「慈悲」であることをいま一度確認する必要があるだろう。これについては中西随功学長がそれぞれ次のように解説している。

「智慧」

智慧とは物事を正しく理解し、洞察する能力。正しい考えを身につけ実行できる力です。この「智慧」を養うことで、正しい方向へ進むことを目指します。

(School Guide 2017)

「慈悲」

仏典には慈悲について、慈とは与楽(楽を与える)であり、悲とは抜苦(苦を抜く)であると説かれています。つまり慈とは他者の喜びについて、ともに喜べることであります。そして、悲とは他者の悲しみを自らのこととして受けとめられることであります。さらに〈大きな慈悲〉とは分け隔て無きはたらきのことです。

(学生便覧)

言うまでもなく、建学の精神や教育理念といったものは、できる限り平易に語りかけられればそれに越したことはなく、ことさらに難解さを誇るがごとき姿勢は厳に慎まねばならない。しかし、同時に、安直さを求めるあまり本来の意味をねじまげてしまったり、精神や理念の持つ意味が雲散してしまうであろう。建学の精神と教育理念についての課題は、安易な解釈に流れてしまう姿勢を正しつつ、あくまでもまっとうな意味を踏まえた上で、学内に周知徹底させることの難しさということに尽きると考えられる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに係る提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

「建学の精神の改善」については、学内外にいかに関知徹底させるかといった方法論についての改善と捉えている。それは前項の (b) で挙げた課題をいかに克服するかということに繋がるため、以下、それについて列挙しておく。

- ① あらたに開設されたホームページ内の「建学の精神」や「教育理念・目標」「学長挨拶」といったコーナーの内容をさらに正確かつ分かりやすくするため、質の向上を目指さねばならない。そのため、こうした分野に詳しい教職員が内容を検討する担当となって定期的にチェックを行い、その結果を教学委員会で報告して改善点を協議していく。
- ② 大学案内等における「建学の精神」や「教育理念・目標」については、詳しくかつ分かりやすい説明が求められるため、毎年、定期的にチェックを行っていく。
- ③ 毎年開かれる公開講演会や同窓会、あるいは保護者会には、大学関係者以外に多くの学外者の参加も見込まれる。これらは建学の精神や理念を広く知らしめるのによい機会であり、これからはその点について時間を割くことも考えていく。
- ④ 毎年、4月下旬に御忌参拝を行っているが、そうした行事の意義を学生に伝える際の説明にさらに工夫を加え、より充実した参拝になるように、各ゼミナールが教学部と連携して指導を行う。

こうした地道な取り組みによって、はじめて建学の精神を各自の中にしっかりと根付かせることができると考えている。

(テーマに係る提出資料)

提出資料 1: 学生便覧 (平成 28 年度)

提出資料 2: 2016 Guide Book (平成 28 年度)

提出資料 3: School Guide2017 (平成 29 年度)

提出資料 4: 2017 オフィスアワー一覧

提出資料 6 ウェブサイト「情報公開」

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。】

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

本学における教育の基盤をなすものが、前章で述べた「建学の精神」や「教育理念」にあることは言うまでもないが、さらに具体的な教育目的については、「京都西山短期大学学則」第 1 章、第 1 条に次のように明記している。

第 1 章

第 1 条 本学は教育基本法並びに学校教育法に則り、高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。

また同第 2 条には、教育目標について「本学の設置する各学科又は専攻における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める」と記し、具体的には 2017 年度の『学生便覧』や 2018 年度の『大学案内』に、ディプロマポリシーについて次のように明記している。

学位授与方針（ディプロマポリシー）

本学は、仏教の教えである「智慧と慈悲」を建学の精神とし、教育の基本としている。教育課程の目標を達成し、専門領域を体系的総合的に修学し、あたたかい思いやりのある心と正しい教えを身につけることをめざす者に短期大学士の学位を授与する。

本学は仏教学科だけの単科大学であるが、その中で仏教学専攻と仏教保育専攻の両専攻に分かれている。さらに仏教学専攻には仏教コース、ライフクリエイトコース、国際経営コースの 3 コースが設けられ、仏教保育専攻の保育幼児教育コースを加えると 4 コースに分かれている。これらのコースは学ぶ内容や進路など、いずれも性格を大きく異にしているため、次にそれぞれのコースに分けて、現状、教育方針、ディプロマポリシー、課題といった点について述べたい。

仏教学専攻

（仏教コース）

a.現状

本コースで学ぶ者は、仏教を学び僧侶資格の取得や僧侶としての修養を目指す者と、仏教を糧として知識と智慧の習得を目指す者とに大別できる。前者にはすでに他大学を卒業した者や社会人も混在するが、後者はそのほとんどが社会人である。こうした年齢や人生経験も異なる学生が助け合いながら勉学に励んでいる。

b.教育方針

本コースの教育方針として、仏教精神を通して社会に貢献できる人材の育成が挙げられる。それをさらに詳しく述べると次の如くである。

- ① インドから中国、日本へと伝わった仏教への理解を深める。
- ② 本学の建学の精神およびその理念である「智慧」と「慈悲」について理解を深める。
- ③ 西山浄土宗・浄土宗西山禅林寺派・浄土宗西山深草派の各派の僧侶資格取得を目指す。

c.ディプロマポリシー

本学の教育理念や目標に基づいて編成された教育課程において、所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に、短期大学士の学位を授与する。

- ① 本学の建学の精神およびその理念である温かい大きな心を身につけ、豊かな人間性と大きな社会的視野を有する者。
- ② 仏教、浄土教の思想についての広い知識を基に、自ら考え、表現する技術を身につけ、社会的責任を自覚し行動できる能力を有することを目指す者。

d.課題

身近でない仏教を、いかに身近なものとして理解していくかが課題として挙げられる。

(ライフクリエイトコース)

a.現状

本コースで学ぶ者は、将来を見すえてさまざまな資格の取得を目指している。社会にはさまざまな職種があり、中には、現在の自分にどれが最も合っているのか分からず、自分はどの方面に進みたいのか、決めかねている者もいる。こうした資格取得を目指しつつ、より具体的な将来像を描くことができるよう導いていきたい。

b.教育方針

本コースの目標として、社会で活躍するためのスキルである対人関係能力を身につけるため、他者を敬う心を育み、心配りができるヒューマンスキルの習得を目指している。また情報社会に対応できるようパソコンスキルや秘書検定などの資格取得を目指している。

c.ディプロマポリシー

本学の教育理念や目標に基づいて編成された教育課程において、所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に、短期大学士の学位を授与する。

- ① 本学の建学の精神およびその理念である温かい大きな心を身につけ、豊かな人間性と大きな社会的視野を目指す者。
- ② コミュニケーション能力の習得につとめ、他者を敬い、心配りができるヒューマンスキルと、社会で役立つ実務スキルの養成を目指す者。

d.課題

近年、資格の取得率は上ってきているが、これをさらに上げていきたい。そのため、自分に合った職種を見つけようとする意識の向上を目指したい。

(国際経営コース)

a.現状

本コースで学ぶ者は、海外からの留学生で、かつてはオーストラリアからも学びに来ていたが、現在は中国からの留学生のみである。本学で日本語や経済・経営、さらには日本文化を学びつつ、将来のために役立てたいとの希望を抱いている。

b.教育方針

本コースの教育目標として、「国際社会で活躍できる人材の育成」を挙げている。広い視野を持って異文化の理解に努め、日本と母国の架け橋となる人材の育成を目指している。

c.ディプロマポリシー

本学の教育理念や目標に基づいて編成された教育課程において、所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に、短期大学士の学位を授与する。

- ① 本学の建学の精神およびその理念である温かい大きな心を身につけ、豊かな人間性と大きな社会的視野の習得を目指す者。
- ② ビジネスに関する知識や技能、および進学や就職に必要な日本語能力を有する者。

d.課題

本学で学ぶ留学生の中には、日本語能力に長け、京都の古文化にかかわる仕事に就いている者もいるが、一部には日本語を学んで間もない学生もあり、日本語能力は様々である。しかし卒業後の就職や進学を視野に入れ、まず日本語能力試験 N2 合格を目指し、それが達成できればさらに N1 合格を目指すといったように向上心を持ち続けてほしい。また英語の語学力が問われる場合も想定されるので、同時にその力も養ってほしいと願っている。

仏教保育専攻

(保育幼児教育コース)

a.現状

本コースは、保育養成機関として 11 年が経ち、今春、保育士資格・幼稚園教諭 2 種免許を取得した第 10 期の学生を社会に送り出している。2 年間の学びにおいて、単なる知識や技術の習得に終わらせず、実践へと対応できるように努めている。

b.教育方針

本コースの教育方針として、「他者に対し慈悲の心で接することのできる保育者の育成」

を挙げているが、これは本学の建学の精神や理念に基づいたものである。保育技術の習得だけでなく、温かい大きな心で人に接することのできる保育者になってほしいと願っている。

c.ディプロマポリシー

本学の教育理念や目標に基づいて編成された教育課程において、所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に短期大学士の学位を授与する。併せて必要な単位を修得した場合、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

- ① 本学の建学の精神およびその理念である温かい大きな心を身につけ、豊かな人間性と大きな社会的視野を目指す者。
- ② 保育・幼児教育の専門的な知識と、実践的能力の基礎を身につけた者。

d.課題

保育士資格・幼稚園教諭二種免許の取得率は、年々上昇傾向にあるが、まだ充分とはいえない。保育者となるための知識と技術をさらに習得し、資格・免許状の取得率向上を目指したい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

【区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。】

■ 基準 I -B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

教育目的である「仏教精神による人物形成」や建学の精神である「智慧と慈悲」の習得については、こうした精神や理念を周知徹底させるための地道な取り組みによって、教職員はもとより、学生の間にもそれらを理解する下地が作られ、自ら体現への道筋もつけられてきたと考えている。ただ、本学の建学の精神は、在学中の2年間で完全に身につけることができるといった次元のものではなく、生涯をかけて追求すべき全人的なものであり、当然それを数値化して客観的に評価することは難しい。そのため、この章では特定の大学行事だけを取り上げてその成果を見るのではなく、コースにとらわれず、学生生活全般の中にその萌芽を見ておきたい。

(a) 現状

大学行事に即して見ていくと、御忌参拝の際、ほとんどの学生が自主的に参加し、熱心に法話に耳を傾けている姿を挙げておきたい。これは「学ぶ」という行為が何も授業に限ったことなく、さまざまな機会を通して得られるという事を理解し実践した結

果であり、まさに「智慧」への道の第一歩と言うことができよう。

また、同じく大学行事の学園祭に積極的に参加するだけでなく、進んでそれを下支えする役を買って出してくれる学生が多いのは、他を利するために骨身を惜しまない「思いやりのある温かい心」の表れであり、これは「慈悲」への道の第一歩であると評価している。

本学には2つの専攻に4つのコースが設けられ、ある者は僧侶に、ある者は保育士に、また、ある者は帰国して日本語教師になるといった、それぞれ違った目標に向かって勉学に励んでいる。こうしたコース設定は、その中での学生間の向学心による競争や交流を盛んにする一方で、異なったコースの者同士の交流を希薄にしてしまう傾向が見られた。ところが最近になって、そうしたコースの壁が徐々にではあるが低くなり、交遊の幅が広がったように感じられる。さらにそれはコース間ばかりでなく、社会人入学の年配者と若い学生の間や、あるいは日本人学生と留学生の間にも確実に波及しつつある。そのようにさまざまな壁を取り払い、広い心で人や物に接することを学んでくれたのであれば、それこそ本学の目指す建学の精神や教育目標の具現化と評することができるのである。

以上、挙げたように、自分に無いものを他から学ぼうとする謙虚な姿勢と人を思いやる行為が学園生活の端々に見られることこそ、「智慧と慈悲」という建学の精神や教育理念が脈々と受け継がれていることの証であると理解している。

(b) 課題

授業や実習、あるいは大学行事が続く中で、コース間の交流や学園祭における発表の機会をいかに増やし、充実させるかが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

【区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。】

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学では、学校教育法や短期大学設置基準などといった法令の遵守に努めていること

は言うまでもないが、教育の質的な面でのさらなる保証のため、各授業の担当者によって「成績評価の基準」、「授業方法」、「授業のねらい」、「授業の到達目標」、「授業計画」などを『講義概要（シラバス）』に明記してもらっている。これにより、授業の質や単位認定が適切に行われているか否かを確認する一つの手立てとしている。またシラバスの質をさらに高めるため、授業計画に対する記述を増やし、学習成果の判定基準をより明確にするよう授業担当者に求めている。

また、従来は学期末に行っていた学生に対する授業アンケートをより授業に反映させるため平成 27 年度のみ半期毎に 2 回実施を試みた。もしこういったアンケートに、授業内容や成績評価に対する不満や要望が書かれていた場合は、場合によっては担当教員との話し合いの場を設け、より公平で学生の学習意欲を喚起できる授業になるよう促している。

また、保育幼児教育コースで学ぶ学生は、保育士資格や幼稚園教諭第二種免許状取得のための実習が義務づけられているが、その際には実習先からも評価を受けている。こうして同じ学生でも視差を用いて評することにより、その指導をさらに濃やかにし、教育の質の向上に繋がりたいと考えている。

(b) 課題

教員によって『講義概要（シラバス）』に書かれた情報量に差が見られるため、現在の『講義概要（シラバス）』に、学生が本当に知りたい内容が盛り込まれているかどうか、また、書かれている授業の展開が教育の質の向上に即しているかといった点については、大学として常に気を配っておく必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

■ テーマ 基準 I・B 教育の効果の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

現行教育内容の点検は、毎週開かれる専攻会議の重要な議題であり、そこでの論議を経て、次年度の授業改善につながるよう、教学部をはじめとする関連部署に諮っている。

（テーマに関係する提出資料）

提出資料 1: 学生便覧（平成 28 年度）

提出資料 2: 2016 Guide Book（平成 28 年度）

提出資料 4: 2017 オフィスアワー一覧

提出資料 5: 学則

提出資料 6: ウェブサイト「情報公開」

【テーマ 基準 I-C 自己点検・評価】

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。】

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

大学には変化すべきところと墨守すべきところとがあり、上記のような建学の精神や教育理念は明らかに後者に属すると考えている。ただ守り通すべきものはその根本にある精神であって、その伝え方は、社会が変わり大学が変われば自ずと変わらざるを得ないこともまた事実である。かつて僧侶の養成機関であった頃にはごく自然に受け取られていた理念も、学科の増設や留学生の受け入れといった変化にともない、限られたコースのための理念のように誤って捉えられたり、あるいは言葉だけが空転してしまうといった恐れも生じてきた。そのため、大学としても建学の精神や理念が本当に学生一人一人の心に届く言葉で語られているかどうかを常に点検しなければならない。本学の学長が年々の『大学案内』に載せている「建学の精神」の中で「智慧と慈悲」を標榜するのは当然として、その表現をその時々に変えているのも、何とか多くの人に分かりやすく伝えようという思いの現れなのである。

(b) 課題

前項で、建学の精神や理念を分かりやすく伝えることの重要性について触れたが、分かりやすく伝えるということは、同時に多くの難しい問題をはらんでいる。

たとえば、仏教コースの学生にとって建学の精神や理念はよく理解できる内容であるが、ライフクリエイティブコースや保育幼児教育コースの学生に理解してもらうためには、仏教の基本から説明していく必要が生じる。まして国際経営コースで学ぶ中国からの留学生を対象としたとき、そこには日本人と大きく異なった宗教観が根付いているため、いきなり仏教精神云々といったことを声高に述べても、戸惑いを覚えさせるだけであろう。こうした課題を克服して、はじめて学内に建学の精神が根付いたと評せられるのである。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

■ テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

本学では、毎年各専攻やコース、あるいは各部署による自己点検・評価を行い、それにもとまって改善計画を策定している。この章で述べてきたような建学の精神と教育理念を周知徹底させ、教育の質の向上を目指すという目標に関しても、同様に省察を加え、改善すべきところが見つかれば、担当部署によって協議し、対策をとるようにしている。今後は、さらにその徹底を図るため、議事の結果を明文化し、さらにホームページでも報告していきたい。

(テーマに関係する提出資料・備付資料)

提出資料 7: 自己点検・評価委員会規程

備付資料 1. 正眼短期大学との相互評価報告書

■ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神をより分かりやすく説くには、身近なものから説明していくことが最も有効であり、かつ大切であると考えている。そのため本学では、仏教が東アジアの大部分で長いあいだ信奉され、それぞれの地で根を下ろし、豊かな文化を育んできたという事象にはじまり、とりわけ日本では精神的なよりどころとして篤い信仰を集めてきたことや、そのため普段なにげなく使われている言葉や礼儀作法、あるいは行事などといった日常生活に密着した部分での影響が顕著であることを、できる限り平易に教えるよう心がけている。それによって、仏教は自分たちとは違う世界のものであるという思い込みを払拭し、ごく身近なものであり、しかも日本という国を理解する上で欠かせない生活の教え、生活の智慧でもあることを理解してもらいたいと願っている。

以上述べてきたような建学の精神を浸透させるさまざまな取り組みによって、本学では確実にそれが芽吹き、生い育っていると実感している。前述のように、これらがいつ花を咲かせ、実を結ぶかは計りようもないが、大学にはその日のために不断的な努力が求められていることだけは心しておきたい。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

本学では、様々な行事の際に西山浄土宗の宗歌である念仏讃が朗唱される。これは證空上人の御詠で、

生きて身をはちすのうえに宿さずば念仏申す甲斐やなからん

という教えである。この念仏讃に古関裕而氏がつけた旋律は、授業の始まりや終わりを知らせるチャイムにも使われていて、学生にとって非常に親しいものとなっている。

ここに詠われた内容は、大乘仏教が説く、過去でも未来でもなく、「今」を最も重要視する考えに基づいたものであるが、春秋に富む学生達には是非ともここに歌われた内容を咀嚼吟味して、今のこの時を大事にしてほしいと願うものである。過去に学ぶことはもとより大切である。また、未来を思い描き、計画を立てることも特に若者にこそ相応しいものであろう。しかし、どちらも「今」の充実があってこそ、はじめて輝きを放つのであり、このことは建学の精神ともども、心して学び取ってほしいと願っている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

本学では、建学の精神に基づいた教育目的の達成のために、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を定めている。

学位授与の方針

「仏教の教えである『智慧と慈悲』を建学の精神とし、教育の基本としている。教育課程の目標を達成し、専門領域を体系的総合的に修学し、温かい思いやりのある心を育み人間力を発揮することを目指す者に短期大学士の学位を授与する。」としている。この学位授与の方針は、学則第1条の目的に基づき定めたものであり、学生便覧や本学のホームページ等に掲載し、理解をはかり教育姿勢の周知につとめている。

教育課程編成・実施の方針

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に従って編成している。仏教学専攻、仏教保育専攻の両専攻とも、建学の精神や学位授与の方針に基づき「専門基礎科目」、「専門教育科目」、「基礎教育科目」を設定している。

これらの教育課程の修学を通じて幅広い視野と豊かな人間形成の育成をはかっている。「専門基礎科目」では、慈悲の心を育み、活かす力を身につけることを目的とした科目設定している。「専門教育科目」においては、各コースの専門的知識、技術、実践能力を身につけられることを目的とした科目設定をしている。「基礎教育科目」においては、外国語科目や一般教養科目を設置し、社会での活躍の基礎となる教養と基礎学力の向上をはかっている。また、それぞれの科目の「成績評価の基準」をシラバスに明記されている。シラバスには、その他「専攻名」「科目名」「担当教員名」「単位」「開講期間」「教科書」「参考文献」「授業方法」「授業の概要」「到達目標」「授業計画」等の項目を明記し、具体的に履修科目に対する修学理解が得られるようにしている。

教育課程は、毎年度、学内委員会のカリキュラム検討委員会等で慎重に見直し、改訂が必要とみなされたカリキュラムについては、教授会の議を経て学長が決定し、理事会の承認を得、文部科学省に学則変更の届け出を行っている。

教育課程の目標を達成し、学位取得学生を得た学生の多くは各々の就職、進学等を果たしているが、就職については就職希望者の就職率は81%（平成27年度）であり、仏教保育専攻における、保育士資格、幼稚園教諭免許、両資格取得者の就職率は100%という実績を収め、一定の評価をしている。しかしながら平成26年度入学年度生の内、退学、除籍者が13%あり、その要因は、学生生活上の問題、家庭の経済上の問題等、多岐にわたるが、これからも少しでも、卒業、就職につながるよう学生との対話、指導につとめ学費支弁の保護者とも相談を行い修学の継続につなげたい。

入学者受け入れの方針

「本学が求め期待する学生像は、建学の精神と教育理念をよく理解し、温かい思いやりの心を育み人間力を発揮することを目指し自らの成長を望む人です」としている。この方針が実現されるよう教育課程のあり方を常に問い学問教育と人間教育の両立をめざし、仏教精神による温かい大きな慈しみの心を大切に教育の充実に努めたい。

学生支援のための事務局体制

学生支援については、本学にふさわしい事務局体制のあり方を求め、平成 24 年度より従来の教務部と学生部を教務指導と学生生活指導を併せておこない学生の修学と学生生活を理解し指導対応することを目指して、教学部に改称統合した。従前より専任教員も事務を兼務しており全教職員による指導対応につとめている。

また、学生の就職、進学指導、支援を行う学生支援センター、留学生の日本語、英語等の基礎学力の向上と大学編入学指導、寮やアルバイト等の学生生活支援を行う国際交流センターを設け、学生の志望する進学、就職の実現につとめている。

さらに、教職員と学生との懇話の場であり学生生活や修学上の悩みの相談の場として学生相談室を設けている。

さらにまた、図書館も書籍に接する場として学生の支援を行っている。

学生支援センター

(1) 就職支援

本学では学生支援センターが中心となり、教学部、各専攻、国際交流センターとの緊密な連携を通じて、学生支援の活動を展開している。生き方の哲学体系でもある仏教を建学の精神とする本学では、「働く意義は何か？」という根源的な問いに照らし、学生それぞれの動機付けを明確にさせ学生のキャリア形成を支援している。

つまり本学における教育活動と一体のものとして、入学から卒業にいたるまで、さまざまな形で学生支援を位置づけ、これに取り組み、平成 28 年度は進路調査アンケート、全学生の面談、進学ガイダンス、就職マナー講座、先輩留学生を招いての留学生ガイダンス、基礎ゼミナール、総合ゼミナールを実施し、自分の将来を考える会を開催して、学生それぞれの志望動向と資質に合わせたキャリア形成支援をおこなってきた。

さらに、平成 28 年度から卒業生の進路先の情報提供にかかわるアンケート調査を実施している。回収率は低かったものの、継続して調査をすることで、卒業生の動向を把握し、卒業生の進路開拓と本学の教学システム改革に資するための情報収集をしたいと考えている。

(2) 進学支援

本学では短期大学の課程に続き、学生の資質を伸長し、進路開拓の可能性をもたせるため、大学進学を積極的に推進している。

本学に指定校推薦枠をうけている大谷大学、追手門学院大学、佛教大学、花園大学、種智院大学、京都光華女子大学、京都ノートルダム女子大学などの入試担当者を招き、それぞれ進学先のカリキュラム紹介や進路先についての説明を受けている。また、留学

生を中心に進路希望者の多い龍谷大学国際学部は別枠で進学ガイダンスを実施している。

個別のガイダンスを通じて、指定校推薦の出願方法や、受験対策をおこなっていた。留学生に対しては、国際交流センターが中心となり、日本語文章指導などの学習支援を充実させ、さらに日本語能力の向上をはかっている。

就職を希望する留学生に対しては、適格な情報収集に努め、安易な進路選択から就職が全うできず、不法滞在につながらないようにハローワーク京都の留学生支援センター等と連携し、学生各人にふさわしい就職となるように努めている。

また、留学生に関して、英語能力の向上に努め、進路選択の幅を広めるよう、カリキュラムの充実と学習の機会の拡充に努めたい。さらに日本語能力試験や日本留学試験、そして英語能力の測定試験である TOEIC、TOEFL の受験を促し、能力の向上を図りたい。

(3) キャリア形成支援

a. 基本的な考え方

キャリア形成支援に関して言えば、専門知識をもった職業人養成という点にとどまらず、対話を通じて、これまでの自己をふりかえり、就活プランの立案、フィードバックを意識した総合ゼミナールの運営が必要となっている。

また、学生の自己肯定感を高め、コミュニケーション能力を開発するための職員の指導・対応が大切である。いわば就活をともに考える伴走者としての支援体制の強化が本学における喫緊の課題である。

短期大学では学生への教育とともに、学生生活に対する幅広い支援がもとめられている。学生支援は、学生の本分である学習の活性化を促すと同時に、個性豊かな人間性を涵養する上で不可欠なものであり、入学前から卒業にいたるすべてのプロセスにおいて、適切な措置が講じられなければならない。

このような観点から、本学では平成 16 年度より学生支援センターを中心にして①学生のキャリア形成支援、②生活・学習両面にわたる支援、③大学編入に焦点をあてた日本語教育、④進学・就職にかかわる情報提供と面接をあわせたガイダンス等に取り組んでいる。

b. 平成 28 年度の展開

平成 28 年度は、学生を支援するための組織やシステムを整備し、教学部、学生相談室、図書館などの各部局と連携しながら、よりきめ細やかで実効性のある事業展開をはかった。とくに保育士養成課程のなかでは、専門性と保育力の高い学生の養成に力を入れて取り組んでいる。とくに国の子育て支援制度の拡充により、新設園の増加や、小規模保育施設の開設により、学生はより正確な職場情報の理解と把握が迫られている。

学生支援センターは平成 15 年度～平成 27 年度卒業生に対し、卒業生動向調査アンケートを実施した。その結果、回収率は低いものの、資格取得や短大教育のあり方などに関して、極めて有益な提言を得た。学生支援センターでは、継続して調査することで、回収率を漸増させ、卒業生の大学や職場に対する評価等を把握し、支援センターの運営に資する大切な糧としたい。

c.今年度の反省と来年度への展望

学生支援センターでは、学生がそれぞれの進路を主体的かつ自発的にイメージして就職活動を計画し、行動できるようになるためのサポートを、進路選択支援として、重要なステップと考えている。この最初の一步を踏み出すための進路選択支援をキャリアガイダンスで開始することが出来た。具体的な行動モデルを示すことで、引き続き来年度も、ガイダンス時にキャリアガイダンスを実施したい。

春学期5月頃から「自分の将来を考える会」などに参加し、早期に就職活動を開始する傾向がみられた一方で、学生支援センターやゼミナール担当教員が促しても活動に取り組めない学生もいた。これら二極化の現状に対応し、学生各人の個性に合わせた、持続的な学生支援をする必要性を感じている。

内定を得た学生は、例年よりも早く1ヶ所～2ヶ所の受験で決まり、決まらない学生は数ヶ所ほど採用試験にトライしても内定を得ることができないこともあった。

特別な支援が必要な学生については、授業に支障のない範囲で、能力体力を家族も理解した上で、訓練付きのインターンシップや就職につながるインターンシップを紹介し、京都福祉人材サポートセンターや大学コンソーシアム京都などインターンシップ調整機関とも連携して対応した。

一部の特別に支援が必要な学生に関しても、結果としてインターンシップに参加することで、本人の社会性や障害受容の状況に応じた、主体的な就職活動の場が与えられたと考えている。

また、実際の就職先決定につながるためには、引き続き一人一人の状況に合わせた支援が必要であると考えられる。そのためには、支援センターの教職員とゼミナール担当教員との連携をさらに密にしていきたい。

国際交流センター

留学生の日本語力向上のため、その指標の一つである日本語能力試験の受験指導に積極的に取り組んでいる。過去3ヶ年の日本語能力試験N1・N2取得率は、平成26年度が17.6%、平成27年度が23.4%、平成28年度が31.7%と上昇している。

日本語力向上のための方策として、平成26年秋学期より週1コマ日本語能力試験N1対策科目である「試験対策講座」を設置。翌年度、試験分野の総合的演習を行う「総合日本語Ⅰ・Ⅱ」に名称変更し、通年開講とした。しかし、演習時間の不足やN2取得者と未取得の受講者のレベル差への対応等、改善すべき課題が生じた。そこで、平成28年度は、「総合日本語Ⅰ・Ⅱ」をN1対策とN2対策とにレベル分けし、受講者へよりきめ細かい指導を行うことで、合格率の更なる向上を目指している。

そもそも、日本語能力試験の合格率向上には、受験者数の増加が不可欠である。日本語資格の必要性については、従来から基礎ゼミナールや総合ゼミナール等で説いてきた。平成28年度は、進学希望者や就職希望者といった対象別に、より内容の充実した指導を行いながら、進学・就職に必要な日本語力について、一層の意識の浸透を図っている。指導の際、日本語力が十分でない学生に対しては、母語での指導を含め国際交流センターの教職員で協力し行っている。

加えて、日本語能力試験の受験料に対する大学からの補助を平成 26 年度より全申込者への一部補助から合格者への全額補助に変更した。平成 25 年度に比べ約 10%の受

験率向上が見られ、以降も徐々に受験率の向上が見られる。なお、褒賞の意味合いを強め、学習者のモチベーションを高めるためにも、合格発表から補助金支給までに時間のかかる現状を改善する必要があると考えている。

また、学習環境を整備するため、平成 26 年度に学生支援センターの語学テキスト及び問題集を国際交流センターへ移管した。新試験対応の書籍が不十分であったため、平成 27 年度に学生に大切な参考書・問題集を購入した。平成 28 年度以降は、適宜必要な書籍を追加購入している。学生貸出用の書籍の充実により、自律学習を促し、日本語能力試験の合格率向上並びに日本留学試験の得点向上を図っている。

その他、評価法に関して、客観的基準は教員にとって授業の点検・改善に、学生にとって学習の困難点の可視化・克服に有効と考えられることから、ルーブリック評価の導入に取り組んでいる。平成 27 年度秋学期、「アカデミックライティング」において 3 回、ルーブリックによる作文・レポートの評価を試みた。ルーブリック評価に対する学生の反応は、書くべきことが分かり意識した、自分に足りないところが分かった等、概ね好評だった。そこで、平成 28 年度は、研究会への参加並びに別科の日本語教員を中心としたルーブリック評価導入のための勉強会を開催し、評価リストを作りやすい科目から試験的に導入することを目指している。

一方、留学生の英語力向上のため、現在「英語 I～IV」並びに「英会話」を開講しているが、TOEFL や TOEIC 等の指導は不十分である。難関私立大学への編入学を目指す場合、TOEFL や TOEIC 等スコアが必要となるため、これらの英語力測定試験の対策に関し、平成 28 年度は指導検討委員会を組織し対応を検討することとする。その際、指導形式（正課或は正課外）や受験者への補助等、学生に利益となるものを提供できるようあらゆる角度から検討を行っていきたい。

学生相談室

学生と教職員との対話、懇話の場として、また、学生生活上、悩みや問題ある学生の相談指導を行うために設置しており、専任カウンセラーと臨床心理士教員を学生の相談員として対応指導を行っている。

平成 26 年度より相談室企画として定期的に月に一度、「学習ピア・サポート・デイ」を設けている。基礎学力が必要とされる学生や就学上に悩みのある学生が自分の資質に気づき、早期に対処し、充実した学生生活を過ごす学力を得られることを目的に実施している。

相談員は参加する学生に対して、学習を話題にした対話を意図的に行っている。これはノートの取り方、学習資料の整理の仕方、期日までの遂行課題等を計画的に実施する方法などを苦手としており、能力を発揮できない学生のために、単位を落とすことのないようにという願いをもってこのことを行っている。この企画は発達障害の一面を有する学生や基礎学力に問題ある学生にも大切な支援対応指導と考えている。障害者差別解消法が施行されたことにより、本学でも入学者が多くなると考えられる発達障害学生やグレーンゾーン学生への対応になればと考え開催している。

グレーゾーン学生の相談があり、相談員が話題提供することで初めて学習への意識を持てる学生、単位を落としてから気が付く学生がいることなどが明らかになってきた。したがって、ゼミナール担当教員とも連携体制をとり指導を行っている。

また、平成 27 年度からは学生支援センターの「自分の将来を考える会」で、自らの課題、目的を持った学生が積極的に、学生相談室の活用をすすめている。学生支援センター教職員とも連携指導を行っている。相談学生が短大に来ることが楽しく、充実したキャンパス・ライフを過ごせるよう、人間関係のみならず、学習上の不安の解消をはかりたい。

図書館

図書館では、学生の学習成果がさらに向上し、学生生活がより充実するように、主に図書資料提供の面からの支援を行っている。それには、先ず所蔵図書の充実が求められるが、本学図書館ではできる限り、各コースの基本となる図書をバランスよく購入できるよう配慮している。また平成 28 年度から、シラバスに載せている授業のテキストや参考書専用のコーナーを設けている。

購入した図書は登録を終えると、十進分類法に則って順次配架されるが、その際に基本とすべき図書はできる限り閲覧室の開架図書とし、学生が利用しやすいようにしている。この図書の配架場所の設定については、各コースの専門教員が助言をし、より適切なものになるよう心掛けている。

開架図書は館内で自由に閲覧が可能であり、閉架図書は図書館員に申し込めば、特殊な書籍でない限り、すぐさま閲覧することができる。さらに開講期間中は 5 冊以内の図書を 2 週間以内に限り貸出しているが、夏期休暇や春期休暇などの長い休暇期間中は、そうした時間を利用してじっくりと本に親しむことができるように、長期貸出しを行っている。

こうした図書館利用についての詳細は、『学生便覧』に記載しており、また年度始めのオリエンテーションでも説明に努めている。さらに各コースのゼミナールの時間に図書館ツアーを実施し、より具体的に口頭での説明を行っている。

図書館についての日常業務は図書館員が行い、年度毎の活動方針や収書等については定例の図書館委員会において協議、決定されている。また教職員以外にも、毎年、学生の中から図書館について学ぼうとするグループが申し出て、欠本調査や図書の配架など、業務の一端を手助けしてくれている。

授業アンケートによる授業の改善

授業アンケート「授業をよくするための調査」は、学期ごとに各授業の的確な受講生の評価を得るために実施しており、そのアンケート結果を「授業をよくするための調査」資料としてまとめ、これからの授業の改善にフィードバックされることを願い、担当教員に報告している。また、授業担当の教員からは授業の自己評価としての「コメントシート」の提出を受け、学生、教員双方の授業評価の把握につとめており、教学部では授業評価アンケートは授業改善の大切な資料と位置づけている。このこと具体策として平成 28 年度は、従前から教職員の研修課題としていた「授業における教員、学生の言

言葉遣い」をテーマとして、専任教職員による研修会を実施した。

教職員の言葉遣いについては、平成 27 年度に授業中における学生に対する教員の発言がハラスメント問題であるという訴えを受け対応・指導した経緯もあり、研修に際し「教職員の授業や事務局での日常の言葉遣いは学生指導上、共通の見識と対応を問われる大学人として、大切な課題であり、その表現力によっては学生各人の向上心や問題解決につながり、また、反面、適性でない表現、言葉遣いは個人の尊厳を傷つけ、ことによっては人権にかかわる問題ともなる。」という研修会の主題を掲げ、次の各項について発表者の教員、職員による提言を受け教職員として責任ある言葉遣いと表現を相互研修した。

- (1) 授業や指導での学生との対話で心がけている、言葉遣いと信念・信条
- (2) 男子学生、女子学生への挨拶と名称、呼称表現
- (3) 学生への授業、対話における注意時の表現
- (4) 学生の作品や小論・意見に関する評価論の表現
- (5) 継続して指導対応が必要と判断した場合の接し方と表現

学友会

学友会の学生支援については、教学部が所管し、対応指導を行っており、学友会との協議の場として平成 20 年度より大学協議会を設置している。大学協議会は学生、教員、職員という短大社会の中で、学生の意見を代表すべき学友会が大学と協議する月例会として実施してきた。協議会の目的は(1)短大の教学、運営への相互理解(2)短期大学施設展開への理解と提言(3)学友会の運営、行事等に関する事項と大学協議会規程に定めており、短大の教学運営、施設等の展開についても学友会の意見を聴き、大学の運営に理解を得るようにつとめている。学友会の主催する学園祭や新入生歓迎会等の行事については、学友会の提案を受け、大学行事にふさわしいものとなるよう協議を重ねている。今後の課題としては大学の授業や指導、施設の活用等についても、学友会としての議題提案がなされ、本来の協議会の目的がはたされる会となるよう議論を重ねたい。

各専攻においては、週に 1 度定例の専攻会議を開き学生の修学、生活状況の把握を行い、指導面での専攻教員共通認識をはかり、学生支援をおこなっている。専任教員は事務職も兼務しており事務職員と常に業務の連携をはかり、学生への指導、支援を行っている。事務職員は教育目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に関わって互いに協議しながら教育と学生支援にあたっている。学生支援のキャンパス・アメニティについては、平成 26 年度に学生交流室の新設をおこない、平成 27 年度は食堂の整備充実、中庭の園庭の整備等を行い、学生生活の環境整備をはかっている。

学生の経済面の支援制度としては、修学および学生生活のために緊急な金銭の援助を必要とする者に所定の金額を短期間に無利子及で貸し付けることを目的として「短期貸付金制度」を設けている。また、家庭環境問題による家計急変があり経済的理由のため修学困難な者に対し学費を給付し、学業の継続を援助することを目的として「給付奨学金制度」を設けており、経済的に厳しい現状にある学生も多く、給付奨学金制度については、これよりも制度の充実につとめたい。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

※ ここには「観点」についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、建学の精神を教育の根幹として策定し、学習成果に対応したものになっている。この方針は「京都西山短期大学学則」に明示している。

学則第5章に、教育課程及び授業科目、卒業単位及び資格取得単位、教職課程等の授業科目、授業の方法、履修登録、授業期間、単位の計算方法、成績の評価基準等を定めている。卒業の要件として、学則第5章第29条に「本学を卒業するために、学生は2年以上在学し、教育課程表に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。」と定めている。

成績評価の基準は、学則第5章第28条の「成績の評価基準」によって規定されている。試験などによる成績の評価は、優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59～0点)の4段階とし、不可を不合格とする。成績と評価基準は、原則として各学期に行う定期試験によるが、受験資格は3分の1以上の欠席がないことを要件とし、それ以上欠席の場合は受験不可となる。40点以上で不可となった者は、願い出により再試験を受けることが出来る。

資格取得については、学則第5章第32条に取得できる資格及び免許状を規定している。仏教保育専攻で保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得することが出来る。仏教学専攻課程仏教コースにおいて卒業又は1年以上在学して所定の単位を取得した者は、西山浄土宗宗規により、西山浄土宗教師資格が与えられる。仏教保育専攻では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得した者は、多くの学生が幼稚園、保育園等の専門職に就職している。本学において学位授与された者の近年の就職率は、9割を超えていた。しかしながら、平成28年度は85.7%となった。これは留学生の就職率によるものである。

学則は、学生に周知徹底するために、「学生便覧」に掲載し、新年度のオリエンテーションで理解を促し、学内外には本学のウェブサイトにおいて公表している。

学位授与の方針については、年度毎に再評価するものとしている。

各コースのディプロマポリシーは下記の通りである。

[仏教コース]

仏教コースでは、「仏教精神を通して社会に貢献できる人材の育成」を目標として掲げている。具体的には、次のような目標を定めている。

- ① 仏教の知識を深め、建学の精神である「智慧」と「慈悲」の理解すること。
- ② 尊以来のインド・中国・日本の浄土教の歴史と思想の研究すること。

- ③ 山浄土宗・浄土宗禅林寺派・浄土宗西山深草派格派の僧侶資格取得すること。

〔仏教コースのディプロマポリシー〕

本学の教育理念・目標に基づき編成された教育課程において所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に、短期大学士の学位を授与する。

- ① 本学の建学の精神である「智慧と慈悲」を理解し、豊かな人間性と大きな社会的視野を有する者。
- ② 仏教及び浄土教の思想についての幅広い知識を基に、自ら考え、表現する技術を身につけ、社会的責任を自覚し行動できる能力を有することを目指す者。

〔ライフクリエイトコース〕

ライフクリエイトコースでは、「社会で活躍するためのスキルである対人関係能力を身につけることを目標に掲げている。具体的には、次のような目標を定めている。

- ① コミュニケーション能力があり、他者を敬い、心配りができるヒューマンスキルの習得。
- ② 現代の情報化社会ですぐに役立つ、オフィス系ソフトに関するパソコンスキルの習得。
- ③ 医療事務や調剤事務に関する資格取得をはじめ、事務職で活かせる実務スキルの習得。

〔ライフクリエイトコースのディプロマポリシー〕

本学の教育理念・目標に基づき編成された教育課程において所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に短期大学士の学位を授与する。

- ① 本学の建学の精神である「智慧と慈悲」を基にする人間力の実践につとめ、豊かな人間性と大きな社会的視野を有する者。
- ② コミュニケーション力の修得につとめ、他者を敬い心配りができるヒューマンスキルと社会で役立つ実務スキルの養成を目指す者。

〔国際経営コース〕

国際経営コースでは、「国際社会で活躍できる人材の育成」を目標に掲げている。具体的には、次のような目標を定めている。

- ① 四年制大学への編入学や進学、就職に必要な日本語能力の修得。
- ② 経営学、経済学の学びを通じた経済のグローバル化に対応し得る人材の育成。
- ③ 異文化理解に基づく日本と母国の懸け橋となる人材の育成。

〔国際経営コースのディプロマポリシー〕

本学の教育理念・目標に基づき編成された教育課程において所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に、短期大学士の学位を授与する。

- ① 建学の精神「智慧と慈悲」を理解し、豊かな人間性と大きな社会的視野の修得を目

指す者。

- ② ビジネスに関する知識や技能および、進学・就職に必要な日本語能力を有する者。

〔保育幼児教育コース〕

保育幼児教育コースの目標として、「他者に対して慈悲の心で接することのできる保育者の育成」を挙げている。それは建学の精神・学位授与の方針に基づいたものである。以下のような目標を定めている。

- ① すべてのいのちを尊重した保育の理解と、発達段階に応じた保育技術の習得。
- ② 人としての心の広さ・深さ・温かさを備えあらゆる状況に対応できる保育者の養成。
- ③ 地域社会からのさまざまな要請に応え、積極的に社会の発展に貢献できる保育者の養成。

〔保育幼児教育コースのディプロマポリシー〕

本学の教育理念・目標に基づき編成された教育課程において所定の単位を修得し、次のような要件を満たした者に、短期大学士（保育学）の学位を授与する。併せて必要な単位を修得した場合、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

- ① 本学の建学の精神である「智慧と慈悲」を理解し、豊かな人間性と大きな社会的視野の修得を目指す者。
- ② 保育・幼児教育の専門的な知識と、実践的能力の基礎を身に付けた者。

これら学位授与の方針を学生に周知徹底するため、学生便覧に掲載し、新年度のオリエンテーションやゼミナールにおいて説明を行っている。また本学ホームページにおいても外部に公表している。

(b) 課題

※ ここには〔観点〕についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。（以下同じ。）

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。（以下同じ。）

上記のような学位授与の方針と関わってくるのが授業展開を記したシラバスである。そのシラバスには記載項目として、「専攻名」「科目名」「担当教員名」「単位」「開講期間」「教科書」「参考文献」「授業方法」「授業の概要」「到達目標」「授業計画」を明示している。そのシラバスを見ることにより各教科の成績評価基準が、周知徹底され、またそのとおりに実行されているかどうかの把握に努めていきたい。そして学位授与方針に明確に対応できているかどうか、定期的に見直す必要がある。本学の学位授与の方針が、建学の精神、学科の教育目標等の理念の部分と学生の学習成果という実態の部分に齟齬がないよう、常にカリキュラム委員会や教学委員会等で点検し、改革改善の体制を整えることが課題である。学位授与方針は、本学のウェブサイトや学生便覧にも掲載しているが、さらに学生や全教職員に周知徹底するために、新入生オリエンテーションや職員研修会で理解を得るよう努めたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応して編成されている。いずれの専攻も、建学の精神や学位授与の方針に沿うように「専門基礎科目」「専門教育科目」「基礎教育科目」を設定している。

「専門基礎科目」では、本学生が豊かな感性と共生の精神、慈悲の心で社会と関わること、仏教の慈悲の心を育み深い教養を身につけることを目指し、科目を設置している。豊かな人間形成の上で必須と考える教科4科目6単位を必須科目として開設している。これらの学びを通じて幅広い視野の育成と豊かな人間形成を図っている。「仏教学概論Ⅰ・Ⅱ」では、本学の基本精神である仏教についての基礎を学び「ブッダの教えⅠ・Ⅱ」と「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」では短期大学での学び方や卒業後にいかに働きたいか、どのような業種職種に就きたいかを考えるキャリア教育を行っている。

中央教育審議会は、初年次教育について「主に大学新入生を対象とした高校からの“円滑な移行”をはかり、学習及び人格的な成長の実現にむけて、大学での学習と生活を“成功”させるべく、総合的につくられた教育プログラム」と定義している。それを受けて本学においても、初年次教育の必要性を重く受けとめ、1回生対象である「基礎ゼミナール」を初年次教育の場として位置づけ、科目のあり方について検討した。平成28年度より、従来、専攻毎に行われていた。「基礎ゼミナール」を、学期に1度、仏教学・仏教保育両専攻合同で行うこととした。ここでは、大学理解の場として、本学の歴史、建学の精神や教育理念、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」等の3つのポリシーの説明を行い、新入生への周知を図っている。同時に、教員の体験談を語る各専攻教員による「感話」のコーナーを設定している。教員が自らの実体験を語ることにより、学生が何かを感じ、今後の人生において少しでも活かしてもらうことを目的としている。これまで実施してきた中で学生の感想文には、「身近に接している教員のこれまでの頑張りや失敗談が聞けて大いに刺激になった」との感想が多かった。今後も内容の充実をさらに検討し取り組んでいきたい。

「専門教育科目」では、豊かな教養・知識を身につけるためには有為な科目であると

考えられる。各コースの専門的知識、技術、実践力を身につけるため、それぞれに相応しい科目を設定している。仏教学専攻での「総合ゼミナール」は、仏教コース・ライフクリエイイトコースが合同のクラスと国際経営コースのクラスとに分けられている。自己表現のための文章作成や口頭発表を実施し、文化への理解を深めるためフィールドワークを取り入れている。仏教保育専攻では、豊かな感性と共生の精神、慈悲の心で社会と関わることを「専門基礎科目」で学びながら、「専門教育科目」のカリキュラムにおいては、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得を前提に、児童福祉法施行規則、教育免許法施行規則に沿ったカリキュラムを開設している。特に「教育実践演習」では、各学生に保育者修学の集大成としての論文を課し、自らのテーマを発見し、自ら研究して問題を解決するべく、専任の担当教員が指導している。

1 回生で基礎科目や、基礎的専門科目を多く設定し、2 回生では、将来の社会生活や職業に有為な専門科目や演習科目を設定し、2 年間の修学カリキュラムの学習の流れが理解出来るように授業科目を編成している。

「基礎教育科目」においては、社会での活動の基礎となる教養と基礎学力の向上を目指した教育課程を編成している。「文章表現法」「情報処理演習」「英語」「くらしと法律」など、各コース 10 単位以上を取得する選択科目である。仏教学専攻と仏教保育専攻とに分けて科目を開設している。

本学の成績評価は、学則第 5 章 教育課程（第 21 条～第 23 条）「学生は第 21 条に定める授業科目中、専門基礎科目 6 単位、専門教育科目より 14 単位以上、及び基礎教育科目より 10 単位以上を含み、総計 62 単位以上を 2 ヶ年で修得しなければならない」に基づき行っている。

保育士資格の取得は「指定保育士養成施設指定基準」に定める所定の単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許の取得は「教育教員免許法施行規則第 66 条に定める科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」に定める所定の単位を取得しなければならない。

成績評価基準については、学則第 5 章第 28 条に則り、それぞれの教科の「成績評価の基準」はシラバスに明記している。

本学は、通信による学科・専攻課程は設置していない。したがって通信による授業は行っていない。

各専攻とも教員配置に関しては、教員の資格や業績を踏まえ、短期大学の設置基準の規程を満たす配置を行っている。特に仏教保育専攻においては、保育士養成施設としての基準及び、幼稚園教諭二種免許の課程認定基準を満たす教員配置を行っている。

教育課程の見直しは、毎年度カリキュラム委員会と教学委員会で十分に検討し、教授会審議を経て学長が決定し、理事会で承認され、年度の学則改正として文部科学省へ届け出ている。

各コースのカリキュラムポリシーは次の通りである。

[仏教コース]

仏教コースでは、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に示した資質・能力を身につけている学生を育成するため、1 年次には「仏教の思想と歴史を学ぶ」こととして

仏教の基本的な教えや漢文の読解、法式や布教の基本を習得。書道の実技や歴史を学ぶ。2年次には、「僧侶としての素養を学ぶ」こととして、経典や浄土教各祖師の著作の講読や中国・日本における仏教の歴史を深く学ぶとともに、僧侶に求められる実践能力を養うことを目標としたカリキュラムを編成している。なお、当該コースで取得が可能な資格は次の通りである。

- 1, 西山浄土宗教師（住職）資格
- 2, 浄土宗西山禅林寺派教師資格
- 3, 浄土宗西山深草派教師資格
- 4, 時宗教師（検定試験免除）資格

【仏教コースのカリキュラムポリシー】

本学の教育理念・目標を実現するため、次のような教育課程を編成・実施している。

- ① 「専門基礎科目」では、慈悲の心を育むとともに、深い教養を身につけるため、「ブッダの教え」及び「基礎ゼミナール」を設置している。これらの学びを通じて幅広い視野の育成と豊かな人格形成を図る。
- ② 「専門教育科目」には、「インド仏教史」、「大乘仏典概論」、「三部経講読」、「西山教義概論」など仏教や浄土教を深く学ぶ科目を設置し、僧侶としての資質向上と広く社会で活躍できる人材の育成を図る。
- ③ 「基礎教育科目」では、外国語科目や一般教養科目を設置している。これらの学びを通じて人として社会での活躍の基礎となる教養と基礎学力の向上を図る。

【ライフクリエイトコース】

ライフクリエイトコースでは、1年次に、「基礎的な社会のスキルを学ぶ」として、必要な実技を習得する。また就職活動に欠かせないビジネスマナーやコミュニケーション能力の向上を図る。2年次には、「教養を育み、各種資格の取得を目指す」として、現代社会に関する幅広い知識を習得する。Word や Excel といった Office 系ソフトなど、パソコン操作の修得や、接遇、医療事務等の実践的な資格取得に取り組んでいる。

取得が可能な資格は下記の通りである。

- 1, 秘書技能検定 1 級・準 1 級・2 級・3 級
- 2, サービス接遇検定 1 級・準 1 級・2 級・3 級
- 3, 医科医療事務検定 2 級・3 級
- 4, ビジネス会計検定 3 級
- 5, 日商簿記 3 級
- 6, 調剤事務検定
- 7, マイクロソフトオフィススペシャリスト
- 8, 社会福祉主事任用資格

【ライフクリエイトコースのカリキュラムポリシー】

仏教に基づく人間形成を目指しながら、実社会において欠かせないヒューマンスキルや実務スキルを習得するため、次のような教育課程を編成・実施している。

- ① 「専門基礎科目」では、建学の精神に則り、慈悲の心を育むとともに、深い教養を身につけるため、「ブッダの教えⅠ・Ⅱ」及び「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」を設置し、これらの学びを通じて幅広い視野の育成と豊かな人格形成を図る。
- ② 「専門教育科目」では、社会で即戦力となるビジネス実務能力や、コミュニケーション能力を身に付けるための科目を設置し、これらの学びを通じて自己の資質向上と社会で活躍できる人材の育成を図る。
- ③ 「基礎教育科目」では、外国語科目や一般教養科目を設置し、これらの学びを通じて、人として社会での活動の基礎となる教養と基礎学力の向上を図る。

【国際経営コース】

国際経営コースでは、1年次に「経営学、経済学の基礎学習を通じて、しっかりとした基礎学力を身につける」ことを目指し、経営学、経済学の基礎学習を通じて論理的な思考能力を身につけると同時に、身近な時事問題から問題を見いだす能力や研究対応能力の養成をはかる。2年次では、「専門的な知識の習得と日本語能力の向上を図る」として、1年次に学んだ基礎能力をさらに発展させ、専門的に学んでいくことに加え、文章表現や対話対応などの日本語表現の幅を広げていくことを目指している。

在学中においてN2以上の資格取得を実現することは就職や進学の必須条件であり、併せて英語能力の向上も重要視している。取得が可能な資格は下記の通りである。

- 1, 日本語能力試験 N1・N2

【国際経営コースのカリキュラムポリシー】

本コースの教育理念・目標を実現するため、次のような教育課程を編成・実施している。

- ① 「専門基礎科目」では、慈悲の心を育むとともに、深い教養を身につけることを目指し、「ブッダの教え」及び「基礎ゼミナール」を設置している。これらの科目を通じて温かい大きな心の育成と豊かな人格形成を図る。
- ② 「専門教育科目」では、経営学・経済学に関する基礎科目、及び日本文化や異文化理解に関する科目を設定している。これらの科目を通じて自己の資質向上と国際社会で活動できる人間力の育成を図る。
- ③ 「基礎教育科目」では、英語、日本語の語学科目や一般教養科目を設定している。これらの基礎学力の成果をもとに大学、大学院の進学、社会での就職の基礎となる教養と基礎学力の実現を図る。

【保育幼児教育コース】

保育幼児教育コースでは、1回生に、保育者としての基礎力を養うことを目指し、いのちを尊重する保育者の育成のために、温かい思いやりの心である「慈悲」への理解を深め、保育に関する基礎的な知識や技術を学ぶこととしている。2回生では、各事業所（保育所、幼稚園、社会福祉施設等）で活躍できる保育者としての能力を身につけるために、授業や実習を通して理論や技術を実践的に発揮できる実学を見につけることを目標としている。

取得が可能な資格は下記の通りである。

1. 保育士資格
2. 幼稚園教諭二種免許状
3. 幼児体育指導員
4. 社会福祉主事任用資格

〔保育幼児教育コースのカリキュラムポリシー〕

本コースにおいては、保育職に必要な資質能力の基本を身につけた人間を育成するために、「専門基礎科目」「専門教育科目」「基礎教育科目」の教育課程を編成、実施している。

- ① 「専門基礎科目」では、建学の精神に則り、温かい思いやりの慈悲の心を育むとともに、深い教養を身に付けるため、「ブッダの教え」及び「基礎ゼミナール」を設定している。これらの学びを通じて幅広い視野の育成と豊かな人格形成を図る。
- ② 「専門教育科目」においては、保育士養成課程および教職課程（幼稚園）に必要な科目を設置している。専門知識を深く体系的に学ぶことにより、学生の資質向上と保育所・幼稚園・社会福祉等の職場で評価される人間性の育成を図る。
- ③ 「基礎教育科目」では、外国語科目や一般教養科目を設定している。これらの学びを通して、社会生活の基礎となる教養と基礎学力の向上を図る。
- ④ 専門教育科目で学んだ知識・技能等をさらに発展的に活かし、学生にとってより学習効果をあげるため、基礎ゼミナール、演習等で表現力向上のための実技発表や、コミュニケーション能力、問題解決能力を伸ばす機会を設けている。
- ⑤ 本コースでは、卒業に向けて学生各人が、論理的思考力、課題探求力が身に付くことを願い、保育者修学の集大成としての 2 ヶ年の学習成果をまとめるための論文作成を課している。

(b) 課題

本学では、カリキュラムアセスメントについては、現行のカリキュラムを毎年度評価し、両専攻の提案をうけて、カリキュラム委員会、教学委員会に諮り、学長のもと教授会において決定している。教育課程の問題については、評価の方法が確立できておらず、査定委員会の規程や内規が定められていないことが課題であり、現在整備しているところである。また、授業アンケートをよく分析しながら、定期的なカリキュラムの見直し改定を行い、教育課程をより一層「建学の精神」や「ディプロマポリシー」に基づいたものにしていくことが課題である。

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内

容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。

- ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

入学者受け入れの方針は、本学の教育方針を理解するために、建学の精神である人材の育成を目標にして、必要と考えられる受験者の期待像を表現したものである。すなわち本学の建学の精神と教育理念をよく理解して、温かい思いやりの心と深い教養と人間力を身につけようとする学生をもとめている。入学予定者に対しては、短期大学への円滑な移行を目的として従来行ってきた「事前学習会」を、平成27年度より、ライフクリエイティブコースにおいても行っている。入学者受け入れ方針は、学生案内パンフレットやウェブサイト等で一般に明示している。本学に対して資料請求した受験希望者には、「学生募集要項」「大学案内パンフレット」を送付し、本学オープンキャンパスの来場者、ならびに学外で行われる高校内ガイダンス、業者主催の進路ガイダンスにおいても、同資料を配布している。入学者選抜試験においては、高校の調査書、自己推薦書、面接等を総合的に判断し教授会において、可否を決定している。入学者受け入れの方針についても、必要に応じて見直しする仕組みを検討しているところである。

各コースの教育目標及び入学者受け入れの方針は次の通りである。

【仏教コース】

本学の建学の精神と教育理念をよく理解して、意欲と主体性を持ち、さまざまな課題に向けて自ら考え行動できる次のような学生を求める。

- ① 本学の建学の精神である「智慧と慈悲」を理解し、豊かな人間性と大きな社会的視野を有する者。
- ② 仏教及び浄土教の思想についての幅広い知識を基に、自ら考え、表現する技術を身につけ、社会的責任を自覚し行動できる能力を有することを目指す者。

【ライフクリエイティブコース】

本学の建学の精神と教育理念をよく理解して、意欲と主体性を持ち、さまざまな課題に向けて自ら考え行動できる次のような学生を求める。

- ① 社会で活躍するためのヒューマンスキル・実務スキルを習得すること、また各種諸資格を取得することに向けて、意欲を持っている者。

- ② 学んだ知識を自らの将来に活かすため、さらに追求・発展させる意欲と向学心に富んだ者。

〔国際経営コース〕

本学の建学の精神と教育理念をよく理解して、意欲と主体性を持ち、さまざまな課題に向けて自ら考え行動できる次のような学生を求める。

- ① 進学・就職に必要な日本語能力の向上に意欲を持っている者
- ② ビジネスに関する知識や技能の習得に意欲を持っている者。
- ③ 国際社会に貢献するため自身の成長を望む者

〔保育幼児教育コース〕

本学建学の精神と教育理念をよく理解して意欲と主体性を持ち、さまざまな課題に向けて自ら考え行動できる次のような学生を求める。

- ① 保育者として他者に対して、思いやりの気持ちを持ち、自らの心身の健康管理ができる者。
- ② 保育者となるための知識と技能の習得に向けて常に学ぶ意欲と向上心を持った者。
- ③ 将来保育の仕事に就き、子どもへの愛情溢れる保育者になりたいと考えている者。

本学における入学選抜方法

本学の入学者選抜は、複数の形態の入試によって行われている。それぞれの入試における選抜の方法は下記の通りである。

入試形態	選抜方法
AO 入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	学力試験または高等学校での成績・評価を重視するのではなく本学教員との面談により志願者自身の人物像を本学の求める学生像と照らし合わせて審査する入試。 1) 「AO エントリーシート」に必要事項を記入し入試課に提出。 2) 教員による 1 次面談・2 次面談。 ※2018 年度入試よりⅢ期・Ⅳ期を追加
推薦入試	推薦入試には ①推薦入試 ABC 日程 ②指定校特別推薦入試 ③宗門関係者特別推薦入試 ④京都西山高等学校学内推薦入試（全日・通信）がある。 ①推薦入試 ABC 日程 志望コースにおける勉学に熱意を有する者で、出願時に高校卒業見込み、もしくは学校教育における 12 年の課程を修了した者を対象とする。 1) 「入学願書」「調査書」「自己推薦書」など入試に必要な書類

	一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。 ②指定校特別推薦入試 本学が指定した高等学校在籍生徒で学校長の推薦を得た専願者を対象としている。 1) 「推薦書」「入学願書」「調査書」「自己推薦書」など入試に必要な書類一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。 ③宗門関係者特別推薦入試 浄土宗西山各派（西山浄土宗・浄土宗西山禅林寺派・浄土宗西山深草派）または時宗の寺院住職より推薦を得られる者。被推薦者は寺院後継者に限らない。 1) 「推薦書」「入学願書」「調査書」「自己推薦書」など入試に必要な書類一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。 ④京都西山高等学校学内推薦入試（全日・通信） 同一法人校である京都西山高等学校に在籍する生徒で、学校からの推薦を得た上で専願するもの。 1) 「推薦書」「入学願書」「調査書」「自己推薦書」など入試に必要な書類一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。
--	--

	⑤同窓生関係者特別入試 ※2018 年度以降の新入試制度
一般入試	国語を 1 科目受験し、合わせて個人面接と書類審査（調査書）で選抜している。 1) 「入学願書」「調査書」など入試に必要な書類一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 筆記試験及び教員 2 名による個人面接（面接は保育幼児教育コースの志願者のみ実施）の結果を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。
社会人特別入試	社会人特別入試には ① 社会人特別入試(前期・後期) ② シニア入試 がある。 ① 社会人特別入試（前期・後期） 満 21 歳以上で、社会人としての経験を 1 年以上有する者。 1) 「入学願書」「調査書」「自己推薦書」「履歴書」など入試に必要な書類一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。 ② シニア入試 満 60 歳以上の社会人を対象とする。 1) 「入学願書」「調査書」「自己推薦書」「履歴書」など入試に必要な書類一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後受験票を発送。 3) 教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。
留学生入試	日本国籍を有さない者で、外国において学校教育における 12 年

	の課程を修了した者を対象とし、 ①外国人留学生特別推薦入試 ②外国人留学生 AO 入試 ③外国人留学生特別入試 を行っている。 ①外国人留学生特別推薦入試 本学と教育提携を結んでいる専門学校、あるいは日本語学校の在 学生を対象にした入試で、春学期と秋学期に分けて行う。 1)「入学願書」「履歴書」「経費支弁書」など入試に必要な書類 一式を入試課に提出。 2) 出願資格・書類の確認後、受験票を発送。 3) 筆記試験及び教員 2 名との個人面接の結果と提出書類を総合 的に評価し合否判定会議を行う。 4) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電 話による連絡は行わない。 ②外国人留学生 AO 入試 専門学校、あるいは日本語学校の在学生を対象にした入試で、春 学期と秋学期に分けて行う。 1)「AO エントリーシート」に必要事項を記入し、入試課に提 出。 2) 教員による 1 次面談・2 次面談。また、2 次面談時に筆記試 験を課す。 3)「内定通知」を郵送。 4)「入学願書」「履歴書」「経費支弁書」を入試課に提出。 5) 合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電 話による連絡は行わない。 ③外国人留学生特別入試 中国在住者を対象とした入試で、春学期と秋学期に分けて行う。 現在は中国山東省青島市の学校 2 校と提携を結び青島市で入試を 実施している。 1)「入学願書」「履歴書」「経費支弁書」など日本在住の留学生 と同様の書類の他に経費支弁書の裏付けを得るために入国管理局 から指定されている通帳の「残高証明書」「在職証明」等を各学校 より一括して入試課に提出。 2) 本学より教員が青島市に出向き、筆記試験と面接を実施する。 3) 合否判定通知書を学校宛に一括して「EMS」にて郵送する。 4) 入国管理局へ「在留資格認定証明書交付申請書」を提出し、
--	--

	「在留資格認定証明書」が交付された受験生に対して、「入学許可書」及び「在留資格認定証明書」を学校宛に郵送する。
--	---

以上のように、本学では複数の入学者選抜方法が存在しているが、いずれにおいても各入試の面接においては、当該専攻の専任教員 2 人が担当している。面接は、入学者受け入れの方針に沿った内容で実施し、受験者の入学前の学習成果等の把握を行った上で評価し、総合評価としている。

(b) 課題

本学では、入学者受け入れの方針を入学者志望者に対して明示しているが、方針の内容が分かりやすいものとなっているか、示し方が適切かといったことを検討し続けることが必要である。入学前の学習成果の把握・評価を明確に示すとともに、入学者受け入れ方針に定めた選考システムを、より適切に機能させていくための検討も必要である。現状として、入学者は募集定員に達しておらず、入学者の確保が大きな課題となっている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

(1) 「学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある」について

本学では、各専攻の教育課程に応じたカリキュラム編成を行っている。授業科目での具体的な学修成果として、シラバスに「到達目標」を明示している。学習成果は、各コースにおける取得可能な資格の取得によっても、具体的に示している。

(2) 「学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である」について

学習成果達成の可能性については、学位授与率、資格取得率により、査定することができる。仏教コースでは、仏教について幅広く学び、資格取得を望む多くの学生が、専門の教師資格を取得している。ライフクリエイトコースでは、実社会で求められるヒューマンスキルや実務スキルに関する資格取得を目指している。国際経営コースでは、日本文化や経営学、経済学の基礎を学び、日本語能力試験での N1、N2 合格を目指している。保育幼児教育コースでは、2 年間に 5 回の各事業所での実習を経て、保育士資格、

幼稚園教諭二種免許状取得を目指し、多くの学生が取得を果たしている。各コースとも、学習成果の達成は可能であると考ええる。

（３）「学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である」について

学則第５章第２９条～第３１条において「学生は２年以上在学し所定の単位を修得した者に短期大学士の学位を授与する」とある。すなわち卒業や免許・資格に必要な所定の単位を修得して学位が授与されることにより、各専攻の教育課程における学習成果が総合的に獲得されたことを示している。全ての開講科目がそれぞれの期末に達成可能な到達目標をシラバスに明示しており、その到達目標確認指標により査定が行われている。そして２年間を通した教育課程により、学習成果は一定期間に獲得可能であり、それに向けて努力をしている。

（４）「学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある」について

各コースにおいて取得できる免許・資格は、国や各種団体が認定しているものであり、その多くが社会のニーズに対応した社会的認知、貢献度の高い価値ある免許・資格である。本学の多くの学生が、それらの免許・資格を活かして就職していることから、学習の成果に実質的な価値があると考えられる。また当然なことながら資格取得に向けた各科目の学習成果も実質的な価値あるとして捉えることができる。

（５）「学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である」について

各コースにおける各授業科目の学習到達度は、小テスト、レポート課題、学期末試験、受講態度などを数値化して客観的に測定している。また、保育幼児教育コースでは、これに技術の習得度、制作物、実習報告書等を加えて測定している。これらの評価方法は、シラバスに明示し成績評価としている。また、医療事務、調剤事務検定、マイクロソフトオフィススペシャリスト、サービス接遇検定等の資格取得の必要な科目については、受験者数、合格者数を把握している。これらのことから、学習成果の判定は可能であると考ええる。

過去３年間の学位授与率

	仏教春			仏教秋			仏教保育			トータル		
	入学者数	授与数	学位 授与率	入学者数	授与数	学位 授与率	入学者数	授与数	学位 授与率	入学者数	授与数	学位 授与率
平成26年度	41	27	66%	23	12	52%	38	28	74%	102	67	66%
平成27年度	28	24	86%	30	13	43%	25	22	88%	83	59	71%
平成28年度	51	43	84%	1	1	100%	34	30	88%	86	74	86%

仏教春 詳細

	仏教			ライフ			国際(留学生)		
	入学者数	授与数	学位 授与率	入学者数	授与数	学位 授与率	入学者数	授与数	学位 授与率
平成26年度	9	8	89%	11	7	64%	21	12	57%
平成27年度	4	4	100%	11	11	100%	13	9	69%
平成28年度	12	10	83%	9	9	100%	30	24	80%

過去 3 年間の資格免許取得率

	卒業生数	免許状 取得者実数	幼稚園免許 取得率	保育士資格 修得者実数	保育士資格 取得率	両面取得 者実数	両面取得率
平成26年度	28	21	75%	19	68%	18	64%
平成27年度	22	19	86%	19	86%	19	86%
平成28年度	30	26	87%	26	87%	24	80%

過去 3 年間の専門就職率

26 年度	27 年度	28 年度
89.7 %	92.3%	85.7%

平成 28 年度卒業生の各コースの単位取得率は下記の通りである。

仏教コース	ライフクリエイイトコース	国際経営コース	保育幼児教育コース
97.8%	95.6%	96.7%	98.7%

(a) 課題

学習成果は、主に学位授与率、資格取得率、専門就職率によって査定されることを鑑みた場合、本学ではいずれもまだ十分といえず、それらの向上にむけて取り組まねばならない。学位授与率では、留学生のための国際経営コースが最も低く、留学生にとっては、異国での生活習慣、経済的な問題、日本語能力の問題等、乗り越えるべき問題が多く、学位授与率にも影響を及ぼしていると考えられる。資格取得率においては、各コースとも緩やかながらも伸ばしてきている状況にあるが、十分とは言えず、実際に学生が受験し合格するための環境整備等も含め、さらに資格取得率向上を目指すことを課題としている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学では、平成 28 年度より卒業生に対するアンケート調査を実施している。仏教保育専攻では毎年 8 月には、ゼミ担当教員の協力のもとに、卒業生に電話連絡し進路調査を

兼ねて学生の状況を把握することに努めている。同様に毎年開催される同窓会総会の場においても、可能な限り卒業生情報を収集している。その上で、職場や進学先で不適応を起こしている場合には、学生支援センターを中心に相談に乗る体制を取っている。仏教保育専攻においては、ゼミにおいて、卒業生を招くなど、可能な限り、卒業生の情報を収集している。実習訪問指導の際には、就職した学生についての聞き取り面談を実施し、在学生の就職指導に活かしている。保育所、幼稚園、社会福祉施設においては、おおむね、一定の良く頑張っているとの評価を得ている。

(b) 課題

卒業生に対する進路アンケートや就職先へのアンケート調査が十分であるとは言えない。卒業生に関する情報は、在学生に対する進路指導・学習指導等にとって有用であることは確かである。今後は、就職先や卒業生に対するより正確なアンケート方法を検討し、実施する必要がある、それらが現役学生にとって活かせるような指導方法を確立していきたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

学位授与の方針は、本学の建学の精神に基づき策定したものであるが、学位授与の方針に沿って設定されている教育課程・実施の方針とともに、社会の要請と適合出来ているかを考慮し、毎年見直しを行いたい。学位授与率の向上への取り組みとして、進路変更や学習意欲の低下で退学する学生の状況をしっかりと把握し、対応の仕方を検討したい。教育課程編成・実施の方針は、必要に応じて各コースの教育理念および教育目標を具現化するためのカリキュラムであるかを評価・点検・見直しを行うために、カリキュラム委員会と教学委員会を中心に定期的に検討したい。教育目標に対応する授業科目のシラバスについても、社会的要請の変化にも対応できているか、改正を行うごとに教育目標の理念と齟齬がないよう確認を行う。そしてそれらの方針が PDCA サイクルに位置づけられているかを点検し改善をしていきたい。入学者受け入れの方針は、学科・コースごとに定めて明記されているが、入学者には「入学までに何をどの程度学んでほしいか」を具体的に明示することを検討していきたい。それとともに、高等学校及び進路支援情報サービス業主催の進学説明会、学校見学会、オープンキャンパス等での統一した内容で説明ができる体制を整えていくことに努めたい。

本学では学習成果の獲得に主眼を置いた教育課程の編成が整備されており、本学の学位授与の方針に適合した卒業生の輩出に努めたい。

学位授与率、資格取得率、専門就職率の向上を図るために各部署、各専攻・コース、との連携を緊密にし、全学的な取り組みを検討、実施していく。教員が授業内容、・方法を改善し向上させるための組織的な取り組みであるとされる **FD** 活動については、本学においてまだ十分であるとは言えない。授業改善アンケート内容の改善や、教員相互の授業公開の実施も含め、**FD** 委員会や教学委員会等で検討し改善していく必要がある。

卒業生評価取り組みについては、平成28年度より卒業生に対してのアンケート調査や、電話での情報収集、同窓会での情報収集は行っているものの、就職先へのアンケートの実施等、卒業生への組織的な情報収集が十分に出来ていると言い難い。今後は卒業生に対するよりの確なアンケート調査の検討・実施をしていきたい。

(テーマに関する提出書類・備付書類)

提出資料 1. 学生便覧 [平成28年度]

提出資料 8. 学生募集要項 (入学願書を含む) [平成28年度]

提出資料 10. 授業科目担当者一覧表 [平成28年度]

提出資料 11. 時間割表 [平成28年度]

提出資料 12. シラバス [平成28年度]

備付書類 2. 履修登録用紙

備付書類 3. 成績表 (学業成績原簿)

備付書類 4. 資格取得者数一覧

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

【区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教員は、学則に明示している学位授与の方針に対応した成績評価基準に基づいて、学習成果を把握し評価している。成績評価の基準は、学則第 5 章第 28 条の「成績の評価基準」によって規定されており、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59～0 点）の 4 段階である。各教員はそれらの評価基準に則り学習支援の評価を行っている。評価方法は、小テスト、課題提出、期末試験、実技、授業態度等で評価している。シラバスには、成績評価基準の他、授業の概要・ねらい・到達目標・授業計画等を掲載し、学生自身が受講科目の学習状況を把握できるようになっている。

個々の学生の成績及び履修情報は、教学部においてシステム管理されており、成績表については、春学期・秋学期末に学生と保護者に配布し、学習成果が把握できるようになっている。教員は、毎週行われる専攻会議で学生の履修、進路、生活状況について情報交換を行い、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

本学では、全学的な教育活動の改善のために、毎年学期末に「授業をよくするための調査」として学生による授業アンケート調査を実施している。履修人員の多少にかかわらず全授業科目を対象に行い、教員は定期的に授業評価を受けている。

アンケートは、5 段階のマークシートによる選択形式及び自由記述式の回答方式で行われ、集計の結果は、教学部より各科目の教員にフィードバックしている。教員には、このアンケート結果を受けて、改善コメントの提出を求めている。それゆえ教員は、学生による授業評価の結果を把握している。教員は、このアンケートの結果をよく識ることで学習成果を確認し自己点検を行っている。さらにその結果を受けて、教員には改善コメントの提出を求めている。それらのことから、学生によるこの授業アンケートは、教員の授業改善のために活用されている。

新年度からの講義に際し、毎年 3 月には、非常勤講師を対象とした「教学連絡会」を開催している。会議では本学の建学の精神や教育理念の理解のために、また授業運営に伴う諸事項を周知していただくことを目的としている。その後各専攻に分かれ、非常勤講師と専任教員との間で情報交換会を行い、より良い教育の実現に向けて取り組んでいる。これにより授業担当者間での意思の疎通や、協力体制を図っている。仏教学専攻の 3 コースでは、教育目標や進路等が多様であるので、それらへの理解を図り、指導に反映するようお願いしている。保育幼児教育コースでは、保育内容や、音楽、図工、体育、保育実習等の科目間連携を実施し、その学習成果の一環として、学園祭や保育現場での保育実践発表を行っている。

FD 活動の取り組みとして、「発達障害的要素をもった学生についての対応」（平成 26 年度）、「経営改善計画書の策定について」（平成 27 年度）、「教職員の言葉遣いと学生指導、対話のあり方」（平成 28 年度）等の教職員研修会を年に 1 度の割合で開催している。

平成 28 年度は、学生支援の一環として専任教員・非常勤講師が学生より授業に関わる対話の場として、学生より相談を受けるための「オフィスアワー」を設定した。しかし、現在多くの大学で課題となっている学生としての「主体性の欠如」「基礎学力の不足」「学習意欲の不足」等について、本学においても、いかに取り組み、改善すべき現状にある。平成 28 年度は従来の「FD 委員会規程」を見直し、新たに見直しをした「FD 委員会規定」を策定した。今後この規定の基に、FD 活動を充実させていきたい。現状の教員による FD 活動は、決して十分とは言えず、教員の教育内容・方法の改善、学生の授業に取り組む姿勢・意欲の向上を図るべく、FD 委員会をしっかりと機能させたい。

教員は、毎週開催される専攻会議を通して所属するコースの達成状況を把握し評価している。単位取得状況や就職等についても把握し、個別指導は主に専攻科教員や学生支援センター職員が指導を行っている。

本学は在学中の修学について、学問だけではなく人間教育の責務も担っている。その指導の一環として、新入生向けのオリエンテーションや、年度当初の 2 回生へのガイダンスにおいて、本学の建学の精神・教育理念・3 つのポリシーの理解を促し、その後、教学部への登録はゼミナール担当教員指導のもと、適正な登録がなされるように、登録に際して履修登録科目確認表を学生にフィードバックし、一定の登録変更期間を設けて教員と共に精査して最終的な登録をしている。学生には適宜面接を行い、免許・資格取得の履修計画や状況の把握を促している。また春学期・秋学期の定期試験で単位取得状況の良くない学生、学生生活を続けることが困難な環境にある学生に対しては、ゼミナール担当教員を中心に、専攻教員の協力を得て、個別指導を行い、卒業に向けて指導を行っている。

(2)「事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている」について

事務職員は、各専攻のカリキュラムを掌握し、時間割の編成にも関わっている。新入生オリエンテーションや 2 回生ガイダンスにおいては、履修指導や学生生活の指導を行っている。履修登録の不備や理解不足の学生に対しては、個別に指導を行っている面からも学生の学習成果につながる支援を行っている。学習成果の獲得に尽力している。

本学では、教授会を除く各種委員会に事務職員を委嘱し、教員と連携して事務及び学習目標達成に関わっていることから、学科・専攻課程の教育目的・目標達成状況を把握していると言える。

事務職員は、主に京滋地区で開催される教務・学生関係の会議及び研修会に参加し、学内では事務研修会、SD 研修会を通して自己研鑽に努め、学生支援の職務を充実させるべく取り組んでいる。

事務職員は、4 月のオリエンテーション期間でのガイダンスにおいて、教員とともに学生指導にあたっている。日常的には、個々の学生の成績及び履修情報の管理を行い、各種委員会に出席し、学習成果の獲得達成に向けて、職員各人の責務に努めている。そして各専攻・コースのカリキュラムをよく掌握し、履修指導や学生生活指導を行っている。

(3)「教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している」について

図書館では、学生・教職員の学習成果および学習指導の向上のため、主に図書資料提供の面からの支援を行っている。そのため、各コースの基本となる図書をバランスよく購入し、所蔵図書の充実に配慮している。また、シラバスに載せている授業のテキストや参考書を取り揃え、専用のコーナーに配架している。

購入した図書は登録後、順次配架されるが、基本とすべき図書はできる限り閲覧室の開架図書とし、学生・教職員が利用しやすいようにしている。この配架場所の設定については、各コースの専門教員の助言を受け、より適切なものになるよう心掛けている。また、図書は館内で閲覧できるばかりでなく、貸し出しもしている。特に長い休暇期間中は長期貸出しをし、利用者の便宜を図っている。

学内には、コンピュータ教室が整備され、全てのコースで、コンピュータ関連の教科が設けられ、空き時間には授業の予習復習及び、レポート課題の作成等、学生が自由に利用することができる。卒業後社会で必要とされる情報リテラシーに役立てるためにも学生によるコンピュータの利用を促進している。教職員は、教育研究や学校業務のためそれぞれが1台ずつにパソコンを所有し、授業や学校運営に活用するとともに、さらにコンピュータ利用技術の向上を図っている。

(b) 課題

学生・教員ともに、授業アンケートに対する意識の向上が求められる。授業アンケートは教職員での利用に止まらず、授業を理解し改善することに繋がるのが大切である。したがって、学科・専攻・FD委員会等でアンケート結果を踏まえた教育改善についての議論が必要とされる。従来、集計結果を担当教員には開示してきたが、他の教職員には開示されていない。全学的に開示する方法の検討が課題である。

現状の教員によるFD活動は、教員の教育内容・方法の改善、学生の授業に取り組む姿勢・意欲の向上を図るべく、FD委員会がしっかり機能することが今後の課題である。

初年次教育における問題として、現在多くの大学で課題となっている学生としての「主体性の欠如」「基礎学力の不足」「学習意欲の不足」等に、本学においても、どのように取り組み、改善策を策定し学生の教育成果に繋げることが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
- ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
- ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。

- ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦ 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**【区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に
行っている。】**

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

新年度のオリエンテーション・ガイダンスとして、新入学生には入学宣誓式における学長の式辞に始まり、そこで建学の精神や教育目的の周知に努めている。当日の午後より2日間にわたり「新入生オリエンテーション」を行っている。午前中の入学宣誓式の後、午後から学生便覧を使い、教学部・図書館・学生支援センター・国際交流センター・学生相談室・経理課・学友会等、各部署から教学事項と学生生活の基本的な事柄について指導を行っている。2日目は健康診断と並行して、専攻別にシラバスの見方、単位制や授業科目、資格取得、履修登録の方法、教科書販売、大学編入学や単位互換、奨学金、大学の講義の受け方などの新入生オリエンテーションを行っている。専攻の担当教員は履修指導を行い、担当教員が確認した後、教学部職員が最終確認を行い、履修登

録をしている。

学生には、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、新年度のオリエンテーション時「学生便覧」及び「シラバス」等を配布し、教学事項や学生生活を理解し、ひいては学習成果の獲得につながることを願い指導している。なお、シラバスについては、本学のウェブサイトにおいても開示している。

「基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている」について

各教員が個別に対応しているが、それに対する学生相談室企画として、「学習サポートデイ」を企画し、平成 27 年度より月に 1 度、学生が自主的にノート・プリント類の整理、課題確認を行っており、学習の悩みなどを学生同士で話し合っている。それに対する教職員のサポートは、相談室担当の教員を中心に行っており、これによって一層学習の円滑化を図りたい。

「学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している」について

各専攻では週に 1 度定例の専攻会議を開いているが、議題のひとつとして学生の修学、生活状況の把握を行い、専攻教員と共通認識をはかり、学生指導を行っている。専任教員は事務職も兼務しており、事務職員と常に業務の連携をはかり、学生への指導、支援を行っている。事務職員は共通の教育目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に携わって協働しながら教育と学生支援にあたっている。平成 28 年度よりオフィスアワーを設け、授業の担当教員により適切な指導助言を行う体制を整備している。非常勤講師に関しては、各授業の前後に可能なところで対応していただくよう依頼している。学生の相談内容によっては、ゼミナール担当教員や専攻教員、相談室担当教員、教学部職員、保護者などと連携し対応している。

「通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導体制を整備している」について

本学では通信による教育は行っていない。

「進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている」について

教科によっては実情に応じて学習支援を行っている。「音楽Ⅰ・Ⅱ」ではグレード制を設けており、グレード上級者に対しては、レベル相当の課題を与え、個人レッスンを行っている。さらに補講希望学生に対しては、授業外の時間や授業終了後、個人レッスンを行っている。

また、留学生のための「基礎日本語」においては、習熟度別クラスを編成し対応している。

「外国人留学生特別入試制度」を設け、仏教学科仏教学専攻の中に、留学生のための国際経営コースを設置し、留学生の受け入れを行っている。さらに本学には、別科日本語専修課程が併設され、中国からの留学生が日本語を学習するために入学している。彼

らは別科修了後、本学に入学するか、もしくは日本の四年制大学や大学院に進んでいる。平成 28 年 11 月の時点で、国際経営コース 61 名、別科 68 名の留学生在籍しており、在学生における留学生の占める割合は大きい。

(b) 課題

基礎学力が十分でないと考えられる学生や進度の早い学生に対する学習上の配慮は、現在は各教員に委ねる面が多く、今後は大学としての対応方針の位置付けの検討をし、対応したい。

平成 28 年度から行われている「オフィスアワー」は教学事項を中心に先生方をお願いしているが、今後より充実するために、学生生活上の問題についても対応を検討したい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

(1) 「学生の生活支援の為に教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している」について

本学では平成 25 年度より、それまで教務部と学生部に分かれていた組織をまとめ、教育学部とした。これまで所管としていた教務委員会、学生委員会は教学委員会に統括し、学生支援体制をとっている。当委員会は、教員と職員で構成されている。教学委員会は、月に 1 度の定例会議として、教育課程や学籍異動、厚生補導等の諸事項を審議、運営している。

また、学生支援センターは、就職・進学等の進路支援を行っており、学生支援センタ

一委員会は、毎月 1 回定期的に開催し、学生支援に関する様々な事項を協議している。学生相談室では、学生の心身の健康管理について担当教員が支援に当たる体制をとっている。

(2)「クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている」について

教学部は、学生指導・支援の所管として、クラブ活動、学友会活動、学園行事等に学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援している。また、学友会との協議の場としては平成 20 年度より大学協議会を設置している。大学協議会は学生、教員、職員という短期大学社会の中で、学生の意見を代表すべき学友会役員が大学と協議する月例会として実施してきた。協議会は(1)短期大学の教学、運営への理解 (2)短期大学施設展開への理解と提言 (3)学友会の運営支援を協議目的としている。学友会の主催する行事については、学友会の提案を受けて、大学行事にふさわしいものとなるよう協議を重ねている。

(3)「学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している」について

平成 26 年度に、本館 1 階の事務所を明るくオープンにし、より学生指導、事務対応が円滑に行われ、学生との十分な対話や指導が可能なスペースを確保できるように改修を行った。事務所前のロビーに新たに学生が憩うスペースを確保するため「学生ホール」を設置した。ホールは、学生、教員、職員が共に対話、交流ができる場として活用されている。また環境設備については短大キャンパス内の園庭を見直し、樹木、人工芝による整備を行った。述誠館には食堂及びテラスを整備している。また、学生のニーズに合わせて文房具の販売を事務局教学部で行っている。

(4)「宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている」について

本学には学生寮の設備はないが、留学生のために民間業者との提携で本学専用の宿舎を斡旋しており、ほとんどの留学生が入寮している。日本人学生のためには、実績・信頼のある業者を介し、宿舎の斡旋に努めたい。

(5)「通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置を図っている」について

スクールバスを授業に合わせて配備運行し、学生の通学の便宜を図っている。コースは本学最寄りの阪急電鉄の長岡天神駅と JR の長岡京駅を循環させている。自動車による通学は、届出制としており、免許証および保険加入の確認等を行い認可している。自動二輪車や自転車は届出制としており、いずれも本学駐輪場に駐車させている。

(6)「奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている」について

学生の経済面の支援制度として、平成 23 年 4 月本学独自の奨学金制度「京都西山短期

大学給付奨学金規程」並びに「京都西山短期大学短期貸付金規程」を設け、学生支援を行っている。

「給付奨学金制度」は、家庭環境問題による家計急変があり、経済的理由のために修学困難な者に対し上限 30 万円の給付を行い、学業の継続を援助することを目的としている。「短期貸付金制度」は修学および学生生活のために緊急な金銭の援助を必要とする者に上限 3 万円の金額を短期間に無利子で貸し付け支援を行っている。

平成 28 年 9 月現在日本学生支援機構等から奨学金を受けている学生数は、1 回生 23 名、2 回生 18 名である。また、京都府保育修学資金貸し付制度奨学金を 2 名が受給している。他に本学では、入学時の学納金を減免する「学費減免制度」を設けている。

(7)「学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている」について

教学部が標題の担当所管であり、授業を通して常に教員が学生の健康状態の把握に努めている。学生と教職員との対話、懇話の場として、また学生生活上、悩みや問題のある学生の相談指導を行うために「学生相談室」を設置している。学生相談室では、臨床心理士の資格をもった教員を中心に、月 1 回の定例会議「学生相談室会議」を開催し、学生支援のための指導体制を整えている。学生に向けては、「学生相談室便り」を年 3 回発行し、学生とのコミュニケーション作りにつとめている。相談室企画として、学生や教職員を対象に、年に数回ストレス・ケアの技術体験を目的とした「ヨーガ・リラクゼーション」を開催している。他に、平成 27 年 7 月より月に一度、「学習サポートデイ」を設けている。これは、基礎学力が必要とされる学生や就学上に悩みのある学生が自分の資質に気づき、早期に対処し充実した学生生活を過ごす学力を得られることを目的に実施している。

相談員は参加した学生に対して、学習を話題にした対話を意図的に行う。これはノートの取り方、学習資料の整理の仕方、期日までの遂行課題を計画的に実施する方法などを苦手としたまま、能力を発揮できず、単位を落とすことのないようにという願いを持ち、行っている。

今後も入学が見込まれる基礎学力不足学生、発達障害の一面を有する学生等への対応になればと考え開催している。現状としては、一定の学生の相談があること、相談員が話題提供することで初めて学習への意識を持てる学生、単位を落としてから気がつく学生がいることなどが明らかになっているため、専攻科教員とも連携をして実施をすすめる工夫も検討している。充実した学生のキャンパス・ライフを過ごせるよう、人間関係のみならず、学習上の不安の解消もはかり、今後も学習サポートデイを継続したい。

＜学習サポートデイの目的＞

- ① ノート・プリント類の整理、課題確認などを学生同士で行う場作りとする。
- ② 学習上の悩みなどを話すきっかけにする。

・支援を求める学生のコミュニケーション能力向上、安心感、授業に対しての準備ができる。また支援する学生も適切な支援方法を学び、自信につながることを期待される。ただし、必要以上には上下関係を生み出す場とならないように、相談員や教職員が同席

し、同期関係・先輩後輩関係を活かせる場に育てていくことを目的としている。

・学生が学習内容を理解できていない時や、プリント等を紛失した場合などは、それぞれ「どこへ、どのように相談に行くべきか」等を学生と話し合い、すぐに行くように促す。また教職員間の連携も同時に行う。

（８）「学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている」について

標題の件について、大学では教学部と学生相談室が中心となって常に学生の意見を聴取する体制を整えている。しかしながら、積極的に意見や要望を訴える学生は少ないのが現状である。また、学生の意見や要望を受ける機関である大学協議会等で学友会から学校側への要望が提出された場合には、よく協議してその可否を判断し、良き良い案であれば実現するよう努めたい。学生が有意義な学生生活を過ごすためにも、学生からの意見や要望には真摯に向き合いたい。

（９）「留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている」について

本学では留学生の学習及び生活支援をするための組織として、国際交流センターを設置し体制を整えている。平成 27 年度開設した国際経営コースは 3 年目となり、カリキュラムの検討を経て、経営に関する科目を新設した。今後も卒業後の大学編入学の要望を実現すべく留学生教育を継続したい。留学生に対する支援は、国際交流センターと学生支援センターが協力し行っている。国際交流センターには、外国人事務職員を任用し、学生生活全般に至る支援を行っている。国際交流センターでは、留学生の日本語、英語等の基礎学力の向上と大学編入学指導、寮やアルバイト等の学生生活支援を行い、学生の志望する進学、就職の実現につとめている。

（１０）「社会人学生の学習を支援する体制を整えている」について

他大学を卒業してから入学した社会人学生については既修得単位を認定することで負担を軽減しているほか、授業料減免制度、長期履修制度等を設け、支援を行っている。

（１１）「障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている」について

平成 28 年度現在、障がいのある学生は在籍していないが、車いす障がい者のためのバリアフリーや多目的トイレを整備している。身体障がい者（肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい等）受け入れの施設面での対応については、大学の教育責任、教職員スタッフ、施設設備の予算等の諸問題に検討を重ね対応したい。

（１２）「長期履修生を受け入れる体制を整えている」について

本学の学則第 9 章第 48 条の 5 に「本学則第 5 条に定める修業年限を超え、一定の期間にわたる授業科目の履修を目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。」と定めている。

(13)「学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）に対して積極的に評価している」について

乙訓おやまなびフォーラムや、あらぐさ祭り等で毎年仏教保育専攻の学生を中心に参加し、ボランティア活動を行っている。他にボランティアサークルがあり、地域へのボランティア活動に取り組んでいる。

(b) 課題

学生が主体的に活動するサークルにおいては、継続的な活動を積極的に行えるところもあれば、年度によって活動サークル数に差があり、メンバーの意欲や活力によって活動評価が分かれるところである。学生の主体的な活動をどのように評価し、成長できるようにサポートできるかが、検討課題である。

留学生の増加にともない、留学生の宿舍の確保への対応が必要となっている。安価な家賃で安全性の確保を満たせるような新たな業者とも提携し、良い物件を学生に提供できるさらなる努力を行っていくことが課題である。

奨学金については、本学独自の奨学金や日本学生支援機構以外で学生の生活支援ができる他の奨学金確保に向けて取り組む必要がある。地方公共団体の奨学金、公的融資制度などを利用して、学生の生活支援ができる体制づくりに努めたい。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）の中で、大学としても地域との交流を深め、求められる地域貢献を見だし、地域と自分たちの役割を認識し検討していく必要がさらにあると考える。また学生に対しては短大生として時間的余裕が十分ではないが、ボランティア活動の意義や理解を深める機会をつくり、積極的な活動の素地を形成することにも取り組ませたい。これらの体制を充実した上で、学生たちの活動をさらに多くの教職員や地域住民に知らせ、次のステップに繋げたい。

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

■ **基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価**

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

就職支援のための教職員の組織を整備し、活動しているかについては、進路支援のための学内委員会として、「学生支援センター委員会」を設置している。教員 8 名、職員 4 名の構成員で、月 1 回の定例会議を開催し、学生の進路に関する様々な事項を協議している。学生に対して日々の直接的な学生への指導対応は、学生支援センターの教職員の職務として、教学部職員、各専攻教員とも緊密な連携を通して、就職支援の活動を展開している。具体的にはきめ細やかな個別面談を通して学生それぞれの働くことへの意識と志望職を明確化させ、学生の人生にとってきわめて重要なキャリア形成を支援し就職活動をサポートしている。学生支援センターでは、平成 23 年度から入学前の学生に対し、進路調査アンケートを実施している。入学後はそれに基づき基礎ゼミナールでも面談を指導の一助としている。これらの取り組みを通して、進路指導計画に基づき学生ひとりひとりに対するキャリア形成サポートを実施している。

平成 28 年度も例年通り、進路調査アンケート、全学生の面談、就職ガイダンス、就職マナー講座等を実施した。また「基礎ゼミナール」、「総合ゼミナール」、「総合演習」、「保育教職実践演習」という演習形式の授業の中でも、就職指導を行った。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援は、学生支援センター教員と専攻教員との連携を通して行っている。その一環として、平成 28 年度より学生支援センター主催により自由参加型の「自分の将来を考える会」の講座を月 1 回のペースで開催している。学生それぞれが将来について考え自己分析し、具体的な情報を得、社会人となるための基礎的な力を涵養することを目的としている。学生が卒業後の進路について自らの希望する進学や就職を実現するための一助として開催している。平成 28 年は下記の項目で実施した。

平成 28 年度の「将来を考える会」には、春学期中全 6 回で、35 人（延人数）が参加した。

平成 28 年度「将来を考える会」計画表

5 月 6 日	自分の方向性を明確にするガイダンス
5 月 13 日	業種・職種・求人票の見方について
6 月 24 日	主体性を持って人生を生きるために
7 月 8 日	具体的な目標設定の講座～計画力と実行力～
7 月 15 日	履歴書チェック大会
7 月 22 日	こころと姿の身だしなみ講座
10 月 14 日	職業適性検査
11 月 11 日	自己分析講座
11 月 18 日	進路選択集中相談会

各講座終了後のアンケート結果によると、「ためになった」21名、「少しためになった」7名で、「どちらともいえない」「あまりためにならなかった」「ためにならなかった」と答えた者はいなかった。(残り7名は、プログラムの都合上アンケートを取らなかった回に参加)

「将来を考える会」を受講した学生からの聞き取りによると、「主体性の形成」「計画力と実行力」「自己分析」といったキャリア教育的な内容については、「ためになった」「もっとじっくりと腰を据えて考えたい」という意見が多かった。「履歴書の書き方」「求人票の見方」といった就職支援的な内容については、「すぐに役立っていい」という意見があった。

卒業時の就職状況について、本学では、卒業時にのみ就職状況が報告されるだけでなく、毎月行われる「学生支援センター委員会」、週に1度行われる「専攻会議」「事務連絡会議」等で、随時報告し、全教職員が学生の就職内定状況を共有している。各専攻は、学生の就活状況や内定状況の情報を分析、検討し、必要に応じて学生支援センター教員と連携し個別面談、模擬面接等を行っている。保育専攻では、毎年5月頃に卒業生を招き、学生時代の就職活動や職場での業務内容等を在学生に直接伝えてもらう特別講座を設けている。直接卒業生ともコミュニケーションがとれ、学生たちの就職意識の向上に役立っている。今年度より、卒業生に対して、卒業後の現況をよく理解するためのアンケート用紙を送付し、調査を行っており、在学生の進路指導にも活かしている。本学の過去3ヶ年の就職率は下記の通りである。

平成26年度… 91% 平成27年度… 93% 平成28年度… 81%

進学、留学に対する支援について、本学では、学生本人の向学心を尊重し、学生の資質を伸長し、専門職従事の可能性をひろげるため、大学編入学を積極的に推奨している。具体的には、進学ガイダンスや個別の進路相談を通じて、指定校推薦の出願方法や、受験対策指導を行っている。平成27年度からの取り組みとしては、受験校のオープンキャンパスへの参加だけでなく、公開講座や入学事前学習会への参加を呼びかけている。その結果として、春学期の早い段階から具体的な行動に出る学生が増えてきている。オリエンテーション時のガイダンス、インターンシップの紹介、進路選択についての自由参加型の講座「自分の将来を考える会」の実施、進路選択アンケート等により、学生には将来の進路選択について考える機会を多く与えている。これにより、平成28年度は、春学期から進路選択に向けての活動を始める学生が増加した。

(b) 課題

学生の進路に対する意識も徐々に向上しつつあるが、全ての学生が進路決定に向けて積極的であるとは言えない。多くの学生の積極的な就職・進学への研究と活動が課題である。本来段階的に実施すべき「キャリア教育」と「就職活動支援」を並行して実施したために、これらを整理し、段階を追って実施すると、より効果的に学生に影響を及ぼせると考えられる。学生支援センターの方向性は明確であるが、現在それらを明文

化したものがない。進路選択に関するガイドブックを作成する必要があると考えている。卒業生に対する追跡調査、進路先の状況調査を十分に実施することが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は、大学案内、学生募集要項、ウェブサイトなどを通して受験生に示している。また、入試説明会や高校訪問、オープンキャンパス等において、本学の教職員が入学志望者と保護者に説明をするとともに、教員は実際の授業を想定した模擬授業を公開している。広報と入試に係る事務業務は入試課が一括して行っている。また受験の問い合わせや来訪者の相談などに対しては、入試課員が窓口になって適切に対応している。広報については学生募集を含めた広報業務の円滑な実施と充実を目指し、入試委員会のもとで積極的な学生募集活動を行っている。

入試の実施については、入試の公正かつ円滑な運営を図るために、それぞれの学習募集要項にある選考方法及び実施要項に基づいて公正かつ適切な業務を行っている。

入学手続者に対しては、「入学手続き案内」を送付し、入学手続書類や奨学金、下宿等に関わる事項を案内している。入学者に対しては、入学式後に学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っているが、スムーズな大学生活が過ごせるように、保育幼児教育コースとライフクリエイティブコースでは、入学前事前学習会を行っている。模擬授業を行い、早期の大学教育の理解を得、大学生活への円滑な移行をねらいとしている。

(b) 課題

入学者受け入れの方針について、さらに具体性があるものにしていく必要がある。

入学予定者については、入学前の事前学習会を行っているが、さらに検討して大学生活への円滑な移行を図る必要がある。

オープンキャンパスや模擬授業などを通して、入学受け入れの方針を受験生に明確に示していくことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

授業に対する意識の向上の方策の一つとして、授業アンケートの内容・実施の方法の改善を図る。具体的には、学生に対して事前にアンケートの目的や意義を理解してもらうための掲示や教員からの説明の機会を設ける。アンケートの結果、学習成果の評価基準となるシラバスを事前に読んでいない学生が多く見受けられるので、各授業担当教員よりシラバスの確認の必要性を周知させる。アンケートは教員個人の利用に留まらずに専攻・FD委員会等で結果を踏まえた教育改善のための方策を検討する。

現状の教員によるFD活動は決して十分とは言えず、教員の教育内容・方法の改善を、学生の授業に取り組む姿勢・意欲の向上を図るべく、FD委員会を機能させることの検討を、FD委員会や教学委員会等で論議を行う予定である。

提出資料1. 学生便覧 [平成28年度]

提出資料2. 2016 Guide Book [平成28年度]

提出資料3. School Guide 2017 [平成29年度]

提出資料4. 2017 オフィスアワー一覧

提出資料8. 学生募集要項（入学願書を含む）[平成28年度]

提出資料9. 学生募集要項（入学願書を含む）[平成29年度]

備付資料5. 進路ガイダンス参加者アンケート

備付資料6. 卒業生追跡調査（就職・進学状況調査）

備付資料7. 2016 Guide Book [平成28年度]

備付資料8. School Guide 2017 [平成29年度]

備付資料9. 事前学習会実施案内等

備付資料10. オリエンテーション資料、新入生へのメッセージ等

備付資料11. 学籍原簿

備付資料12. 進路登録カード

備付資料13. 授業評価アンケート

備付資料14. FD委員会活動議事録

備付資料15. SD委員会活動議事録

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

「教育課程と学生支援の行動計画」については、次の PDCA サイクルに基づき業務の改善に努めたいと考えている。

「PDCA サイクルに反映させる教育課程と学生支援の行動計画として、カリキュラムポリシーに基づいて策定された教育課程において、科目担当者によるシラバスを作成する（Plan）。学習成果を達成するためにシラバスに沿った授業を実践する（Do）。学位授与率、生成期状況の確認、卒業生の進路状況、資格・免許・検定の取得状況、FD 活動や学生による授業評価等、学習成果の点検をカリキュラム委員会及び教学委員会で行う（Check）。全シラバスは各専攻、教学課、カリキュラム委員会等でチェックし、改善が必要な科目については、改善策を次年度シラバスに反映させる（Action）。」

教育課程と学生支援の行動計画は、カリキュラム委員会および教学委員会を中心とし、PDCA サイクルに基づいた改善策に取り組みたい。そして、PDCA サイクルに伴う業務を行い、教学課程や学生指導のあり方を常に見直し、改善に繋がるよう大学として努めたい。

平成 28 年度は、このことの取り組みとして「教職員の言葉遣いと学生指導、対話のあり方」の教職員研修会を行った。研修会の目的と主題、会議の経緯は次の通りである。

「教職員の授業や事務局での日常の言葉遣いは学生指導上、共通の見識と対応を問われる大学人として大きな課題であり、その表現力によっては学生各人の向上心や問題解決につながる一方、適正でない表現や言葉遣いは個人の尊厳を傷つけ、ことによっては人権に関わる問題ともなる」という研修会の主題を掲げ、発表者の提言を受け教職員として責任ある言葉遣いと表現の相互研修を行った。

しかしながら、この研修は教職員相互の提言を理解したところにとどまっており、この後、FD 委員会で PDCA サイクルに基づき、検討し、本学としての「教職員の言葉遣いと学生指導、対話のあり方」を位置付け、ルール化することで授業の改善に、また日常の教職員と学生の言葉遣いの向上につなげたい。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

本学の専任教員は学長以下、教授 5 名、准教授 1 名、講師 8 名の計 14 名であり、教員数及び職位は「短期大学設置基準」に定める規程を充足している。教員の採用・昇任手続きについては、「教員選考基準」「教員選考手続」に則し教員選考委員会、教授会を経て適正に行っている。また、補助教員等は配置していないが、専任教員及び非常勤教員をそれぞれの教育及び研究領域の専門性から、仏教学専攻、仏教保育専攻に適切に配置している。教員への研究支援については、週で曜日を設定し研究日を設け、研究室を確保している。

専任教員の研究活動については、研究活動を行う時間が少ない中、多くの教員が意欲的に取り組んでいると評価している。研究成果を発表する場として「西山学苑研究紀要」を年 1 回刊行している。教育に関しても、FD 活動として全ての科目につき、学生による授業評価アンケートを春学期・秋学期それぞれの学期末に行い、アンケート結果を担当教員に返し、教員からコメントシートの提出を受け、授業の改善を促している。各教員の研究業績は専門分野によって差が見られるものの、大学教育の根本の一つには、教員が研究して得た知見を学生には還元することであると考えるため、教員の研究活動と実績は重要であり、今後もより意欲的に研究活動に勤しむことのできる環境を整えたい。

事務職員は、「京都西山短期大学事務局事務分掌規程」に基づき、各部署で業務を遂行し、短大の全ての部門において専任教職員と共に教育・指導に携わる教育的職員として、その役割と責任は極めて大きく、これらの事務を誠実にはたしているが、短大運営の基本的な運営改善方策改善方策である「学習成果を焦点にした品質保証のためのサイクル」である PDCA サイクルの取り組みを平成 28 年度よりはじめたところであり、改善課題を提起し、本学独自の教育の充実に PDCA サイクルを活用し続けることをこれよりの課題としている。

図書館は、適切な本学の規模にふさわしいスペース（313 m²）を有し、仏教学、幼児教育等充分な条件を整え、研究、学習の場としてよく機能している。

本学の物的資源については、「短期大学設置基準」の規程を充足する校地面積（7,162 m²）に三棟の校舎を有している。

防火・防災対策については「防火・防災管理規定」を整備し、全学生、教職員を対象とした防災訓練を年に 1 回実施し、防災意識の向上につとめている。

経営において厳しい財政状態にある、本学の運営において学生数が定員充足せず厳しい財政状況の中、限られた予算内で緊急を要する事業を除き経費を制限している現状にある。

入学者数の伸びが横ばいで、学納金の一部減免等により、短大の財政基盤となる帰属収入も充分とはいえない。今後は学生定員確保による財政の充実により、平成 35 年度以降の中長期計画で本館校舎の整備事業を実施したい。

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

※ ここには〔観点〕についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

本学の専任教員は学長以下、教授 5 名、准教授 1 名、講師 8 名の計 14 名で「短期大学設置基準」に定める教員数を充足している。さらに教職課程、保育士養成課程の必要教員数も充足している。各教員は、それぞれの教育及び研究領域の専門性から、下記に示すように仏教学・仏教保育の 2 専攻に配置している。各専攻では、専攻長のもとに建学の精神に基づく各専攻（コース）の教育研究と学生への人間教育による人材育成の目的達成に向けて教員組織を編成している。

専任教員数（平成 29 年 5 月 1 日）

	教授	准教授	講師	計
仏教学専攻	3	0	4	7
仏教保育専攻	2	1	4	7
計	5	1	8	14

本学専任教員の平均年齢は平成 29 年 5 月 1 日現在、51.1 歳、教授 62 歳、准教授 50 歳、講師 44.5 歳である。

教員の採用・昇任手続きについては、「教員選考基準」「教員選考手続」規程に則し選考委員会、教授会を経て適性に行っている。そして、補助教員等は配置していないが、専任教員及び非常勤教員はそれぞれの教育及び研究領域の専門性から、年度毎にカリキュラムの見直しを行い仏教学専攻、仏教保育専攻に適切に配置している。

専任教員の研究活動については、専任教員は事務局各部署に配属されていることもあり研究活動を行う時間が十分に確保できない現状にあるが、意欲的に取り組んでいる。教員の研究の成果は学生はもとより、社会へ還元すべき大切な課題である。多くの専任教員に地域社会、公共機関、幼稚園、保育所等より講義、講演会の依頼があり、これに応えている。研究成果を発表する場として「西山学苑研究紀要」を年 1 回刊行している。

また、全ての科目につき、学生による授業評価アンケートを春学期・秋学期それぞれの学期末に行い、結果を教員に返し、教員からコメントシートの提出を受け、授業の改善を促している。

(b) 課題

※ ここには〔観点〕についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。(以下同じ。)

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。

(以下同じ。)

教員採用に際しては、専攻ごとにニーズに合致した人材であるかどうかを基準とする選考を行う。このために必要とあらば、関係規程の改訂も検討する。

特に、平成 31 年度より実施される、教員免許状再課程認定に向け、専任教員、非常勤の学位、研究業績を精査する必要がある。また、教員の研究領域、研究業績に応じた科目に配置するための規程及び委員会を整備する必要があると考える。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

専任教員は、論文発表、学会活動等の研究活動を行っており、研究成果を発表する機会として『西山学苑研究紀要』を 1 年に 1 回刊行している。平成 28 年度の研究業績は、著書 2 件（共著）、学術論文 11 件（内 2 件共著）、学術論文以外の学術的著述は 10 件で、合計すると 23 件の学術的著述が著されている。その内、学内紀要である「西山学苑研究紀要」（第 12 号）には、7 編の学術論文と 1 編の研究ノートに掲載した。専任教員はまた、授業と学生指導の多忙なスケジュールの中で精力的に研究活動を行っている。また、本学は平成 29 年度により文部科学省の改正教育職員免許法による「教員免許更新制」の講習校として、申請・許可をうけ、本学教員による開講を予定している。

地域社会貢献事業として、緘黙児と保護者へのワークショップの取り組みである、「緊張や不安の強い子どもへのワークショップ」～場面/選択制緘黙（かんもく）児へのカラダ・こころあそび支援プログラム～を平成 28 年 2 月から実施している。平成 28 年度は、身体の動きやココロ遊びを通した親子プログラムや保護者との面談や交流によるサポートを行い、参加者から好評を得ることができた。

専任教員の研究費は年額 15 万円である。この個人研究費については、領収書の提出が義務づけられているが、備品購入費、図書費、研究旅費等費用科目ごとの上限は制限されていない。

専任教員施設設備としては、個室もしくは共用の研究室を整備しており、適正なスペースが確保されている。また、研究及び研修を行う時間として、平日に週に1日曜日を定め研究日を定めている。

平成27年度に科学研究費を獲得した教員は2名、外部学会よりの表彰者が1名あった。

専任教員は、学習成果を向上させるために本学の関係部署と連携している。教育環境の整備に関して、必要に応じて総務課及び教学課と速やかに連携して改善を図るよう努めている。また、正課外教育として、入学前事前学習、キャリア教育を学生支援センターと連携して実施している。

(b) 課題

専任教員の研究活動の活性化及び科学研究費補助金・外部研究費等の獲得を目指し、積極的に申請に関する情報を教員に発信し、獲得にも努める必要がある。専任教員の研究活動を促進するための規程等を整備するよう努める。

一部の教員の研究活動として、本学ホームページ上で公開しているが、今後は全ての専任教員の公開が必要である。

個人研究費については、増額を考えたい。また、それに伴い現在は、自由である研究費の科目、及びそれぞれの上限額を定める等、研究費を位置づけしたい。

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

本学の事務組織は「京都西山短期大学事務局事務分掌規程」に基づき定められている。総務部（総務課・経理課・健康管理室）、教学部（教学課・実習指導室・入試事務室・学生支援センター・学生相談室・図書館（図書課）、企画広報室、国際交流センター、宗教部が置かれている。

事務関連の諸規程は以下のとおりである。

「学校法人京都西山学園経理規程」

「学校法人京都西山学園経理規程施行細則」

「文書取扱規程」

「文書保存規程」

「稟議規程」

「公印取扱規程」

これらの事務関係の諸規程に沿って責任体制を明確に、業務を行っている。事務組織の責任体制は、事務局長が事務の所掌業務の一切を主管し、事務職員は事務局長、総務部長、教学部長、図書館長、学生支援センター長、国際交流センター長の指示の下で、職員の職務遂行に必要な専門的知識の習得と大学人としてふさわしい事務能力の向上、新たな資質・能力の獲得及び事務組織の活性化を図ることをめざしている。専門的な職能を得られるよう、日々の事務にあたっている。本学の事務体制は専任教員、専任事務職員、非常勤事務職員により組織し、全専任教職員による体制をとっている。そしてこのような組織により常に教学、学生支援について関係事務及び専攻課程と連携を図り、学生の学習成果の向上につながるよう努めている。

事務局に関わる事務関係諸規程を例規集として「組織・委員会」「教育・学生」「服務・人事」「給与・福利厚生」「管財・庶務」等の領域に各々規程を成文化し、専任教職員に配付貸与し年度更新している。

事務局内の連携については、週に1度の専任教職員による「事務連絡会議」を行い、各部署や専攻から業務報告・連絡等、大学業務の現状と、各部署の業務を相互理解する会議として機能している。

事務局は学生の利便性や外部機関、事業所等との関係などを考慮し、1階に配置し大学事務として学生に対応、指導し、また社会対応している。情報機器や備品などに関しては必要に応じて機器を更新し、事務処理の迅速化と効率化を図っている。

防災対策については、「防火・防災規程」に基づき、「消防計画書」を定め、学長を自衛消防隊長、事務局長を副隊長とし、専任教職員を各部門の責任者とする自衛消防組織を編成している。また、授業に支障のない日程で年1回、全学対象の防災訓練を行っている。

(b) 課題

事務局は防災対策として、耐震基準を満たしていない校舎の耐震工事が喫緊の課題であるが財政上の問題もあり、新築工事を含め平成32年度以降の本学中長期計画内での策定を課題としており平成29年度内に立案したい。

SD活動として、各種団体が主催する研修会に参加し、事務職員としての能力開発を

行っているが、学内で研修会の報告をする機会が少ないのが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教職員の勤務、就業に関する規程は以下に示すとおり整備している。

- 「京都西山短期大学就業規程」
- 「京都西山短期大学就業規程細則」
- 「京都西山短期大学定年規程」
- 「事務職員再雇用取扱規程」
- 「育児休職及び育児短時間勤務に関する規程」
- 「子どもの看護休暇規程」
- 「職員休職規程」
- 「京都西山短期大学給与規程」
- 「京都西山短期大学職員退職金規程」
- 「京都西山短期大学出張旅費規程」(備付資料)

諸規程は、新任者には、就業に関する諸規程を含む「例規集」を採用時に配布貸与し、事務局長からガイダンスを行っている。なお、教職員の就業についてはタイムカードによって日々の出勤を管理している。

(b) 課題

本学は現既定の適正な管理、運用に努めている。採用時の新任教職員への勤務についての説明が年度により、遅れることがあったため、任用日に説明会を持ち、教職員として労働条件の早期の理解が得られるよう努めたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教育課程の編成・実施に基づいた適切な人員配置をさらに図りたい。平成 31 年度より実施される、教員免許状再課程認定に向けてだけでなく、専任教員、非常勤の学位、研究業績を精査する必要がある。また、教員の研究領域、研究業績に応じた科目に配置するための規程及び委員会を整備する必要があると考える。

備付資料 16. 専任教員の個人調書

備付資料 17. 非常勤教員一覧表

備付資料 18. 教員の研究活動について公開している印刷物等（平成 26 年度～平成 28 年度）

備付資料 19. 専任教員の年齢構成表（平成 29 年 5 月 1 日現在）

備付資料 20. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（平成 26 年度～平成 28 年度）

備付資料 21. 研究紀要・論文集（平成 26 年度～平成 28 年度）

備付資料 22. 教員以外の専任職員の一覧表（平成 29 年 5 月 1 日現在）

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学の校地面積は 7,162 m²であり、また、校舎の面積は 3,980 m²でいずれも短期大学設置基準の規定を充足している。

本学図書館は、校地の南東にあり、図書館棟の 2 階と 3 階部分を占め、2 階が閲覧室と事務室、3 階が書庫となっており、57,000 冊以上を数える図書と 150 種以上の学術雑誌を収納している。特に本学においては、建学以来の仏教書、ことに浄土学関係の書物は充実している。閲覧室の席数は、37 席である。

運動施設としては、グラウンドと体育リズム室、多目的室があり、適切な広さを確保している。

校舎には、本館にリフト、1 階と 2 階にはみんなのトイレ（車いす使用者対応）、入口にはスロープ、階段には手すりを設けている。

(b) 課題

学内施設のバリアフリー化整備を計画し平成32年度以降の中長期事業計画をもって取り組みたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学の施設・設備は 「学校法人西山学園経理規程」「学校法人西山学園経理規程施行細則」に基づき適正な管理運営に努めている。

防火・防災対策については、「防火・防災規程」に基づき、「消防計画書」を定め、学長を自衛消防隊長、事務局長を副隊長とし、専任教職員を各部門の責任者とする自衛消防組織を編成している。消防設備は年1回行い、防災訓練は、学生、教職員の避難訓練を実施している。

コンピュータシステムについては、

(b) 課題

本学は長岡京市の「災害時の避難所」指定されているため、長岡京市と協議して、災害時のライフラインの確保を図りたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め

整備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

学内全域に亘って無線 LAN が利用できるように努めたい。また、学生・教職員が個人所有の機器（ノートパソコン、タブレット、スマートフォン）を学内のネットワークに接続し利用することが増加すると予想される。こういった端末に対してのセキュリティ対策が必要である。

防犯対策のための、防犯カメラの増設を検討する必要がある。

備付資料 2 3. 校地、校舎に関する図面

備付資料 2 4. 学校法人基本調査票該当頁より

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学では、学習成果を向上させるために、パソコン等の情報機器を用いた授業が増加している。そのため、ほとんどの講義室においてビデオ、DVD の機器を設置し、持ち運び可能なプロジェクター、スクリーン、パソコンを準備している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教育科目として仏教学専攻、仏教保育専攻の 2 専攻共に「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。この科目を履修することにより現代の情報化社会に必須であるコンピュータやネットワークに関する基礎的知識の理解と、文書作成、表計算のソフトウェアを活用する技能を習得することとしている。また、情報処理演習室のパソコンを授業時間以外は、学生に開放しており学生はよく活用している。

平成 28 年度に情報処理演習室のパソコンを入れ替え、ハードウェア及びソフトウェアを一新し、教育設備の向上・充実を図った。

教育課程とその実施の方針に基づいて、授業や学校運営に活用できるよう、ほぼ全員の教職員にパソコンを貸与している。また、非常勤講師が授業に供する資料の確認や配布資料の出力に利用したり、シラバス作成時の利用に向け、非常勤講師控室に 2 台のパ

ソコンを設置している。

(b) 課題

コンピュータ等機器の適切な更新維持に努めていかなければならない。本学では情報関連技術を全教職員が有効に活用するには至っていないため、FD、SD 活動の中で、教職員向けの情報機器活用のための研修が必要である。セキュリティポリシーやガイドラインの整備も今後の課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実に努めている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに係る提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教育課程編成・実施の方針に基づく必要な施設、設備は更新が間に合っていないものもあるため、必要なものの優先順位を明確化して順次更新を行っていきたい。

備付資料 2 5. 学内 LAN、情報機器等の敷設図

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学の資金収支は、平成 27 年度は若干のマイナスとなったものの、平成 26 年度、平成 28 年度はプラスであり、過去 3 年間は均衡がとれている。事業活動収支については、過去 3 年間で平成 26 年度、28 年度がマイナスとなっているが、3 カ年の平均では収支は均衡している。これに対して本法人の資金収支は、プラスで推移している。平成 27 年度はマイナスとなっているが、これは特定資産に 2 億円を繰り入れしたためであり、同じく、平成 28 年度も 1 億円の繰り入れを行っている。

本法人財政は、前回の第三者評価当時、幼稚園のみは借入金等の外部負債がなかったものの、本学及び高等学校には校舎建築による長期借入金があり、さらに毎年の入学定員割れにより本学の収容定員比率についても 60% 台であったため、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」において、教育研究活動キャッシュフロー、外部負債と運用資産の状況による学校法人の経営状態区分が「B 4」との指摘を受け、「経営改善計画平成 21 年度～平成 25 年度（5 カ年）」を基に経営改善に取り組んできた。すなわち、当時の本法人の財務状況は、教育研究活動の収支が赤字であり、さらに外部負債が運用資産を上回るという極めて厳しい状態にあったと言え、早急な改善計画による経営回復を必要であった。しかしながら、キャッシュフロー（c f）の黒字化や十分な運用資産確保の達成は、急激には望み難いため、まず人件費等経費の削減を推進し、入学定員確保、収容定員充足に向けた計画を策定した。

平成 26 年度から 3 カ年の収容定員充足率は、社会人学生や外国人留学生の受け入れもあり、それぞれ 92%、85%、75% で、幾分下降気味ではあるが、平成 29 年度は 80% に戻った状況である。また、外部負債については本学の長期借入金の返済が依然継続しているが、高等学校は平成 28 年度末に完済し、また、本学並びに高等学校の入学者の増加もあり、文科省への「経営改善計画」提出についても平成 26 年度で終了した。現在の経営判断指標は「A 3」段階にはあるものの、本学の入学者増は学費減免を伴う学生数によるところであり、教育研究経費支出においても奨学費支出がかなりの比率を占めているため、この奨学費の減額をどのように実現するかが課題である。

退職金支給に備えるための退職給与引当金については、本学の教職員は、毎年度末に必要な支給額の算定を基準とし、私立大学退職金財団掛金の累計額と交付金の累計額との組入れ調整額との加減により適切な額を計上している。

本学の教育研究経費比率は、平成 26 年度 36.2%、平成 27 年度 34.9%、平成 28 年度 34.5% であり、いずれも 30% 台を超えている。教育の質を保证する観点からは「適正」な状態を維持しているとも言えるが、奨学費の減額を目標とする点においては背反する状況にもあるため、真の意味での「適正」状態を検討することが必要である。

本学の入学定員充足率及び収容定員充足率は、仏教学専攻が平成 26 年度 114.0%、121%、平成 27 年度 104.0%、108.0%、平成 28 年度 82.0%、89.0%、平成 29 年度 116.0%、97.0%

となっており、平成 28 年度の入学者減を除いて概ね 100%を確保しているのに対し、仏教保育専攻は平成 26 年度 50.0%、63.0%、平成 27 年度 68.0%、62.0%、平成 28 年度 58.0%、62.0%、平成 29 年度 76.0%、68.0%となっており、安定した収容定員充足率に向けた改善策の策定が必要である。

(b) 課題

本学の平成 28 年度の事業活動収支は△6,397 千円であり、平成 27 年度の 14,573 千円に対し大きく減少した。原因は新入生の減少に伴う学生生徒等納付金収入の減少に加え、経常費等補助金の大幅な減少（前年比△12,605 千円）にあると思われる。最近の国庫補助金の配分は、一般補助金に対しても特定の改革プログラムを計画し、また、その計画による特色ある取り組みをいかに策定するかが採択のポイントとなり、さらに、特別補助についても年々申請項目が減少一途の傾向にあるため、今後はどのような取り組みが補助金獲得につながるかをも含めた教育活動の展開を策定することが必要である。

本法人における外部負債は、高等学校、幼稚園はゼロであるが、本学のみが長期借入金の返済が平成 35 年まで継続することに加え、短期借入も必要な状況にあるため、将来に向けた借入金等外部負債のない経営を目指すことが重要な課題であると考えている。

また、本学の安定した経営基盤を築くためには、やはり収容定員の充足が不可欠であり、これには仏教学専攻の改組を含めた検討や仏教保育専攻の京都西山高等学校「こども夢コース」との高大連携を強化し、入学定員 100 名の充足による財務状況の安定化並びに強化を図ることが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

[注意]

基準Ⅲ・D-1 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本法人の財務状況については、平成 21 年度に当時の「学校法人活性化・再生研究会」の経営判断指標により「B 4」段階にあると判断された。これは教育研究活動の収支が赤字であり、さらに外部負債が運用資産を上回るという極めて厳しい状態にあるといえ、早急な改善計画による経営回復を必要とするとの判断がなされたものである。キャッシュフローの黒字化に加え、十分な運用資産の確保を一挙に達成することは望み難いため、「経営改善計画平成 21 年度～平成 25 年度（5 カ年）」を策定し、収入増加を図るとともに、同時に人件費等経費の削減を推し進めることで「B 4」段階からまず「B 0」段階へと改善することを目標とした。経営判断指標「B 0」段階とはキャッシュフローが黒字であるとはいえ、帰属収支差額は赤字の状況であり、改善計画目標としては消極的であるとも言えるが、将来的には安定した指標「A」段階を目指す過渡的措置であるとの認識に立ち、5 カ年の改善計画を策定した。キャッシュフローの黒字化は、経費削減にも増して収入の増加を図ることであり、これには学生・生徒の収容定員充足を第一義とするが、長期にわたる 18 歳人口の減少に鑑み、社会人学生や外国人留学生、さらに社会人学生が学びやすい環境を踏まえて長期履修制度を取り入れて収支バランスのボーダーとなる入学定員充足を具体的数値目標に据えて抜本的見直しを開始した。当該改善計画書の 5 年目にあたる平成 25 年度には、「経営改善計画平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）」を策定し、収容定員充足を目指したが、具体的施策は、先にも述べた社会人学生には、「建学の精神」である仏教精神を基にしたインド、中国、日本における仏教学、浄土教思想を個々のライフスタイルに合わせた最長 6 年間の長期履修を提供することに加え、本法人の設置校である京都西山高等学校及び向陽幼稚園との高大・幼大連携を実施した。京都西山高校には「こども夢コース」生徒の進路として、また、向陽幼稚園に対しては実習先として本学の仏教保育専攻における「保育士」資格並びに「幼稚園教諭」免許取得に向けた連携をはじめ、高校との進路ガイダンス・学校説明会・本学教員による体験学習会及び本学学生との交流授業等の連携事業を行い、幼稚園とも幼稚園施設見学・保育見学・保育観察・学生と園児による交流授業等を実施することでより深い三者の関係性を構築してきたところである。平成 21 年度からの 5 カ年計画策定時には、本学の収容定員率は 60% 台であったが、平成 26 年度から 29 年度にかけては 80% 台にま

でに回復した。収支バランスの観点からは、人件費を中心とした経費削減により均衡を取りつつあるが、更なる改善が必要である。なお、法人としての収支については京都西山高等学校の改善計画の遂行により、平成 27 年度に 2 億円、平成 28 年度にも 1 億円の特定資産の繰り入れにより、経営判断指標は「A 3」段階となった。

学内に対する経営情報の公開については、本学ホームページの情報公開ページにおいて毎年度の法人計算書類の中から情報を集約し、夏期休暇中に公開していることから、同時に学内教職員にその旨を伝えるとともに、毎年の実施ではないが本法人の公認会計士に依頼して財務状況についての S D 研修会を実施し、教職員の経営状況把握に努めている。また、理事会等法人に向けては、「平成 21 年度～25 年度経営改善計画」をもとに、実質的には平成 26 年度における平成 30 年度までの改善計画が最終となったこともあり、平成 26 年度までは「経営改善計画実施管理表」に基づく報告を行い、平成 27 年度以降は理事会、評議委員会時の毎年 3 月の「事業計画」、5 月の前年度「事業報告」説明により、本学の活動状況の理解と経営に対する危機意識を共有している。

(b) 課題

安定した財務状況を確保するには、収容定員充足による学生生徒等納付金の確保が不可欠である。幅広い世代に目を向けた募集計画とその活動を実施しているが、社会人学生の入学は一過性のものとなりがちであり、継続的に入学数を確保する教育内容の検討が必要である。また、外国人留学生についても、学費減免のあり方や経費の削減を検討することにより、どのように収入増を図っていくかが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

■ テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

本法人においては、高校、幼稚園とも長期・短期の借入金がないため、今後も借入金等の外部負債がない経営を維持していく必要がある。一方、本学には長期借入が平

成 35 年度まで残っており、安定した教育研究活動を展開するためにも、まず返済計画通りの借入返済を終えるとともに、定員確保に向けた施策を打ち出し、入学・収容定員の充足が必要である。平成 29 年度は、入学者が下降した平成 28 年度の影響により収容定員充足率は 80% 台に留まったが、入学定員充足率から見れば、96% となりほぼ定員を充たす結果となっているので、今後も安定した学生生徒等納付金収入を確保するためにも定員の充足率を高めることに努めたい。また、経常費等補助金収入については、特別補助の申請項目が年々減少することもあり、本学の特色をどのように発揮していくべきかを検討し、補助金の獲得に結びつけたい。さらに、競争的資金の獲得としては、科学研究費等の獲得にも努めなければならないが、本学の専任教員は設置基準通りの人数であり、日常の教育活動に意識が注がれ、個々人の研究活動までに余裕がない状況にあるとも言え、本学教員の教育・研究活動の環境改善をも課題として、科研費等の競争的資金獲得に向けた研究活動が行えるよう環境整備を策定していきたい。

本学の学科は仏教学科であり、仏教学・仏教保育両専攻を有するが、以前からの改善計画でも学科名変更が検討されてきたところである。しかしながら、仏教を前面に押し出すことこそが、本学の特色といえることから、専攻設置の折にも仏教精神に基づいた仏教保育専攻としたのである。このことは、一般的な現役高校生に受け入れ安いとは考えにくい、仏教精神を取り入れたカリキュラムの編成についての説明等、学生募集対策の中での高校訪問や、オープンキャンパスの実施を通じて、高校生やその保護者、高校教員にまで理解してもらえるよう情報発信を図って行きたい。なお、本法人内の京都西山高等学校には、平成 20 年度に開設した「こども夢コース」があり、既に高大連携を継続しているが、同一法人設置校の強みは、高大一貫した教育活動が可能なことにあり、高校 3 年間短大 2 年間の計 5 年間にこそ可能な内容を検討し、現在も実施している京都西山高校での進学説明会・オープンキャンパスを通じて一層の進学率向上を目指したい。

一方、もう一つの専攻である仏教学専攻には、仏教・ライフクリエイト・国際経営の 3 コースがあるが、この中で最も改善を必要とするコースがライフクリエイトである。当初本コースの開設時には、さまざまな資格取得を目的とし、さらに取得した資格を基に将来の進路に結びつけることを目指して設置されたが、各資格の取得率の向上も含め、入学志願者の確保による財務状況の改善につなげたい。

提出資料 1 3. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）

提出資料 1 4. 事業活動収支計算書の概要

提出資料 1 5. 貸借対照表の概要（学校法人全体）

提出資料 1 6. 財務状況調べ

提出資料 1 7. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要

提出資料 1 8. 計算書類

提出資料 1 9. 財務計画表

提出資料 20. 事業報告書 [平成 28 年度]

提出資料 21. 事業計画書/予算書 [平成 29 年度]

提出資料 22. 寄附行為

備付資料 26. 計算書類（平成 26 年度～平成 28 年度）及び財産目録

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

本学の財務状況は、人件費等経費の節減を継続することで収支の均衡を図っており、また、長期借入金の返済が続く中、校舎等施設の改修計画を具体化するには至っていない。中でも昭和 45 年竣工の本館については、耐震検査の実施により差し迫った危険性はないものの、耐震補強工事の必要性が認められる。また、本館内の各教室については、机、椅子等教育設備の入れ替え時期ともなっている。さらに、現在ある中型・小型 2 台のスクールバスについても修理・メンテナンスに相当な経費を投入していることもあり、できる限り早い時期の入れ替えを検討することが必要である。

このように現在本学には教育・材的資源ともに改善計画の策定が必要であるが、これらの実現には、まず、健全な経営状況を維持すると同時に、余裕資金を確保することが求められる。学生生徒等納付金の安定確保はもとより、外部資金の獲得、とりわけ本学専任教員に対する科学研究費等の競争的資金への申請を活発化させること、さらに現在も実施している同窓会や後援会よりの教育支援金の充実を図りたい。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要**

理事長は、学校法人の代表として業務を総理し、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催している。本法人の理事長は理事の互選により選出されるが、慣例的に西山浄土宗宗務総長が就任することとなっている。このため理事長は本学学則に謳う「仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。」という建学の精神、教育理念・目的を十分に理解し、本学をはじめ併設高校・幼稚園での入学式や卒業式など学園行事を通じて、教職員・学生等に対して建学の精神やその基本となる仏教精神について話すなど、建学の精神を学園全体にどのように浸透させるかにも努めており、法人全体の運営に向け適切にリーダーシップを発揮している。

学長は、豊富な学識並びに経験を有し、その学識・経験を基に本学の建学の精神に沿った教育研究の推進に努めるとともに、短期大学の適切な運営に向けてリーダーシップを発揮している。教授会を主宰することはもとより、経営協議会の中心となるなど自ら委員会にも加わると共に、学内諸委員会については事務局に対して毎年の委員構成に関する指示をするなど適切な管理体制を導いている。

また、理事長と学長は共に連携し、本学園内の短期大学・高等学校・幼稚園教学の発展に努め、本学と向陽幼稚園、本学と京都西山高等学校のこども夢コースとの間における幼大・高大連携に向けた協力支援を行っている。

理事会は、関係法令及び寄附行為の規定に則り、本学の円滑な運営に向け、的確な判断をするとともに適切な予算措置を図っており、その責務が十分に果たされている。

監事は本学園の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。毎月開催される常任理事会を始め、定例理事会及び評議員会にも毎回出席し、その監査状況に見解を示して報告している。

評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されている。

本法人の決算については、毎年5月の定例理事会で審議され、その後の評議員会において承認されている。なお、その結果は本学ホームページ上の情報公開欄に掲載し、一般公開している。

上記のとおり、学園全体のガバナンスは適切に機能している。

なお、課題としては、本法人の理事長は西山浄土宗の宗務総長が就任する事が慣例となっているが、宗務総長の任期は就任年の10月1日から4年間であり、初年度途中から年度としては足かけ5年間のみ法人と関わることとなる。その後は新たに理事長が就任することになるため、本法人の理事長が中・長期的にガバナンスをどのように発揮して行くのかが今後の課題である。

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

現理事長は、平成28年10月1日に西山浄土宗の宗務総長就任に伴い理事に、また、同日、理事会互選で理事長に就任した。前理事長は平成24年10月1日より平成28年9月30日までの4年間、学校法人の代表として業務を総理し、本法人寄附行為の規定に基づいて理事会を開催してきた。本法人の理事長は学校法人京都西山学園寄付行為第5条第2項の「理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の理事の議決により選任する。」とあることにより選出されたが、理事長の選出については、これまでも慣例的に西山浄土宗宗務総長が就任することとなっている。このため理事長は本学学則に謳う「仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。」という建学の精神、教育理念・目的を十分に理解し、本学のみならず併設の高校や幼稚園の入学式や卒業式など学園内の主要な行事に出席し、学生生徒だけでなく教職員に対しても建学の精神やその基本となる仏教精神について話すなど、建学の精神を学園全体に浸透させることに努めてきた。

現理事長は本法人理事長就任以前の平成24年より西山浄土宗教学部長を務めており、本学の仏教精神に基づく教育を十分に理解すると共に、とりわけ仏教学専攻仏教コースが西山浄土宗の教師(僧侶)資格取得を目指す学生を中心とするコースであることから、本学のカリキュラムと資格取得科目に関する宗門との協議を含め、深く関わってきたところである。

理事長就任後は、日常的には隣接の総本山光明寺執務長室において宗門業務を遂行するが、年間の学校行事時のみならず、ほぼ毎週、本学事務局を訪れて教職員とのコミュニケーション向上を図っている。

また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて本法人の最高意思決定機関としての理事会を定期的に招集し、議長となり、寄附行為実施規則に基づく学園の業務、すなわち、学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針、予算、借入金、重要な資産の処分に関する事項、事業計画、決算、理事会が行う理事・理事長及び評議員の選任、京都西山短期大学長・京都西山高等学校長・向陽幼稚園長他人事のうち重要と認めるもの、学則及び教授会規則その他理事会の定める諸規則の制定及び変更、その他重要事項について審議し議決している。

理事会の運営については、理事会の招集は、各理事に対し会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により会議の7日前までに通知している。なお、欠席理事については議案毎の委任を求め、或いは賛否の意思表示を求めることとし、理事会が終了した後にその結果を通知している。

平成28年度の理事会開催状況は次の通りであるが、理事長は、寄附行為第5条第3項「理事（理事長を除く）のうち1人を専務理事、若干名を常任理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。」の規定により専務理事1名、常任理事3名を招集し、常任理事会を開催し、寄附行為実施規則によって理事長に委任された業務に

ついて諮問し、決定している。なお、専務理事については、平成29年5月より任用を行っていない。

平成26年度～28年度理事会開催状況

開催日	場所	出席者	主たる議題
26.5.22	京都西山高校	8人 意思表示者 2人	平成25年度 事業報告書(案)承認に関する件
			平成25年度 資金収支・消費収支決算書(案)承認に関する件
			平成26年度 第1回資金収支・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 監事選任に関する件
			京都西山高等学校 校舎用途変更に関する件
			京都西山高等学校通信制課程の許認可府県の変更に関する件
26.6.30	京都西山短大	8人 意思表示者 2人	経営改善計画(案)承認に関する件
26.12.12	京都西山高校	8人 意思表示者 2人	平成26年度 第2回資金収支・消費収支補正予算書(案)に関する件
27.3.25	京都西山高校	6人 意思表示者 4人	平成26年度 第3回資金収支・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
			平成27年度 事業計画(案)承認に関する件
			平成27年度 資金収支・事業活動収支当初予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う評議員選任に関する件
			学校法人京都西山学園 選任各号の変更に伴う評議員選任に関する件

			学校法人京都西山学園 寄附行為の変更について
			学校法人京都西山学園 寄附行為実施規則の変更について
			学校法人京都西山学園 規則等の呼称及び番号を定める規則の制定について
			学校法人京都西山学園 専務理事任用規則の制定について
			京都西山短期大学 学則変更に関する件
27.5.25	京都西山高校	7 人 意思表示者 3 人	平成 26 年度 事業報告書(案)承認に関する件
			平成 26 年度 資金収支・消費収支決算書(案)承認に関する件
			平成 27 年度 第 1 回資金収支・事業活動収支補正予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う監事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う評議員選任に関する件
27.6.30	京都西山短大	7 人 意思表示者 3 人	経営改善計画(平成 27 年度から平成 31 年度)(案)承認に関する件
27.10.13	京都西山高校	7 人 意思表示者 3 人	平成 27 年度 第 2 回資金収支・事業活動収支補正予算書(案)承認に関する件
			京都西山高等学校 学則変更(全日制)(案)の件
			京都西山高等学校 学則変更(通信制)(案)の件
			特定個人情報取り扱い規則の制定(案)に関する件
			(報告事項) 京都西山高等学校 第一校舎建て替え進捗状況
27.12.16	京都西山短大	7 人 意思表示者 3 人	京都西山短期大学学則変更(案)承認に関する件
			(協議事項)

			1 京都西山短期大学学長任期満了による選任について 2 京都西山高等学校第一校舎建て替えによる『第 2 号基本金の組入れに係る計画表』について 3 学校法人京都西山学園 第 4 号評議員の選任について
28.3.28	京都西山高校	出席者 7 人 意思表示者 3 人	平成 27 年度 第 3 回資金収支・事業活動収支補正予算書(案)承認に関する件 平成 28 年度 事業計画(案)承認に関する件 平成 28 年度 資金収支・事業活動収支当初予算書(案)承認に関する件 京都西山短期大学 学長選出に関する件 学校法人京都西山学園 第 4 号評議員の選出に関する件 京都西山短期大学 学則変更に関する件 京都西山高等学校 新校舎建築に関する件 京都西山高等学校 第 2 号基本金の組入れに係る計画表に関する件
28.5.25	京都西山高校	出席者 7 人 意思表示者 3 人	平成 27 年度 事業報告に関する件 平成 27 年度 資金収支・事業活動収支決算書に関する件 平成 28 年度 資金収支・事業活動収支第 1 回補正予算書(案)に関する件 京都西山短期大学 学則変更に関する件 京都西山高等学校 学則変更に関する件 学校法人京都西山学園 評議員選任に関する件
28.9.26	京都西山短大	出席者 9 人 意思表示者	京都西山高等学校 校舎用途変更(案)に関する件 京都西山高等学校通信制 学則変更(案)に関する件

		1 人	向陽幼稚園 園舎変更(案)に関する件
			京都西山高等学校 創立 90 周年記念事業(校舎建築)寄付金募集要項及び趣意書(案)に関する件
			学校法人京都西山学園 理事長選任に関する件
28.10.1	京都西山短大	出席者 9 人 意思表示者 1 人	学校法人京都西山学園 理事長職務代理者選任に関する件
			平成 28 年度 資金収支・事業活動収支第 2 回補正予算(案)に関する件
28.12.6	京都西山高校	出席者 7 人 意思表示者 3 人	京都西山高等学校 創立 90 周年記念事業寄付金募集要項及び趣意書(案)に関する件
			向陽幼稚園 学校法人京都西山学園『特定公益増進法人』認可による教育振興資金寄付金募集(案)に関する件
			京都西山短期大学 学則変更(案)に関する件
			学校法人京都西山学園 役員の報酬等(案)に関する規程制定に関する件
			学校法人京都西山学園 情報公開規則(案)制定に関する件
			学校法人京都西山学園 役員辞任(3 号理事)に関する件
29.2.14	京都西山短大	出席者 6 人 意思表示者 4 人	学校法人京都西山学園 役員選任(3 号理事)に関する件
			学校法人京都西山学園 役員選任(6 号理事)に関する件
			学校法人京都西山学園 監事候補者選出に関する件
			学校法人京都西山学園 評議員選任(1 号評議員)に関する件
			学校法人京都西山学園 評議員選任(3 号評議員)に関する件
			平成 28 年度 第 3 回資金収支・事業活動収支補正予算(案)に関する件
29.3.27	京都西山高校	出席者 8 人	平成 29 年度 事業計画(案)に関する件
			平成 29 年度 資金収支・事業活動収支当初予算(案)に関する件

		意思表示者 2 人	学校法人京都西山学園 役員選任(6 号理事)に関する件
			学校法人京都西山学園 評議員選任(2号評議員)に関する件
			学校法人京都西山学園 評議員選任(3号評議員)に関する件
			学校法人京都西山学園 評議員選任(4号評議員)に関する件
			学校法人京都西山学園 評議員の再任に関する件
			学校法人京都西山学園 経理規程改訂に関する件
			学校法人京都西山学園 役員の報酬等に関する規程(案)制定の件について

平成 26 年度～27 年度評議員会開催状況

開催日	場所	出席者	主たる議題
26.5.22	京都西山高校	出席者 16 人	平成 25 年度 事業報告書(案)承認に関する件
		意思表示者 5 人	平成 25 年度 資金収支決算書(案)及び消費収支決算書(案)承認に関する件
		欠席者 2 人	平成 26 年度 第 1 回資金収支補正予算書(案)・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 監事選任に関する件
26.12.12	京都西山高校	出席者 15 人 意思表示者 6 人 欠席者 2 人	平成 26 年度 第 2 回資金収支・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
27.3.25	京都西山高校	出席者 14 人	平成 26 年度 第 3 回資金収支・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
		意思表示者 7 人	平成 27 年度 事業計画(案)承認に関する件

		欠席者 2 人	平成 27 年度 資金収支・事業活動収 支当初予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に 伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に 伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う 評議員選任に関する件
			学校法人京都西山学園 選任各号の 変更に伴う評議員選任に関する件
			学校法人京都西山学園 寄附行為の 変更について
			学校法人京都西山学園 寄附行為実 施規則の制定について
			学校法人京都西山学園 規則等の呼 称及び番号を定める規則の制定につい て
			学校法人京都西山学園 専務理事任 用規程の制定について
27.5.25	京都西山高校	出席者 18 人 意思表示者 5 人 欠席者 0 人	平成 26 年度 事業報告書(案)承認に 関する件
			平成 26 年度 資金収支・消費収支決 算書(案)承認に関する件
			平成 27 年度 第 1 回資金収支・事業 活動収支補正予算書(案)承認に関する 件
			学校法人京都西山学園 任期満了に 伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う 監事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う 評議員選任に関する件
27.10.13	京都西山高校	出席者 16 人 意思表示者 7 人 欠席者	平成 27 年度 第 2 回資金収支・事業 活動収支補正予算書(案)承認に関する 件
			京都西山高等学校 学則変更(全日 制)(案)に関する件
			京都西山高等学校 学則変更(通信 制)(案)に関する件

		0 人	特定個人情報取り扱い規則の制定(案)に関する件
			(報告事項) 京都西山高等学校 第一校舎建て替え進捗状況
28.3.28	京都西山高校	出席者 16 人	平成 27 年度 第 3 回資金収支・事業活動収支補正予算書(案)承認に関する件
		意思表示者 7 人	平成 28 年度 事業計画(案)承認に関する件
		欠席者 0 人	平成 28 年度 資金収支・事業活動収支当初予算書(案)承認に関する件
			京都西山短期大学 学長選出に関する件
			学校法人京都西山学園 第 4 号評議員の選出に関する件
			京都西山短期大学 学則変更に関する件
			京都西山高等学校 新校舎建築に関する件
			京都西山高等学校 第 2 号基本金の組入りに係る計画表に関する件

本法人の決算は毎年 5 月の定例理事会で審議され、その後の評議員会において承認されており、その結果は教育研究上の情報、修学上の情報や事業報告とともに決算・財産目録等の財務状況として本学ホームページ上に掲載し、情報の公開に努めている。

理事の構成については、私立学校法及び寄附行為第 5 条に基づき、10 人の理事が選任されている。10 人のうち常勤は学園教職員（京都西山短期大学長・京都西山高等学校長・向陽幼稚園長）の 3 人である。なお、寄附行為第 12 条に規定する理事の選任区分は次の通りである。

第 1 号理事 西山浄土宗宗務総長

第 2 号理事 京都西山短期大学長

第 3 号理事 京都西山高等学校長

第 4 号理事 向陽幼稚園長

第 5 号理事 評議員のうちから評議員会の互選によって選任した者 2 人以上 3 人以内

第 6 号理事 理事会において選任した者 3 人以上 4 人以内

以上のように理事長と「学内理事」の 4 人は、宗門及び学校長等所属長で、「学外理事」の 6 人は学識経験者から選出されている。いずれも本法人の建学の精神を良く理解し、経験豊富な見識の高い人物で構成されている。

(b) 課題

本法人の理事長は、慣例として西山浄土宗の宗務総長が就任しており、必然的に総長の任期である 4 年毎に交代することとなっている。着任年度の 10 月から 4 年の任期であるため、本学教育活動に関して年度としては 5 年の関わりを持つことになるが、中・長期的展望の策定・実現には至らない現状にあり、理事長の積極的な提言による策定への参画が今後の課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- ② 理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。
- ③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

現状では理事長をはじめ、所属3校の長を除く理事は非常勤のこともあり、本法人の所属学校の日常状況を随時に把握することが困難とも言える。今後は理事長のリーダーシップをもとに法人内各校の運営を行わなければならないが、このためには短期大学等の現況報告など理事・評議員への本学の状況把握の機会を増し、理事会・評議員会の審議に活かしていく事に努める。

提出資料22. 学校法人京都西山学園寄附行為

備付資料27. 理事長の履歴書（平成29年5月1日現在）

備付資料28. 平成26年度～平成28年度学校法人実態調査

備付資料29. 平成26年度～平成28年度理事会議事録（写し）

備付資料30. 諸規程集

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに係る提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

現在の学長は平成24年度就任以来2期目を向かえており、本学の運営に関して全般的なリーダーシップを発揮するとともに、ガバナンス体制の充実を図っている。平成27年度には学長のガバナンスのもとリーダーシップが発揮できるように「京都西山短期大学教授会規程」を見直し、教授会の位置づけを学長の諮問機関とし、教授会の協議を受けて学長が最終的決定を行うこととした。本学の学長は、「京都西山短期大学学長選出規程」第2条に「学長になる者は、本学の建学精神を体する者であって、学識にすぐれ、人格が高潔なる者でなければならない。」とあることに基づくとともに、同規程第4条の「学長候補者は、西山浄土宗教師、浄土宗西山禅林寺派教師、浄土宗西山深草派教師にして、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。(1) 本学の専任教授(2) 前号に適任者がいない場合は、本学にゆかりのある学識経験者」を承けて選任された。また、西山浄土宗の僧籍ある者として「仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。」という建学の精神、教育理念や目的を十分に理解するとともに、優れた人格を有し、学識にも秀でた人物であり、教学面、運営面全般にその責任者としての職務を遂行している。とりわけ、教学面では、仏教学科仏教学専攻の教授として、釈尊の教え、浄土宗祖法然上人、派祖證空上人の教えによる建学の精神に基づいた教育に長年に渡り

携わっており、その建学の精神をさらに具現化した「学仏大悲心」に見る「智恵と慈悲」に根ざした教育を学生、教職員に説き続けている。

学長は「京都西山短期大学学則」第45条の規定に基づき教授会を開催し、教育研究に関する重要な事項や短期大学運営についての審議を求めている。教授会は月に1回、学長が招集し、また、議長として順調に審議、決定がなされるよう努めている。

教授会の構成は、「京都西山短期大学学則」第46条に「学長、教授をもって組織する。2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。」とする規定により、学長をはじめとする専任の教員で構成され、事務局長が事務局統括者として必要に応じてオブザーバー参加している。学則上は教授のみによる教授会とも言えるが、現状は准教授等を含めた拡大教授会である。なお、教授会では議事録を作成するが、その議題については、次の教授会冒頭に教学部長が報告と確認を行い、議事録の正確さを期している。教授会は学科各専攻で検討し決定した学習成果及び三つの方針「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）」「教育課程・編成の方針（カリキュラムポリシー）」「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」について認識をし、これらに基づいた教学面の運営がなされている。

平成28年度の教授会開催状況は次のとおりである。

平成28年度教授会開催状況

回	開催日時	内 容
1	4月26日	第1号議案 学籍の取扱いの件 第2号議案 既修得単位の認定の件 第3号議案 既修得単位の一括認定の件
2	5月17日	第1号議案 学籍の取扱いの件 報告事項1 平成28年度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度受給者の件
3	6月7日	第1号議案 修学状況確認票の件 第2号議案 別科から本科へ進学の入試要項の件 第3号議案 2017年度指定校特別推薦入試における指定校の選定の件 第4号議案 保育技術検定1級合格者減免制度の廃止の件 報告事項1 2016年度高校訪問の件
4	7月19日	第1号議案 学籍の取扱いの件 報告事項1 開学記念式の講師の件
5	9月13日	第1号議案 平成29年度カリキュラム案の件 第2号議案 平成28年度公開講座の件 第3号議案 非常勤講師の採用の件 第4号議案 卒業判定の件居本奨学金受給者選考 ハラスメント規定の制定 報告事項1 学籍の取り扱いの件（復学） 報告事項2 2017年度指定校推薦編入学入試希望者の件 報告事項3 別科日本語授業クラス増設の件 報告事項4 平成28年度 京都府社会福祉協議会 保育士

		修学資金貸付の件 報告事項 5 追試験対象者の件
6	10月18日	第1号議案 科目の閉講の件 第2号議案 秋入学予定留学生の件 報告事項 1 平成 28 年度指定校推薦編入学入試希望者の件
7	11月8日	第1号議案 2017 年度入学試験の判定の件
8	11月22日	第1号議案 外国人留学生の短期留学プログラムの件
9	12月13日	第1号議案 2017 年度入学予定者の件 第2号議案 教員採用の件
10	12月20日	第1号議案 教員採用の件 第2号議案 2017 年度入学予定者の件（本科進学者・国内留学生 A0 入試） 第3号議案 2017 年度学年暦の件 報告事項 1 教員採用の件
11	1月24日	第1号議案 教員採用の件 第2号議案 2017 年度入学予定者の件 第3号議案 宮山グラウンドの用途変更の件 報告事項 1 本学での教員免許状更新講習の実施の件
12	2月21日	第1号議案 卒業判定の件 第2号議案 学籍の取扱いの件 第3号議案 教員採用の件 第4号議案 2017 年度入学予定者の件 第5号議案 2018 年度入試日程の件 第6号議案 2017 年度オープンキャンパス開催日程の件 第7号議案 宮山グラウンドの件
13	3月15日	第1号議案 学籍の取扱いの件 第2号議案 2017 年度入学予定者の件 第3号議案 2016 年度卒業判定の件 第4号議案 教員採用の件 第5号議案 「インド仏教史Ⅰ・Ⅱ」の科目担当の件

学長は本学の教育・運営上に必要な委員会についてリーダーシップを発揮して、教授会等の下に17の委員会を設置し、各委員会はそれぞれの規程に基づき運営されている。委員会の長は事務局長、学科長、各部署部長、図書館長、各センター長等が兼任しており、規程等にしたがって協議・運営を行っている。平成28年度の委員会は次のとおりである。

平成28年度の委員会とその内容

1. 経営協議会	学長及び人事委員会のメンバーにより教育活動及び運営体制等を協議する
----------	-----------------------------------

2. 人事委員会	短期大学組織における人事の運営、すなわち事務組織・管理運営全般に関する重要事項の審議をはかる
3. 部局長会	短大業務の円滑な遂行を目的とし、事務組織・管理運営全般に関する重要事項の審議及び事務の連絡調整を図る
4. 教学委員会	教育課程その他教務上に必要な事項及び学生生活を支援するための事項を協議し、遂行する
5. 学生支援センター委員会	学生の就職・進学等、学生の進路に関する指導を推進する
6. 入試委員会	学生の募集及び入学試験業務の運営をはかる
7. 図書館委員会	図書館利用を積極的に推進し、その他図書館の適正な運営をはかる
8. 宗教部委員会	年間行事等宗教活動を通じ、建学の精神の具現化をはかる
9. 人権委員会	建学の理念に則り、人権教育・啓発事業その他人権に関する必要な事項を審議する
10. 自己点検・評価委員会	教育・研究活動等の状況を自ら点検し、本学の教育目的の達成をはかる
11. F D 委員会	教員の資質向上を協議し推進する
12. S D 委員会	事務職員の資質向上を協議し推進する
13. 大学協議会	短期大学の教育・運営に関し、教職員と学生の相互理解と叡智をはかり協議する場とする
14. ホームページ委員会	ホームページの管理運営等広報活動を推進する ホームページ作業部会を下部組織に持つ
15. 国際交流委員会	提携学校との交流、留学生の受入等国際交流の推進をはかる
16. 食堂委員会	学生食堂ヒッパラの業務報告をもとに、サービス向上に向けた協議・検討をはかる
17. 衛生委員会	教職員の衛生に関する事項について協議し、健康管理を推進する

各年度において通常運営される委員会は上記の17委員会であるが、各委員会の下部委員会がある。教学委員会にはカリキュラム委員会、編入学委員会、また、図書委員会には収書委員会が詳細な項目について検討し、親委員会が各小委員会の報告を受け、情報収集し協議することとしている。

(b) 課題

学則や教授会規程の改正により学長は教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っており、学長のリーダーシップのもとに学科の専攻ごとの学習成果を検討し実施してきたが、中でも仏教学専攻は3つのコースから成るため各コースに十分な専任教員を配置することが困難な状況にある。また、学習成果や三つの方針についても仏教学専攻での検討となり、3コースそれぞれに複数の専任教員を配置しそれぞれのコースの専門教育を検討するところにまで到達させることが課題であり、特に専攻会議の提言は教学委員会や教授会での重要な教学運営に関わる議題となっており、提案・議案が教学の改善につながっているかが課題である。学長の下に現在17の委員会が設置されているが、教員が事務職を兼務していること、また、事務職員数についても小規模校の本学では、一人あたりの委員会所属数が多く、所属委員会への出席、検討項目の遂行など大きな負担ともなっているため、委員会の統合整備を含め改善することが課題である。

- ① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
- ③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ④ 教授会の議事録を整備している。
- ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
- ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づ

いて適切に運営している。

■ テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

小規模校にとっては多数といえる委員会ではあるが、現在常設されている各委員会は、それぞれに必要なかつ重要な項目を審議していると思われる。今後の課題として一人あたりの委員会所属を軽減することを含め検討することにする。

提出資料 5. 京都西山短期大学学則

備付資料 3 1. 学長の個人調書

備付資料 1 6. 教員の個人調書

備付資料 3 2. 教授会議事録

備付資料 3 3. 委員会等の議事録

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準Ⅳ-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

監事は、寄附行為第 13 条に「監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」の規定により 2 名の学外者が選任されており、学校法人の業務並びに財産状況について監査をしている。監事は平成 28 年度に開催された理事会と評議員会のすべてに出席し意見を述べている。監事は寄附行為第 14 条に掲げる職務を行っている。すなわち、本法人の業務の監査、財産状況の監査を実施し、その業務並びに財産の状況について、毎会計年度終了後、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は当該年度内に法人事務局並びに短期大学をはじめ所属各校を訪問し、事業予算執行状況を直接に調査するとともに、同席の学長等に対しては事業内容に対する忌憚のない意見を述べている。なお、毎年度決算時期には公認会計士との連携による監査を実施している。

(b) 課題

現在、監事の監査を支援するための事務体制、内部監査の組織については、いずれも整備されていないため、今以上の管理運営を実施していくためにも、これら組織の整備・充実が課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

〔区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本法人における平成 28 年度の評議員会は評議員 23 名で組織しており、内 16 名は学外者である。評議員は、寄附行為第 22 条の定めにより、次のとおり選任されている。

第 1 号評議員 この法人の設置する学校の教職員のうちから、理事会において選任した者 5 人

第 2 号評議員 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから、理事会において選任した者 7 人

第 3 号評議員 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人

第 4 号評議員 この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内

合計 22 人以上 23 人以内

評議員会の運営は私立学校法及び本法人寄附行為第 20 条に基づき、本法人内の重要案件である予算等に関してあらかじめ理事会の審議前に理事長から諮問を受けている。私立学校法第 42 条及び本法人寄附行為第 20 条に定める重要事項は次のとおりである。

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会又は理事長において必要と認めるもの

また、寄附行為第 31 条第 2 項により理事会で決議された決算や事業の実績は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めている。これらの事から評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。

平成 26 年度～27 年度評議員会開催状況

開催日	場所	出席者	主たる議題
26.5.22	京都西山高校	出席者16人 意思表示者5人 欠席者2人	平成25年度 事業報告書(案)承認に関する件
			平成25年度 資金収支決算書(案)及び消費収支決算書(案)承認に関する件
			平成26年度 第1回資金収支補正予算書(案)・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 監事選任に関する件
26.12.12	京都西山高校	出席者15人 意思表示者6人 欠席者2人	平成26年度 第2回資金収支・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
27.3.25	京都西山高校	出席者14人 意思表示者7人 欠席者2人	平成26年度 第3回資金収支・消費収支補正予算書(案)承認に関する件
			平成27年度 事業計画(案)承認に関する件
			平成27年度 資金収支・事業活動収支当初予算書(案)承認に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 任期満了に伴う理事選任に関する件
			学校法人京都西山学園 辞任に伴う評議員選任に関する件
			学校法人京都西山学園 選任各号の変更に伴う評議員選任に関する件
			学校法人京都西山学園 寄附行為の変更について
			学校法人京都西山学園 寄附行為実施規則の制定について
			学校法人京都西山学園 規則等の呼称及び番号を定める規則の制定について
			学校法人京都西山学園 専務理事任用規程の制定について
27.5.25	京都西山高校	出席者18人	平成26年度 事業報告書(案)承認に関する件
			平成26年度 資金収支・消費収支決算書(案)承認に関する件

		意 思 表 示 者 5 人 欠 席 者 0 人	認に関する件 平成 27 年度 第 1 回資金収支・事業活動収支補 正予算書(案)承認に関する件 学校法人京都西山学園 任期満了に伴う理事選 任に関する件 学校法人京都西山学園 辞任に伴う監事選任に 関する件 学校法人京都西山学園 辞任に伴う評議員選任 に関する件
27.10.1 3	京都西山高校	出 席 者 16 人 意 思 表 示 者 7 人 欠 席 者 0 人	平成 27 年度 第 2 回資金収支・事業活動収支補 正予算書(案)承認に関する件 京都西山高等学校 学則変更(全日制)(案)に関 する件 京都西山高等学校 学則変更(通信制)(案)に関 する件 特定個人情報取り扱い規則の制定(案)に関する 件 (報告事項) 京都西山高等学校 第一校舎建て替え進捗状況
28.3.28	京都西山高校	出 席 者 16 人 意 思 表 示 者 7 人 欠 席 者 0 人	平成 27 年度 第 3 回資金収支・事業活動収支補 正予算書(案)承認に関する件 平成 28 年度 事業計画(案)承認に関する件 平成 28 年度 資金収支・事業活動収支当初予算 書(案)承認に関する件 京都西山短期大学 学長選出に関する件 学校法人京都西山学園 第 4 号評議員の選出に 関する件 京都西山短期大学 学則変更に関する件 京都西山高等学校 新校舎建築に関する件 京都西山高等学校 第 2 号基本金の組入れに係 る計画表に関する件

(b) 課題

評議員会は、私立学校法並びに本法人寄附行為第 20 条に基づき構成され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。今後も引き続き関係法令を遵守し厳格に運営して行く事が重要だと認識している。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。〕

■ 基準Ⅳ-C-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本法人及び本学は、学校法人京都西山学園経理規程並びに経理規程施行細則に従い予算編成を行っている。本学の事業計画と予算は、学内の意向を集約し、経営計画に基づいて3月初旬に法人本部に提出される。法人本部は、短期大学及び高等学校、幼稚園の事業計画と予算を集約し毎年度の事業計画と予算を作成し、3月末に開催される評議員会で意見を聞き、続いて開催される理事会で決定している。決定された予算は適正に執行されているが、年度途中で計画の再検討等によりやむを得ず計画変更するなど変更を生じる場合には、経理規程に定める手続きに従って予算を補正している。

本法人では公認会計士による適正な監査が行われている。毎年度時期を定めて公認会計士が直接短期大学に赴き、経理担当者に直接聞き取りをしながら会計書類を点検する等、計算書類及び財産目録等が適正に処理されていることの確認を行っている。

資産等の管理については、固定資産及び物品の管理に関する規程に基づくとともに、公認会計士の指導により適切に管理している。資産等の運用については、現在は預金以外に行っていない。また、本学の施設設備についても減価償却表を作成し、公認会計士の指導を受けながら適切に管理している。なお、資金出納簿等については経理規程に基づき適切に記録されている。

現在本学及び法人内各校においては、事業計画に基づく寄附金の募集及び学校債の発行は行っていないが、高等学校、幼稚園においては寄附金の募集を策定中である。

毎年度の計算書類、財産目録等は、毎会計年度終了後、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づいて「教育情報及び財務情報」等をホームページ上に公開するとともに、法人本部並びに設置各校の事務所に備えて閲覧可能としている。

なお、ホームページ上で公開している主な情報は次の通りである。

1. 教育上の情報

- ① 学科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- ② 専任教員数
- ③ 校地・校舎等の施設
- ④ 授業料、入学金、その他の大学が徴収する費用

2. 修学上の情報等

- ① 入学者に関する受入方針
- ② 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ③ 入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数
- ④ 修学の成果に係る評価及び卒業認定にあたっての基準
- ⑤ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関わる支援

⑥ シラバス

3. 財務情報

- ① 財産目録
- ② 貸借対照表
- ③ 資金収支計算書
- ④ 消費収支計算書（事業活動収支計算書）
- ⑤ 監査報告書

4. 学校法人京都西山学園事業報告書

(b) 課題

本法人内では、現在高等学校が新校舎の建設事業を策定中であり、法人全体の財務状況にも留意しつつ本学の中・長期計画を策定する必要がある。ただ、平成18年度に専攻分離により開設した仏教保育専攻の施設としての述誠館建設費に対する返済が、平成35年を期限に現在も継続しており、本館の耐震を含めた平成35年度以降の中・長期計画の改築等の策定が必要と考えており、これについては返済終了後の課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

現行の理事長は慣例的に西山浄土宗の宗務総長が就任しており、僧籍を有する者でもあるため、「建学の精神」を十分に理解し、法人内の本学等各校の教学・運営両面に関してガバナンスの体制が整っているといえる。ただ、理事長任期は宗務総長の任期に連動するため、中・長期的にガバナンスを発揮する体制の継続が課題であり、今後引き続き検討していくところである。

前学長時に導入していた副学長制度は、現行学長になってからは採用していない。現在は学長のガバナンスを発揮しているが、よりガバナンスをより強靱なものとするため、学長を補佐する体制として学科長がその任にあたっている。また、学長の諮問機関である教授会については、その規程を整備し学長のガバナンス体制が整ったといえる。その他の各規程についても関係諸法の改正に伴い整備しているところであるが、今後は法人事務局を中心に法人所属各校の規程整備を継続していく。

備付資料 3 4. 平成 2 6 年度～2 8 年度監査法人による監査報告書

備付資料 3 5. 平成 2 6 年度～2 8 年度学校法人京都西山学園評議員会議事録

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

京都西山高等学校普通科の「こども夢コース」は本学の仏教保育専攻仏教保育幼児教育コースとの間で、幼児教育を通じて 5 カ年の高大一貫教育を目指し、平成 2 1 年度より「基礎音楽」と「児童文化」の 2 科目に本学の幼児教育コース専任教員が持ち出し授業を行うことにより、単位を認定し、短大教育への理解と今後の単位履修の一助となるよう高大連携を図っている。また、向陽幼稚園には同コースの学生が資格取得のための実習先として関係を築いているが、今後は理事長と学長がさらに連携し、学園全体の教育面の振興をはかっていく計画である。仏教保育専攻では開設当初より定員の充足に至らないものの過去 3 年間の入学者は徐々に定員確保に近づいており、これには京都西山高等学校普通科の「こども夢コース」からの進学者が大きく影響しているため、理事長、学長のリーダーシップのもと、平成 3 0 年度にも仏教保育幼児教育コースの定員充足率を高めることによって経営の安定化を図りたい。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし